

令和2年度

# 信用保証協会のあらまし

Outline of Credit Guarantee Corporation of Hyogo-ken



兵庫県信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN



令和2年度

# 信用保証協会のあらまし

Outline of Credit Guarantee Corporation of Hyogo-ken



## ごあいさつ greeting

当協会の信用保証業務につきましては、平素から格別のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

信用保証をご利用のお客様をはじめ、広く県民の皆さまに当協会の経営方針や業務内容、運営状況などをわかりやすくご案内させていただくため、本年度も「信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。ご高覧を賜り、当協会の取組についてご理解をいただければ幸いです。

令和2年度は、4月早々、政府から緊急事態宣言が発せられ、社会経済活動が大きく停滞する中で始まりました。これは、わが国だけでなく、世界的なパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症がもたらしたもので、その根本的な対策には年単位という長期を要することが確実な状況です。

そのようななか、生産や消費という実体経済を直接支える中小企業・小規模事業者の皆様には、計り知れない影響が生じており、かつ、将来の展望が全く描けない事態が続き、不安が増すばかりの日々となっています。資金繰りに関しても、かつて経験したことのないほどの急激なニーズが発生しています。これに対応するため、セーフティネット保証や危機関連保証の発動、民間金融機関を窓口とする無利子・無担保融資の創設など、国や地方公共団体による対策が矢継ぎ早に繰り出されています。

私たち兵庫県信用保証協会は、こうした状況を踏まえ、金融機関をはじめ、関係諸機関との緊密な連携のもと、信用保証を通じて、甚大な影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆様への支援に全力で取り組んでいます。

今後とも、基本理念が示す「信頼される保証協会」を実現するため、常に業務を「前進」させていくという意識のもと、役職員一同が誠心誠意業務に取り組み、地域経済・社会の発展に貢献してまいりますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月

兵庫県信用保証協会  
理事長 杉本 明文



## 目次 INDEX

「新型コロナウイルス感染症」に係る対応について	
「新型コロナウイルス感染症」に係る対応について	04
<b>信用保証協会の概要とコンプライアンス</b>	
協会の目的と基本理念・基本方針	06
協会の概要	08
協会の沿革	09
コンプライアンス	10
個人情報保護	12
<b>信用保証のしくみ</b>	
信用補完制度	16
信用保証制度と信用保険制度	18
<b>信用保証の概要</b>	
保証業務の流れ	20
信用保証の利用について	22
責任共有制度について	24
信用保証料	25
企業のライフステージに応じた保証制度のラインアップ	30
主な保証制度	32
主な兵庫県融資制度	38
信用保証トピックス	40
<b>中期事業計画(2018年度～2020年度)</b>	
中期事業計画(2018年度～2020年度)	42
<b>令和2年度経営計画</b>	
令和2年度経営計画	44
<b>令和元年度事業概況</b>	
令和元年度事業概況	46
令和元年度の主な取組み	48
<b>財務報告</b>	
貸借対照表・財産目録	50
収支計算書	52
基本財産	54
<b>信用保証の状況</b>	
保証の状況	58
事故報告の状況	65
代位弁済の状況・回収の状況	66
損失補償の状況等	68
<b>広報活動、反社会的勢力への対応、協会組織</b>	
広報活動	70
第三者介入・介入排除、反社会的勢力等の排除	71
役員構成・機構図	72
お客様総合相談室、経営支援室	74
関連企業	75
ネットワーク	76

# 「新型コロナウイルス感染症」に係る対応について

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型感染症」という。)による影響の拡大により、県内の中小企業・小規模事業者の皆さまを取り巻く経営環境は、深刻度を増しています。

このような中、当協会では、金融機関や関係機関との緊密な連携のもと、国や県において実施されている様々な施策を適切に活用し、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰り支援に全力を挙げて取り組むとともに、感染拡大防止策の徹底に努めています。

## 1. 経営相談窓口の設置

(令和2年6月現在)

新型感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りや経営相談等にお応えするため、令和2年1月29日付けで「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」を設置しました。

同窓口では、平日に加え、休日(土・日・祝日)にも電話相談による対応を行っています。

【開設時間】(平日)午前9時から午後5時10分 (休日)午前9時から午後5時(電話相談のみ)

## 2. 資金繰り支援のための保証制度

### (1) 国の保証制度

新型感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを支援するため、全国統一保証として、セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証が実施されています。

#### ① セーフティネット保証4号

特定地域の災害その他突発的な事由により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する保証制度です。

指定地域	全47都道府県	指定期間	令和2年2月18日～令和2年9月1日
認定基準	①指定を受けた地域で1年以上継続して事業を行っている方 ②新型感染症の拡大に起因して、当該事由の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方		
限度額	2億8,000万円(一般保証および危機関連保証とは別枠)		
保証割合	100%保証	保証料率	年0.90%

#### ② セーフティネット保証5号

全国的に業況が悪化している業種を営み、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する保証制度です。

指定業種	原則全業種	指定期間	令和2年5月1日～令和3年1月31日
認定基準	①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している方 ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方		
限度額	2億8,000万円(一般保証および危機関連保証とは別枠)		
保証割合	80%保証	保証料率	年0.80%

#### ③ 危機関連保証

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業・小規模事業者に対して資金調達支援を行い、事業継続や経営の安定を図ることを目的とした保証制度です。

指定期間	令和2年2月18日～令和3年1月31日		
認定基準	①金融取引に支障を来している方で、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている方 ②新型感染症の拡大に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる方		
限度額	2億8,000万円(一般保証およびセーフティネット保証とは別枠)		
保証割合	100%保証	保証料率	年0.80%

※上記は令和2年6月現在の内容です。

## (2) 兵庫県中小企業融資制度

新型コロナウイルスの影響により、資金繰りに支障をきたしている兵庫県内の中小企業・小規模事業者の皆さまを支援するため、以下のとおり融資制度が創設・拡充されました。

この中で「新型コロナウイルス感染症対応資金」は、保証料補助が行われるほか、要件を満たす場合に、利子補給や既存の保証付融資を借換えすることが可能です。また、「新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付」は、保証料無料（兵庫県が全額補助）でご利用いただくことが可能です。

(令和2年6月現在)

融資制度名	限度額	貸付利率	保証期間	対象者
新型コロナウイルス感染症対応資金	4,000万円	当初3年間0%* (4年目以降年0.70%) 年0.70%	10年 (据置5年)	セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主で一定の条件を満たした方(売上高等の減少幅により、利子・保証料の補助あり)
新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付	5,000万円	年0.70%	10年 (据置2年)	セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した方(借入当初は保証料無料で利用することが可能)
新型コロナウイルス対策貸付	2億8,000万円			最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%（一般保証、セーフティネット保証5号を利用する場合、同4号を利用する場合は20%）以上減少している方
新型コロナウイルス危機対応貸付				最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて15%以上減少している方(危機関連保証の認定が要件)
借換等貸付 (新型コロナウイルス対策)	5,000万円	金融機関所定	10年 (据置1年)	兵庫県融資制度等の借入残高があり、既往債務の負担軽減が必要な方(売上減少要件は新型コロナウイルス対策貸付と同じ)
経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)			速やかな資金調達が必要な方(取扱金融機関と1年以上の与信取引が必要。売上減少要件は新型コロナウイルス対策貸付と同じ)	

※売上高等の減少要件を満たした場合に適用されます

## 3. 協会業務の推進と感染防止への取組み

### (1) 機構改革及び定期人事異動の延期について

保証申込に対応するため、令和2年4月1日に予定していた機構改革及び定期人事異動を延期するとともに、業務量が増加する事務所、支所に対する応援体制を確立しました。

### (2) 出勤者7割削減要請に伴う業務体制について

令和2年4月14日から5月6日までの間、保証業務に対応する部署を除く全ての部署で在宅勤務を導入しました。5月7日からは急増する保証相談・申込に注力するため、終了しました。

### (3) 本所内の部署配置の変更について

感染防止および感染者がいた場合の影響を最小限に留めるため、本所内の部署配置を変更しました。

### (4) 関係諸機関への感染防止にかかる業務運営のご協力(通知)について

金融機関をはじめとする関係諸機関に、必要最小限の対面相談を要請するなど、感染防止へのご協力について通知を行いました。

### (5) テレビ会議システムの導入について

本所、事務所および支所間の移動を最小限にし、新型コロナウイルスの感染を防止するとともに業務の効率化を図るため、テレビ会議システムを導入しました。

### (6) 顧客等への訪問・面談等について

業務上必要な場合を除き、顧客や金融機関等への訪問・面談については自粛しました。やむを得ず、訪問・面談を実施する際は、マスクの着用を必須としました。

### (7) イベントや会議等について

当協会が主催する顧客や外部機関との会議等については、中止・延期の措置を講じました。また、外部主催の会議についても、原則として出席を自粛しました。

### (8) 職員の健康管理等について

職員及びその家族の健康管理を徹底し、新型コロナウイルスの協会内への侵入防止に最大限努めました。

## 協会の目的と基本理念・基本方針

### 協会の目的

兵庫県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

### 経済変化への迅速・的確な対応を目指して

#### 中小企業・ 小規模事業者のために

日本の産業社会において、事業所・従業員数の大半を占めている中小企業・小規模事業者は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

兵庫県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の「公的保証人」となって、中小企業・小規模事業者と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

#### 金融機関とともに

信用保証協会は中小企業・小規模事業者の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業・小規模事業者の活力を創造していきます。

## 基本理念

当協会では、以下の「基本理念」を定め、激しく変動してゆく経済・社会の中で果たすべき役割と責任を十二分に認識し、中小企業・小規模事業者の良きパートナーとして信頼される保証協会をめざしています。

私たちは事業の維持・創造・発展に努力する  
中小企業の良きパートナーとして  
信頼される保証協会をめざし  
地域経済・社会の発展に貢献します

## 基本方針

「基本理念」の実現に向けて、「基本方針」を定めています。

### 1. 公正・的確・迅速な「信用保証」を提供する

- ①適正かつ健全な経営努力を続ける中小企業等の経営基盤の安定・強化に寄与するため、新たな信用創造に努め、適宜・適切な保証を提供する。
- ②自主・中立の公的機関として、第三者の介在・介入を排除し、適正保証の推進に努める。

### 2. 信頼される保証業務を推進する

- ①中小企業の良きパートナーとして地域経済・社会の発展に貢献するため、人材の育成に努め、資質の向上を図る。
- ②広く信頼される保証協会をめざし、多様化する中小企業のニーズに的確に応えるため、情報の提供、関係機関との連携強化に努め、より質の高い保証業務を推進する。

### 3. 揺ぎない経営基盤を確立する

- ①激変する金融環境の中にあって、信用補完制度の健全な運営と発展を図るため、将来に亘って揺ぎのない経営基盤を確立する。
- ②情報システムを有効に活用するなど、創意と工夫に努め、経営の合理化・効率化を図る。

# 協会の概要

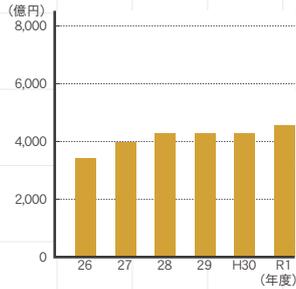
## 兵庫県信用保証協会の概要

設 立・・・昭和23(1948)年10月23日	常 勤 役 職 員・・・・・・・・・・ 253名
根 拠 法 律・・・信用保証協会法 (昭和28(1953)年8月10日制定)	基 本 財 産・・・・・・・・・・ 770億円
関 係 法 律・・・中小企業信用保険法 (昭和25(1950)年12月14日制定)	保 証 承 諾 額・・・・・・・・・・ 4,588億円
事 務 所・・・本所(神戸事務所)、阪神事務所、 姫路事務所、但馬支所、淡路支所、 西脇支所、加古川支所	保 証 債 務 残 高・・・・・・・・・・ 1兆1,104億円
	代 位 弁 済 額・・・・・・・・・・ 187億円
	求 償 権 回 収 額・・・・・・・・・・ 63億円

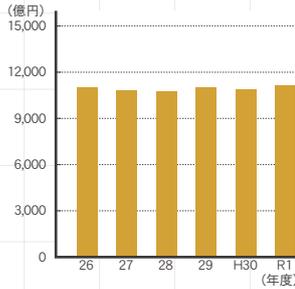
※数値は令和元年度末現在



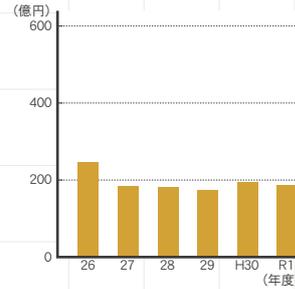
保証承諾の推移(金額)



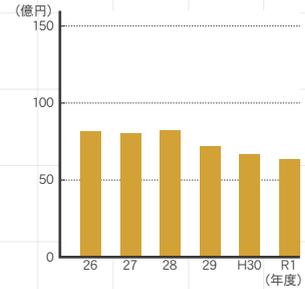
保証債務残高の推移(金額)



代位弁済の推移(金額)

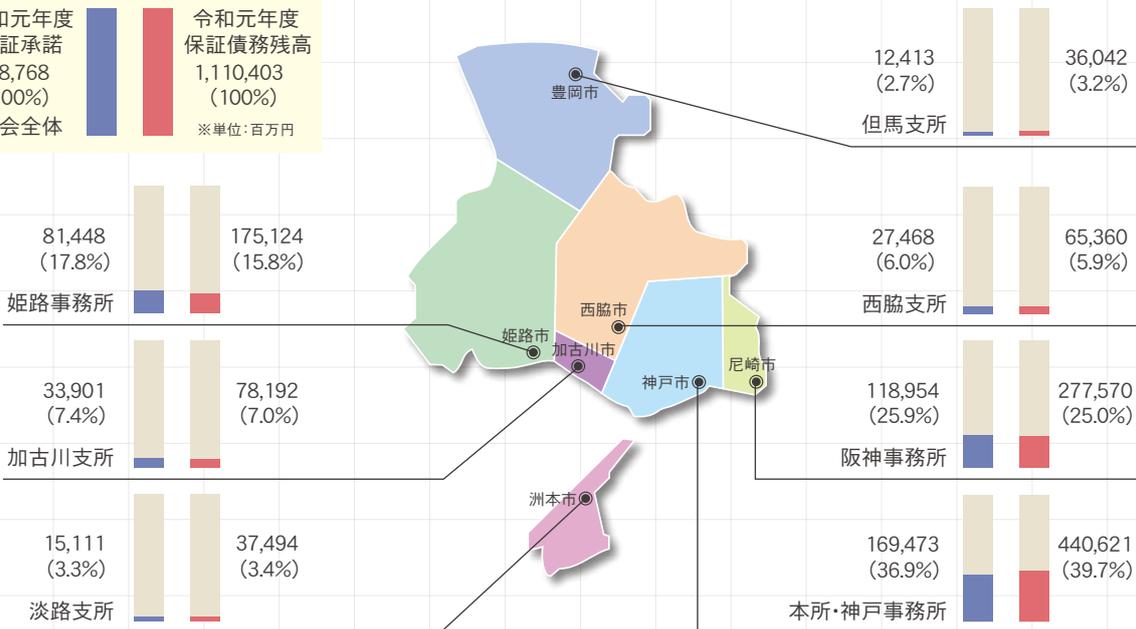


求償権回収の推移(金額)



## 事務所・支所別の保証承諾、保証債務残高の状況

令和元年度 保証承諾 458,768 (100%) 協会全体	令和元年度 保証債務残高 1,110,403 (100%) ※単位:百万円
--	---



# 協会の沿革

## ◎私たちは地域とともに歩み続けていきます。

兵庫県信用保証協会が発足したのは、戦後の混乱が色濃く残る昭和23(1948)年のことでした。百貨店の一室を借り、8人で保証業務を開始して以来、地域とともに歩み続けています。この間、兵庫県は鉄道網や高速道路網の発達、明石海峡大橋の開通など大規模な基盤整備が進む一方で、阪神・淡路大震災による甚大な被害を受けるなど、激動の時代を駆け抜けてきました。我が兵庫県信用保証協会においては、それぞれの時代の変化を適切に捉え、タイムリーな信用保証業務を展開することで、県内中小企業・小規模事業者の金融円滑化に尽力してきました。

## 兵庫県信用保証協会の主な出来事

昭和23年	10月23日 兵庫県信用保証協会が社団法人として神戸市に設立	平成13年	「売掛債権担保融資保証」創設
昭和26年	「中小企業信用保険法」に基づく保険契約締結	平成14年	神戸事務所設置 「資金繰り円滑化借換保証(現「借換保証」)」、 「事業再生保証」創設
昭和29年	「信用保証協会法」に基づく法人に組織変更	平成15年	「下請振興関連保証」創設
昭和32年	姫路支所、尼崎支所開設	平成18年	保証料率体系を改正(9段階の保証料率体系を導入)
昭和33年	中小企業信用保険公庫(現株日本政策金融公庫)設立、 「信用補完制度」確立、但馬支所、淡路支所開設	平成19年	「責任共有制度」導入 「流動資産担保融資(ABL)保証」創設
昭和39年	「手形貸付根保証」、「手形割引根保証」創設	平成20年	阪神事務所を開設(尼崎支所を改組・改編) 設立60周年を迎える 「原材料価格高騰対応等緊急保証(景気対応緊急保証)」創設
昭和40年	「特別小口保証」、「追認保証」創設	平成23年	「東日本大震災復興緊急保証」創設 コンピュータ共同システム「コモンシステム」へ移行
昭和48年	保証債務残高1,000億円突破 西脇支所、加古川支所開設	平成24年	「経営力強化保証」創設
昭和57年	「推せん保証」創設	平成26年	「経営者保証ガイドライン対応保証」、「経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)」創設
昭和61年	「当座貸越根保証」創設	平成27年	「養父市アグリ特区保証(養父市国家戦略特別区域農業保証)」、 「ひょうご発展応援保証リピート5」創設
昭和62年	「事業者カードローン根保証」、「長期経営資金保証」創設	平成28年	「災害時発動型予約保証そなえ」、「ひょうご発展支援保証リード」創設
昭和63年	保証債務残高5,000億円突破	平成29年	「短期継続保証たんけい」、「事業性評価保証タッグ」創設
平成5年	保証債務残高1兆円突破	平成30年	設立70周年を迎える 「経営改善借換保証ぜんしん」創設 「不動産活用保証ネクスト」創設
平成7年	阪神・淡路大震災「災害復旧融資」創設 新本所ビル竣工 保証債務残高1兆5,000億円突破	令和元年	「大口短期継続保証たんけいプレミアム」創設
平成10年	「中小企業金融安定化特別保証」創設		
平成12年	「特定社債保証<私募債>」創設		



昭和38年  
ポートタワー完成  
(神戸新聞社撮影)



昭和47年  
山陽新幹線開通  
(神戸新聞社撮影)



昭和56年  
神戸ポートアイランド博覧会開催  
(神戸新聞社撮影)



平成7年  
阪神・淡路大震災  
(神戸新聞社撮影)



平成18年  
神戸空港開港  
(神戸新聞社撮影)



平成27年  
姫路城「平成の大修理」完了  
(姫路市撮影)

# コンプライアンス

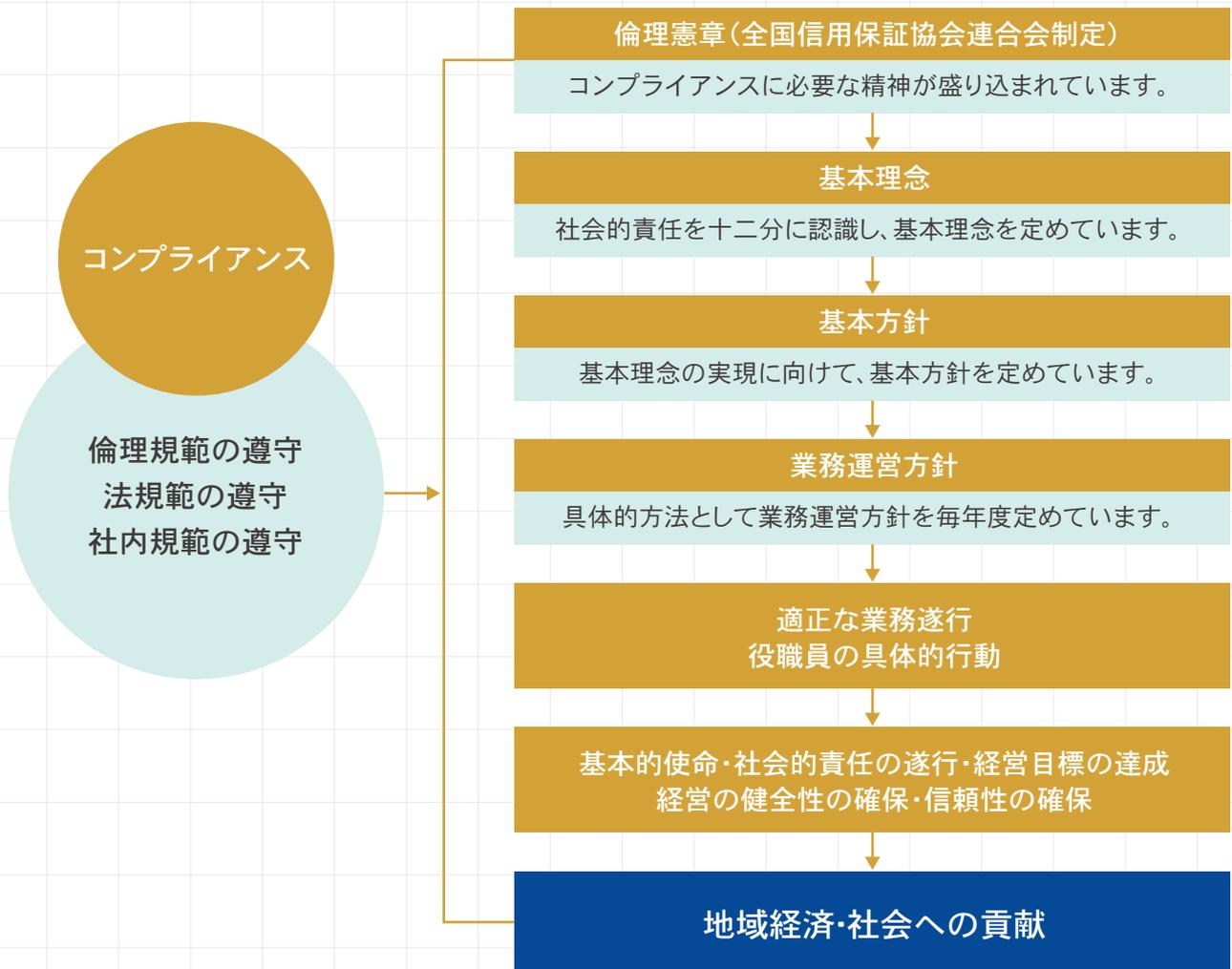
## コンプライアンス

当協会が、中小企業金融の円滑化という設立の目的を果たし、持続的に存在していくためには、業務の健全性を維持し、社会から信頼を得ることが不可欠です。

そのため当協会では、あらゆる法令やルールを遵守し、コンプライアンスに則った基本理念、基本方針および業務運営方針を定め、誠実かつ公正な事業活動を行うことを通じて社会的責任や経営目標を達成し、地域経済・社会へ貢献していきます。

あわせて、情報に対するリスク管理の重要性を認識し、適切な運用に努めています。

## コンプライアンス態勢図

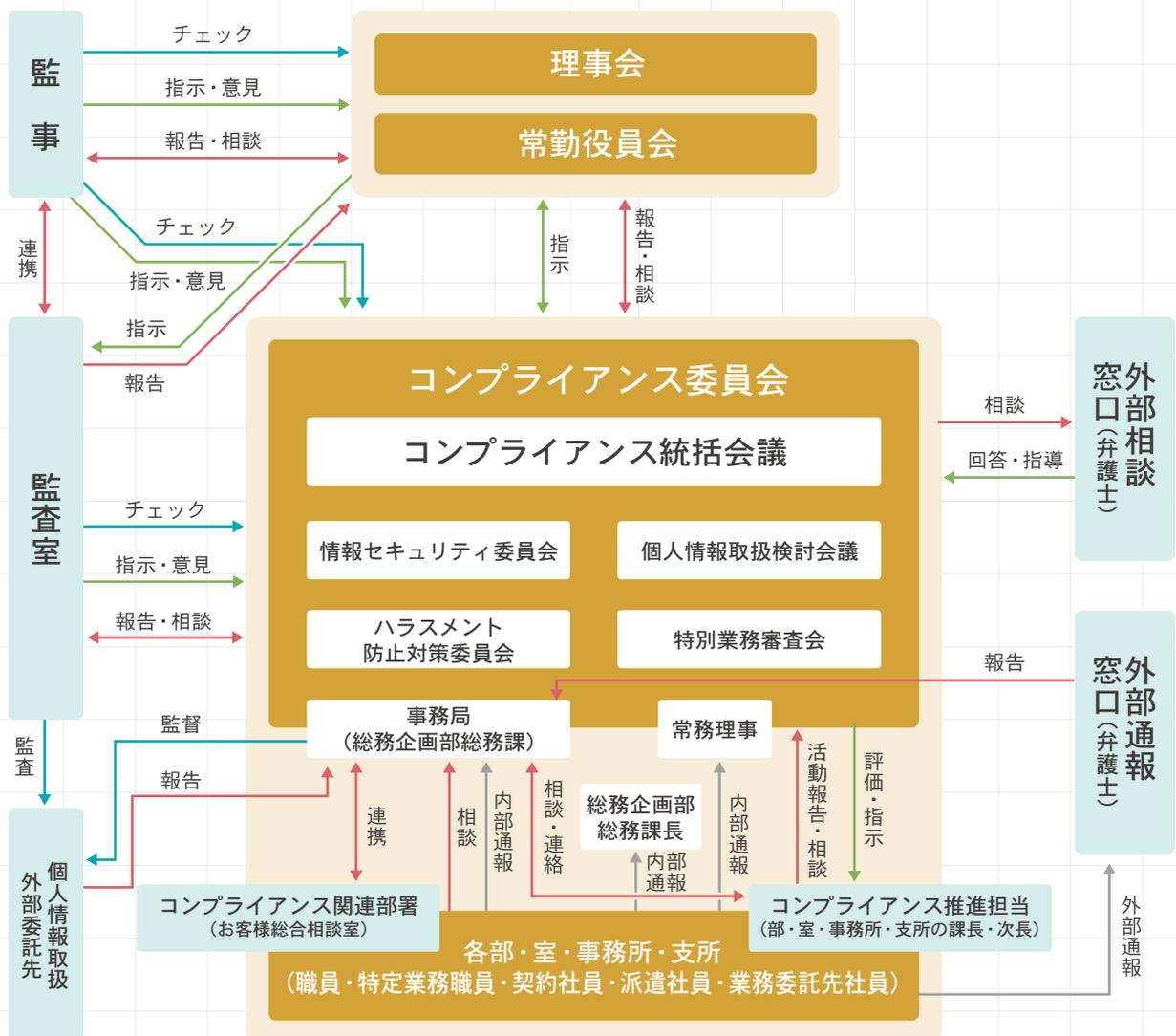


## コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスにおいては、役職員全員の意識を高めるとともに、具体的な実践に結び付けることが重要です。そこで当協会では以下の取組みを実践しています。

- ①当協会のコンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
- ②法令等遵守態勢を実現する手引き書として「コンプライアンスマニュアル」を制定しています。
- ③具体的な行動計画を策定し、達成状況を適切に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定しています。

## コンプライアンス体制図



# 個人情報保護①

## 情報保護への取組み

保証業務を行うために収集、作成、活用する情報は、協会にとって貴重な財産であり、機密に属するものが多くあります。これらの情報を安全で効率良く活用するための基盤を構築し、適切な管理を推進していくことが必要です。

特に、情報の漏洩等により社会的信用を失う事態を未然に防ぐことは責務であり、情報に対する適切ナリスク管理を重要な情報戦略と認識し、前向きに取り組んでいます。

- ①情報セキュリティを確保するにあたって遵守すべき指針として「情報セキュリティ基本方針」を定めています。
- ②情報セキュリティ基本方針に基づき、遵守とその運営組織について「情報セキュリティ規程」を定めています。
- ③当協会が取得する個人情報について、適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報に係る取扱い等について「個人情報保護規程」を定めています。

## 個人情報保護宣言

個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する取扱いを以下のとおり「個人情報保護宣言」として制定しています。

兵庫県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護および個人データの安全管理に努めてまいります。

### 1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報および個人データを取扱います。

### 2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会は、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページおよび窓口備付けの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ることなく第三者には提供・開示いたしません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た機微情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には、使用いたしません。

### 3. 個人データの適正管理・安全管理

お客様の個人データについて、安全管理の一元管理を図る体制を構築し、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

### 4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、役職員に周知徹底させるため計画的に教育・研修を行う等個人情報保護への取組みを維持、改善していきます。

### 5. 個人データの委託

- ①当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ②委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### 6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②請求の方法は、当協会窓口に備付けの個人情報開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参ください。(郵送による請求も可能です。)
- ③個人データの開示および利用目的の通知につきましては、1件につき300円、開示請求文書が15枚以上の場合は、A4文書1枚につき20円とさせていただきます。なお、通知を郵送する場合は、実費をご負担していただきます。

### 7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ①当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ②お客様の個人情報を不適切に取得し又は目的以外に利用している場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ③お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ④6.および7.の具体的な手続につきましては、当協会ホームページおよび窓口備付けの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の求めに応じる手続に関する事項」をご覧ください。

### 8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報および個人データの安全管理に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

### 9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置に関する相談、質問および苦情窓口

当協会は個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口を設けております。詳しくは15ページ「個人情報等に関するお問い合わせ窓口」をご覧ください。

平成29年10月24日 兵庫県信用保証協会

# 個人情報保護②

## 個人情報の保護に関する法律に係る取組み

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)は、個人情報の利用目的などについて公表することが定められています。当協会では以下のとおり主な事項を定め、公表しています。

## 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

### 1. 当協会が取扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- (1) 法に基づき、お客様の個人情報を信用保証業務およびこれに付随する業務、ならびに次の利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
- |   |                        |
|---|------------------------|
| ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付                           | ②保証申込・条件変更申込の受付        |
| ③本人および保証利用資格の確認                               | ④保証・条件変更の審査            |
| ⑤保証・条件変更の決定                                   | ⑥保証取引の継続的な管理および事後管理    |
| ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行                          | ⑧取引上必要な各種郵便物の送付        |
| ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供 |                        |
| ⑩市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施                    |                        |
| ⑪各種保証制度利用のご提案                                 | ⑫保証料率・保険料率の算定および保証料の返戻 |
| ⑬代位弁済請求の受付、代位弁済の審査                            | ⑭求償権の行使                |
| ⑮経営改善・事業再生の支援                                 |                        |
| ⑯その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営                     |                        |
- (2) お客様の本籍地等の業務上知り得た機微情報を適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

### 2. 各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

### 3. 個人情報の取得元又はその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例)

- |  |
|--|
| ①信用保証委託申込書などお客様にご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合 |
| ②お客様が信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合  |
| ③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合                |

### 4. ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客様からダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止のお申し出は、当協会 総務企画部企画調整課(TEL 078-393-3922)までお願いします。

### 5. 個人データの取扱いの委託について

当協会がお客様の個人情報の取扱いを委託する場合は、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ①行方不明先等の調査業務 | ②債権管理回収業務 |
|--------------|-----------|

### 6. 個人情報の第三者提供について(法23条1項関係)

当協会は、お客様より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客様の個人情報を第三者に提供することおよび個人情報の取得にあたっての利用目的については、「個人情報の取扱いについて」(協会所定様式)によりお客様の同意を得ることとしております。

### 7. 共同利用に関する事項(法23条5項3号関係)

法23条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客様の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

(1) 共同利用される個人データの項目

- |  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報 |                                   |
| ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報                                | ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報       |
| ④条件変更内容・条件変更回数等、条件変更の内容に関する情報                          | ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報 |
| ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報                          | ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報       |
| ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報                        |                                   |

(2) 共同利用者の範囲

- |                                  |                    |
|----------------------------------|--------------------|
| ①信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく信用保証協会 | ②一般社団法人全国信用保証協会連合会 |
|----------------------------------|--------------------|

(3) 利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

- (4) 個人データの管理について責任を有する者の名称  
一般社団法人全国信用保証協会連合会

## 8. 当協会が取扱う保有個人データに関する事項(法27条1項関係)

- (1) 当該個人情報取扱事業者(当協会)の名称  
兵庫県信用保証協会
- (2) すべての保有個人データの利用目的  
14ページ「1. 当協会が取扱う個人情報の利用目的」をご参照ください。
- (3) 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項(法32条関係)  
当協会では、例えば法令等に定められた一定の場合(保証審査内容等)を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求(以下「開示等の請求等」といいます。)に対応させていただいております。
  - ① 開示等の請求等申出先  
開示等の請求等は、「個人情報等に関するお問い合わせ窓口」宛、当協会所定の申請書(下記②参照)に必要な書類を添付のうえ、持参または郵送により行ってください。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えください。
  - ② 開示等の請求等に際して提出すべき書面(様式)等  
開示等の請求等を行う場合は、当協会所定の申請書(A)をホームページからダウンロードまたは当協会にご来会のうえ入手していただき、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付してください。  
(A) 当協会所定の申請書  
「保有個人データ」開示等申請書  
(B) 本人確認のための書類  
運転免許証、外国人登録証、住民基本台帳カード、パスポート等、原則として、写真付の公的資料のコピー1通  
※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
  - ③ 代理人による開示等の請求等  
開示等の請求等をする方が本人、未成年者または成年後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類(A)または(B)を添付してください。  
(A) 法定代理人の場合  
・成年後見人の場合は、当協会所定の届出書1通  
・法定代理権があることを確認するための書類(戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証等のコピー)1通  
・未成年者または成年後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類1通  
※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。  
(B) 委任による代理人の場合  
・当協会所定の代理人選任届1通  
・本人の印鑑証明書1通  
・代理人本人であることを確認するための書類1通  
※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
  - ④ 開示等の請求等にかかる手数料の額およびその徴収方法  
開示等のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、1件につき300円、開示請求文書が15枚以上の場合は、A4文書1枚につき20円とさせていただきます。なお、通知を郵送する場合は、実費をご負担していただきます。手数料等につきましては、当協会窓口にてお支払いいただき、郵送の場合は、同額の定額小為替を申請書類に同封してください。  
※手数料が不足していた場合および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示等の請求がなかったものとして対応させていただきます。
  - ⑤ 開示等の請求等に対する回答方法  
開示等のうち、「保有個人データの開示の請求」につきましては、書面またはお客様の了解を得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の開示等につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。  
なお、代理人による開示等の請求等に対しましては、お客様ご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。
  - ⑥ 開示等の請求等に関して取得した個人情報の利用目的  
開示等の請求等に伴い取得した個人情報は、開示等の請求等に応じるために必要な範囲内で取扱いいたします。
  - ⑦ 保有個人データの不開示事由について  
次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨をご通知申し上げます。  
また、不開示の場合につきましても所定の手数料をご負担していただきます。  
ア. 申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合  
イ. 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合  
ウ. 所定の申請書類に不備があった場合  
エ. 開示の請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合  
オ. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合  
カ. 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合  
キ. 他の法令に違反することとなる場合

## 9. 苦情の受付窓口に関する事項(法27条1項4号、施行令8条、法35条関係)

個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、お客様総合相談室までお申し出ください。

## 10. その他

当協会が、別途、利用目的等を個別に示した通知、同意書等によりお客様の承認等をいただいた場合には、その個別の利用目的等が以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

### 個人情報等に関するお問い合わせ窓口

開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置に関する相談、質問および苦情窓口

部 署	郵便番号	住 所	電話番号
お客様総合相談室	651-0195	神戸市中央区浪花町62-1	078-393-3905
神戸事務所	651-0195	神戸市中央区浪花町62-1	078-393-3900(代)
阪神事務所	660-0881	尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所会館3F	06-6411-4133(代)
姫路事務所	670-0965	姫路市東延末3-27-2	079-289-3611
但馬支所	668-0024	豊岡市寿町8-7	0796-22-5171
淡路支所	656-0025	洲本市本町3-1-8	0799-22-4493
西脇支所	677-0015	西脇市西脇885-27	0795-22-6775
加古川支所	675-0064	加古川市加古川町溝之口788	079-424-1105

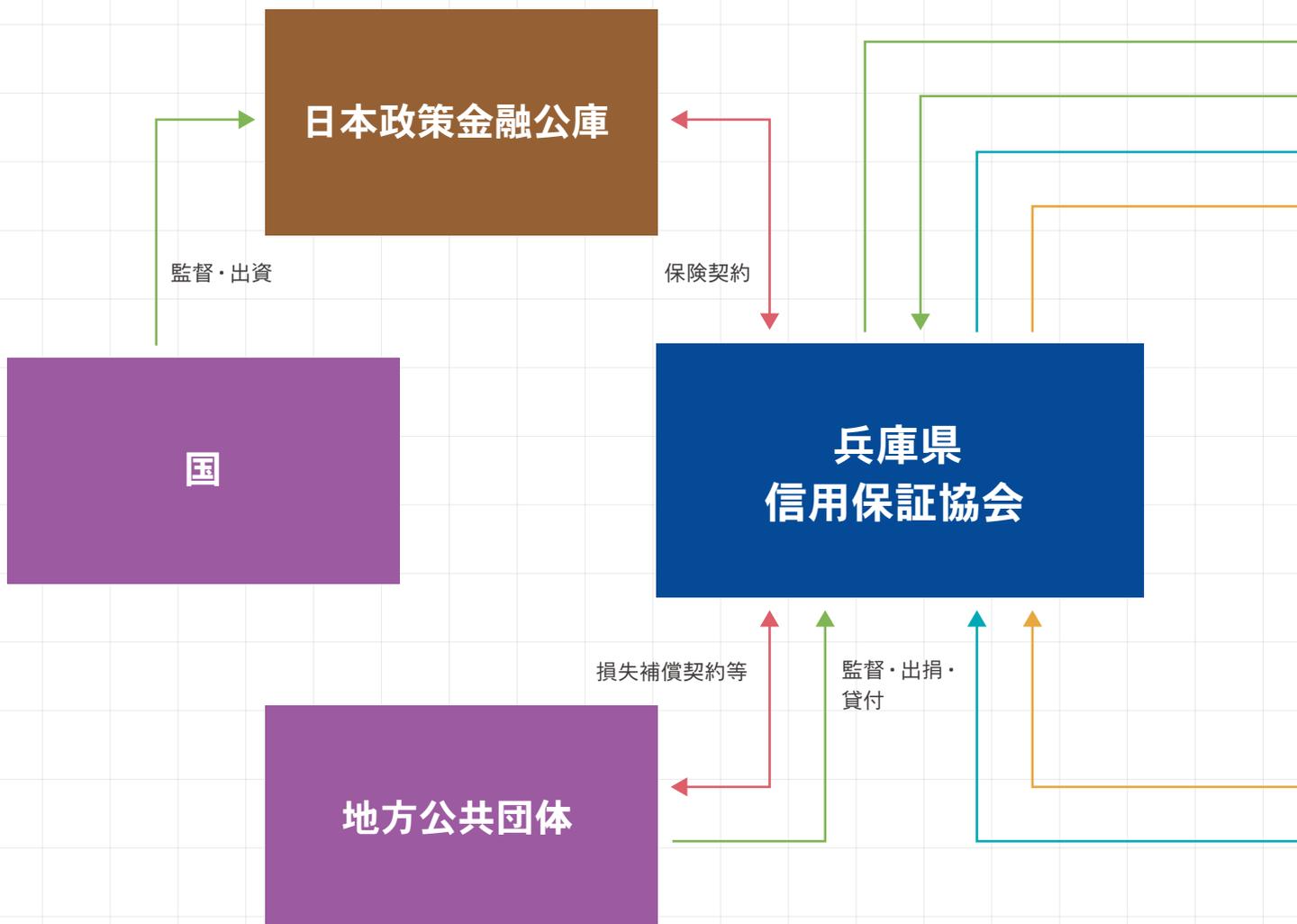
# 信用補完制度

## 信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金等を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクへの資金的な裏付けを行います。さらに、信用保険制度により代位弁済に伴う保証協会のリスクをカバーし、負担を軽減することで、より広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、円滑な中小企業金融に貢献しています。



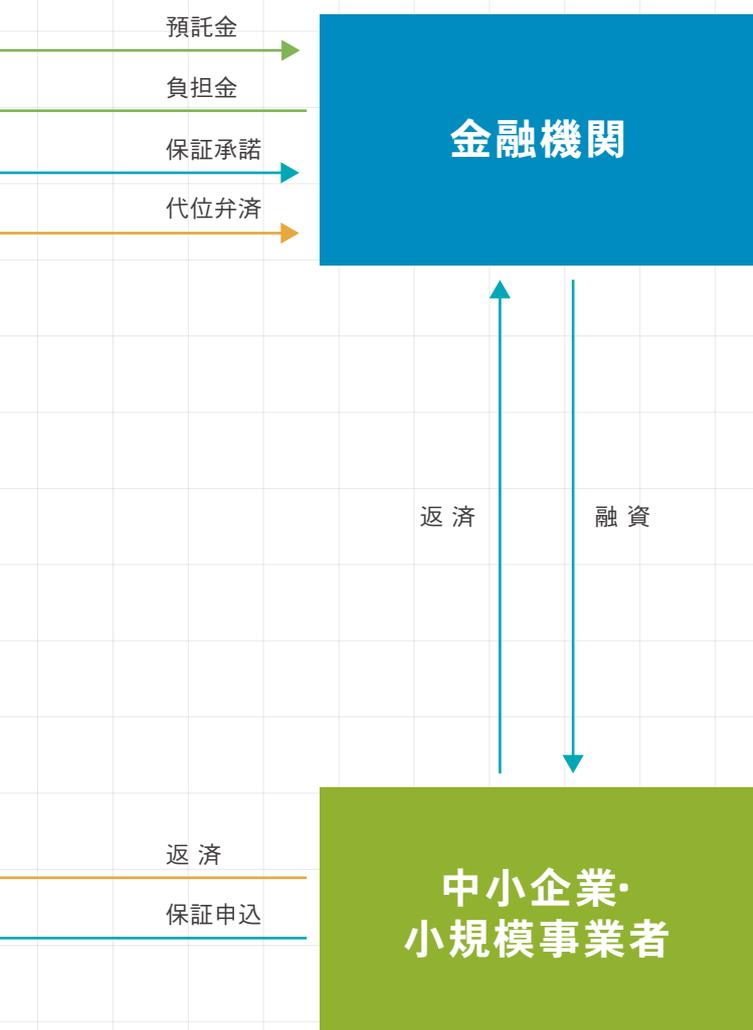
## 信用補完制度とは 「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称です

### 信用保証制度

中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者等へ円滑に資金供給を行っています。その際、信用保証協会は中小企業者等から保証料を受領し、融資が返済不履行になった場合は金融機関に対して代位弁済を行います。

### 信用保険制度

信用保証協会は日本政策金融公庫と信用保険契約を結んでいます。万一、保証付融資が返済不履行になった場合、信用保証協会は金融機関に対して代位弁済を行います。この代位弁済額のうち一定の金額について、信用保証協会は日本政策金融公庫から保険金として受領し、その後、回収に応じて返納しています。



### 県・市町と信用保証協会との関係

県および24市4町では、県内中小企業・小規模事業者の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性・ニーズ等に応じた融資制度を実施しています。

融資制度によっては、当協会と県・市町との間に損失補償契約を締結しています。万一、代位弁済となった場合、当協会は損失補償金を県・市町から受領し、その後、回収に応じて返納しています。

県は、当協会を通じて取扱金融機関へ資金の預託(令和元年度1,455億49百万円)をしています。この預託は、融資制度の積極的な実施と低金利貸出のための原資となります。

# 信用保証制度と信用保険制度

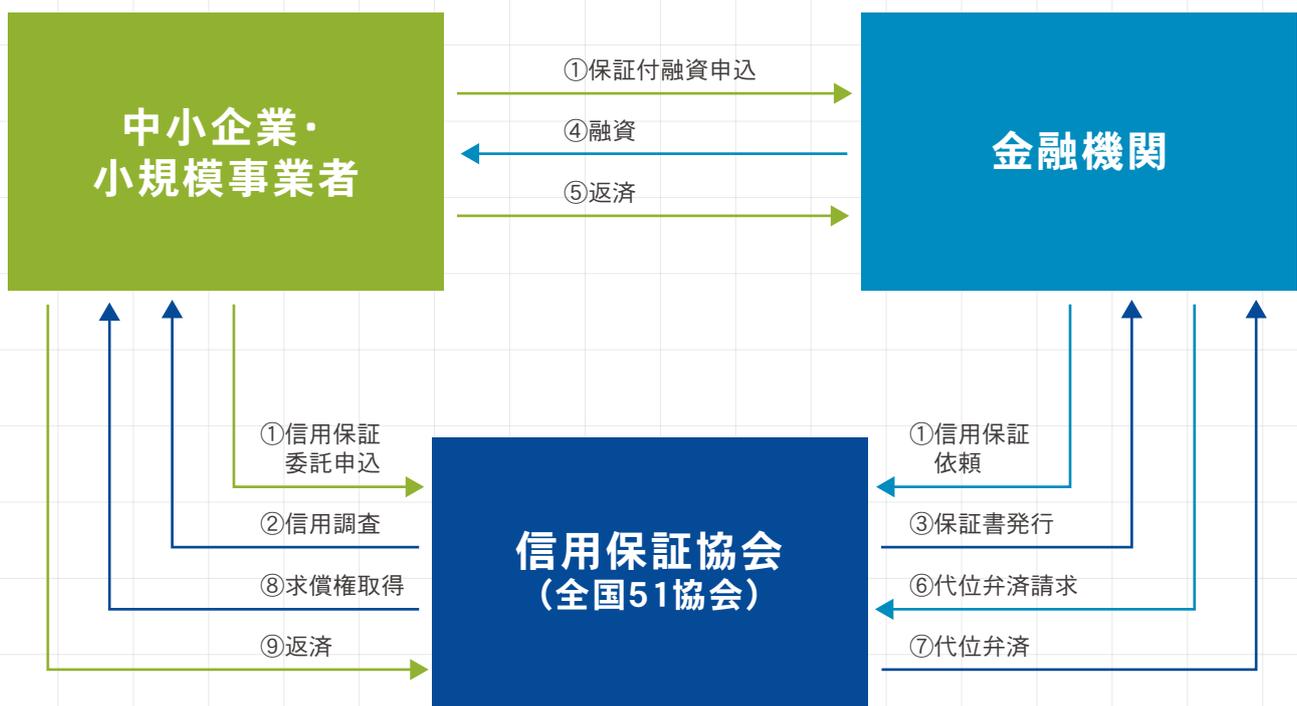
## 信用保証制度のしくみ

信用保証制度の当事者は、中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会（以下「保証協会」）の三者となります。

- ①中小企業者等は金融機関を経由して保証協会に信用保証委託申込をします（保証協会へ直接申込みことも可能です。また、市町の商工担当部署や商工会・商工会議所などでも取扱っています）。
- ②保証協会は申込のあった中小企業者等について信用調査をします。
- ③保証協会が審査の結果、信用保証が適当と認めたときは金融機関に対し保証書を発行します。
- ④金融機関は保証書に基づき中小企業者等に融資を行います。このとき、中小企業者等には所定の信用保証料を金融機関を通じて保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤中小企業者等は融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金の返済をします。
- ⑥中小企業者等が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦保証協会は金融機関からの請求に基づき、中小企業者等に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧保証協会は中小企業者等に対する求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨中小企業者等は保証協会に対して返済をします。

※⑥～⑨は債務不履行が発生した場合

※保証付融資については保証協会と金融機関が適切な責任共有を図っています。詳細につきましては、24ページ「責任共有制度について」をご覧ください。



## 信用保証制度のしくみ

信用保証制度の当事者は、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」）と信用保証協会（以下「保証協会」）の二者です。

- ①日本公庫と保証協会は信用保証契約を締結し、この保証契約に基づき、日本公庫は保証協会の保証に対して保険を引受けます。
- ②保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は信用保証の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として保証協会に支払います。
- ⑤保証協会は代位弁済した中小企業者等からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。



## ■平成30年4月から新しい信用保証制度がスタートしました

### I. 信用保証制度見直しの経緯

信用保証制度の見直しについては、平成27年11月以降、「中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループ」において検討され、平成28年12月20日に最終報告書が取りまとめられました。本検討を受け、「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に成立し、平成30年4月1日から施行されました。

### II. 信用保証制度見直しに関する考え方

信用保証制度は、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」という。）の資金繰りを支える重要な制度であり、中小企業者がライフステージの様々な局面で必要とする多様な資金需要（小口、創業、事業承継等）や大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた場合における資金需要等に一層対応できるものとしていくことが重要です。

このため、中小企業者の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して経営支援を強化することで、中小企業者の経営改善・生産性向上を一層進める仕組みを構築することが必要であるという考え方の下、見直しが行われました。

### III. 信用保証制度見直しの概要

#### 1. 中小企業の多様な資金調達に対するきめ細やかな対応

- |                   |                            |               |
|-------------------|----------------------------|---------------|
| (1) 危機関連保証の創設     | (2) 小規模事業者への支援拡充           | (3) 創業関連保証の拡充 |
| (4) 特定経営承継関連保証の創設 | (5) 経営改善・事業再生の促進、再チャレンジ支援等 |               |
| (6) 円滑な撤退支援       | (7) 信用保証協会による出資ファンドの対象拡大等  |               |

#### 2. 信用保証協会と金融機関の連携による経営支援

- (1) 信用保証協会と金融機関の連携
- (2) 信用保証協会による経営支援
- (3) セーフティネット保証5号について、金融機関との責任共有を導入

# 保証業務の流れ

迅速・的確な業務の遂行で、中小企業・小規模事業者の安定と発展に貢献します



信用保証協会の窓口で、創業予定者や中小企業者等からの保証相談を受けています。

中小企業者等が信用保証の申込をする場合、信用保証協会の窓口あるいは商工団体・地方公共団体等を通じて申込む方法(斡旋保証)と、金融機関に対して保証付融資を申込む方法(金融機関経由保証)の2通りがあります。

これは金融機関と中小企業者等を信用保証協会が結び付けるという「斡旋保証」のメリットと、保証手続きの迅速化を図るといいう「経由保証」のメリットのいずれをも活かすために併存させているものです。いずれの方法においても、信用保証委託申込書等の必要書類一式を提出していただきます。

保証の申込を受けた信用保証協会は、経営者の人柄、企業の将来性や発展性、財務内容、返済能力等について総合的に信用調査を行います。この信用調査は中小企業者等の信用力を最大限に引き出すために行うもので、現地調査や面談調査などにより行います。信用調査の結果に基づき、保証の諾否についての審査を行います。



保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

企業のライフステージに応じた保証制度のラインアップ

主な保証制度

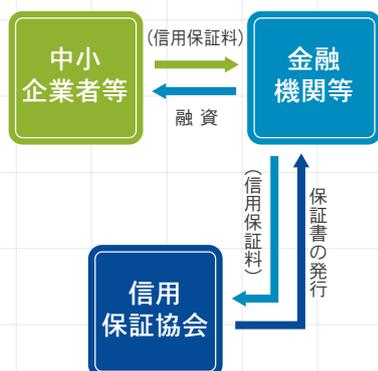
主な兵庫県融資制度

信用保証トピックス



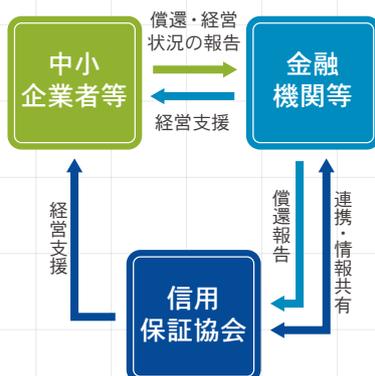
審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関宛てに「保証書」を発行します。金融機関ではこの保証書に基づいて融資を実行します。融資の際には、金融機関が定める所定金利とともに、保証内容によって定められた信用保証料が必要となります。この信用保証料は、日本政策金融公庫に対する保険料や信用保証協会を運営する上で必要な費用等に充当します。

※信用保証協会の役割は融資を保証することであり、信用保証協会が直接、中小企業者等への融資を実行するわけではありません。



融資を受けた中小企業者等は、金融機関との約定に沿って債務を償還(返済)します。

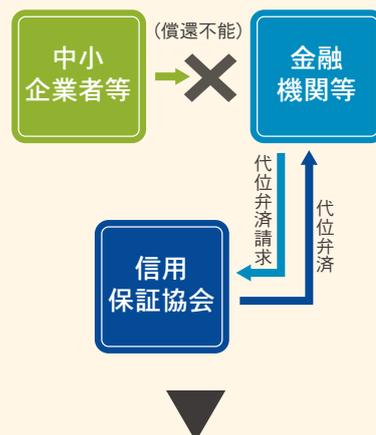
信用保証協会は、保証後も中小企業者等への訪問等による経営状況の継続的な把握や、金融機関・関係機関との連携・情報共有により、状況に応じた適切な経営支援に努めます。



## 返済が困難となった場合

### 代位弁済

倒産などの事由により中小企業者等が債務を返済できない事態(償還不能)となった場合、信用保証協会では償還不能になった元金の一部または全部、および一定範囲内の利息を中小企業者等に代わって金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると、金融機関に代わり信用保証協会が債権者となります。



### 回収

代位弁済後、信用保証協会は代位弁済額の一定割合を日本政策金融公庫から受領し、中小企業者等からの債権回収の義務を負います。信用保証協会では中小企業者等の実情に応じて債権の回収を図り、回収金を填補された割合に応じて日本政策金融公庫に返納します。この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は信用保証協会の大切な業務となっています。



保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

企業のライフステージに応じた保証制度のラインアップ

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トピックス

# 信用保証の利用について

## 企業規模

法人は、資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方(特定非営利活動法人(NPO法人)は常時使用する従業員数)が下表に該当すればご利用いただけます。

個人事業者は、常時使用する従業員数が下表に該当すればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運送業、不動産業、旅行業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業、飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

政令特例業種については下表のとおりです(特定非営利活動法人(NPO法人)には適用されません)。

政令特例業種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業 ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全員の臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

※組合は当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人等は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

## 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただくことができます。

ただし、農業・林業・漁業、金融・保険業、風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業種等についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## 所在地

個人の場合は、現に居住している住居または事業所を兵庫県内に有している方を対象としています。

法人の場合は、事業実態のある本店または事業所を兵庫県内に有している先を対象としています。

ただし、自治体融資制度の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。

## 業 歴

客観的に事業を行っていることが明らかな方を対象としています。  
ただし、自治体融資制度の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。  
なお、創業関連保証と創業等関連保証については、創業前から対象となる場合があります。

## 保証限度額

個人・会社・医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

## 保証期間

個別の案件によって判断しますので、ご相談ください。  
なお、特別な保険を利用した保証制度や特定の目的を持って創設された保証制度、県・市町の融資制度等については、それぞれの制度の定めるところによります。

## 資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

## 連帯保証人

次のような場合を除き、原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要です。

- ①代表者(又は事業者)以外で実質的な経営権を有している方が連帯保証人となる場合
- ②財務内容その他の経営状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

なお、平成30年度から、金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等、一定の要件を満たしている場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

## 担 保

必要に応じて、不動産または有価証券などを提供していただきます。

# 責任共有制度について

## 責任共有制度の導入について

保証協会の保証付融資については、原則として保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者等に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」を導入しています。

### 1. 責任共有制度の概要

金融機関は部分保証方式(金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式)、または負担金方式(金融機関の過去の制度利用実績(代位弁済率等)に基づき一定の負担金を支払う方式)のいずれかの方式を選択することとなり、金融機関の負担割合は20%となります。

#### [部分保証方式の場合]

##### ■保証時点



##### ■代位弁済時点



金融機関は80%部分の保証部分について、保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については金融機関の負担となります。

◆保証金額=融資金額×80%

#### [負担金方式の場合]

##### ■保証時点



##### ■代位弁済時点



金融機関は全額(100%)を保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

◆負担金=  $\frac{\text{保証債務平均残高(X期)}}{\text{代位弁済額(Y期) - 不動産担保回収に関する額(Y期)}} \times 20\%$

※X期は原則として半期。なお、当該平均残高は平成19年10月以降に保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限り。  
※Y期はX期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、制度利用実績率を構成する数値はいずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限り。

※金融機関がいずれの方式を選択しているかによって、ご利用の際の保証料や保証金額に影響することはありません。

※部分保証を前提に創設された保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証)については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

### 2. 責任共有制度の対象とならない保証

原則すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。具体的には、次の保証制度が責任共有制度の対象外となっています。

#### ◎対象除外

- ①経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号、6号
- ②危機関連保証
- ③災害関係保証
- ④創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保証
- ⑤特別小口保険に係る保証
- ⑥事業再生保証
- ⑦小口零細企業保証
- ⑧求償権消滅保証  
(流動資産担保融資保証等、部分保証を要件とする保険を利用した場合を除く)
- ⑨破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
- ⑩東日本大震災復興緊急保証
- ⑪経営力強化保証(責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合)
- ⑫経営改善サポート保証(責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合)

(注) 特定非営利活動法人(NPO法人)は一部利用できないものがあります。

# 信用保証料①

## 保証料率

信用保証協会の保証によって融資を受けた場合は、保証利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。保証料率は、平成18年4月から中小企業者等の経営状況に応じた9区分の体系に改定しました(現在の責任共有外保証料率を適用)。平成19年10月の「責任共有制度」導入以降、現在の保証料率体系となっています。

## 保証料率決定スキーム



保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

企業のライフステージに応じた保証制度のラインアップ

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トピックス

# 信用保証料②

## 信用保証料の計算

信用保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、分割係数に基づき、一定の計算式により算出されます。  
 なお、保証期間は、最終返済日が確定している保証(根保証等)は「日単位」、それ以外の保証は「月単位」で算出します。

※算出された保証料に円位未満の端数が生じたときは切捨てます。また保証料を複数の計算式により算出し合算する場合も、それぞれ円位未満の端数を切捨てた上、合算します。

### 【計算式 一括返済の場合(根保証を含む)】※月単位の場合

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12}$$

#### 【計算例】

貸付金額 1,000万円、保証期間 12カ月  
 保証料率 1.15%  
 $1,000 \text{万円} \times 1.15\% \times 12 \div 12 = 115,000 \text{円}$

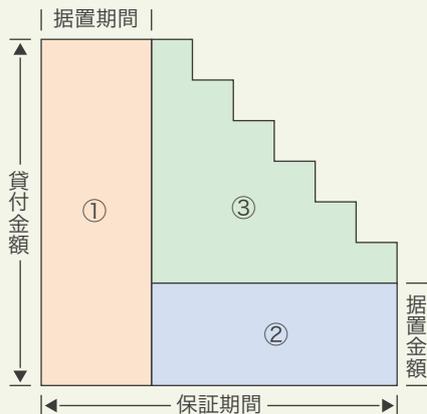
### 【計算式 分割返済の場合】※月単位の場合

$$\text{信用保証料} = \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

$$\text{① 据置期間部分の信用保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{据置期間(月)}}{12}$$

$$\text{② 据置金額部分の信用保証料} = \text{据置金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)}}{12}$$

$$\text{③ 分割返済部分の信用保証料} = (\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)}}{12} \times \text{分割係数}$$



#### 【計算例】

貸付金額 1,000万円、保証期間 12カ月のうち6カ月据置  
 毎月100万円の均等分割返済(5回)、残額500万円期日一括払  
 保証料率 1.15%  
 ①  $1,000 \text{万円} \times 1.15\% \times 6 \div 12 = 57,500 \text{円}$   
 ②  $400 \text{万円} \times 1.15\% \times (12 - 6) \div 12 = 23,000 \text{円}$   
 ③  $(1,000 \text{万円} - 400 \text{万円}) \times 1.15\% \times (12 - 6) \div 12 \times 0.70 = 24,150 \text{円}$   
 ① + ② + ③ = 104,650円

### 分割係数表

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

※分割係数とは、分割返済の場合の信用保証料を算出する際に、返済回数に応じたより実質的な信用保証料を算出するための数値です。

保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

企業のライフステージに応じた保証制度のラインアップ

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トピックス

## 条件変更保証料の計算

条件変更保証料は次の方法により計算します(日割計算)。

- ①保証期限内の条件変更  
条件変更保証料=変更後条件による信用保証料-控除計算額(未経過保証料)+未収保証料
- ②保証期限後の条件変更  
条件変更保証料=変更後条件による信用保証料+期限経過後保証料+未収保証料

### 未経過保証料の計算式

未経過保証料とは、既収保証料のうち条件変更の承諾日(変更承諾日)の翌日から変更前の保証期限まで(未経過期間)にかかる信用保証料をいい、未経過期間の返済方法に応じた未経過率等を用いて、次の方法により計算します。

未経過保証料=既収保証料×未経過率

未経過率

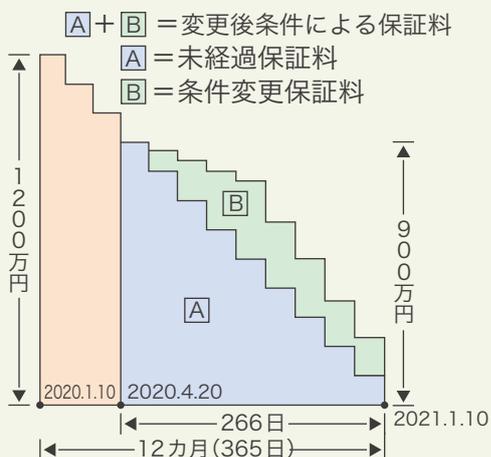
一括返済(根保証を含む)の場合	未経過率=未経過期間÷当初保証期間
分割返済の場合	未経過率=(未経過期間÷当初保証期間) <sup>2</sup>

### 【条件変更保証料の計算例(あくまで一例です)】

#### 例1)保証期限内に返済方法を変更する場合

当初保証条件	
貸付金額	12,000,000円
貸付日	2020.1.10
保証期限	2021.1.10
保証期間	12カ月(366日)
返済方法	2020.2から2020.12まで毎月10日に1,000,000円、残額1,000,000円期日返済
保証料率	1.00%

変更後条件	
変更後金額	9,000,000円
変更承諾日	2020.4.20
変更後期限	2021.1.10
変更後保証期間	265日
返済方法	2020.5から2020.8まで毎月10日に500,000円、2020.9から2020.12まで毎月10日に1,600,000円、残額600,000円期日返済
保証料率	1.00%



#### 【計算例】

既収保証料 78,000円

- 未経過保証料  $A =$  既収保証料×未経過率  
78,000円×(265日÷366日)<sup>2</sup>=40,890円…①
- 変更後条件による保証料  $A + B =$   
変更後金額× $\frac{\text{保証料率} \times \text{変更後保証期間(日)}}{365}$  ×分割係数  
9,000,000円× $\frac{1.00\% \times 265 \text{日}}{365}$  ×0.72=47,046円…②
- 条件変更保証料  $B =$  ②-①  
47,224円-41,425円=6,156円

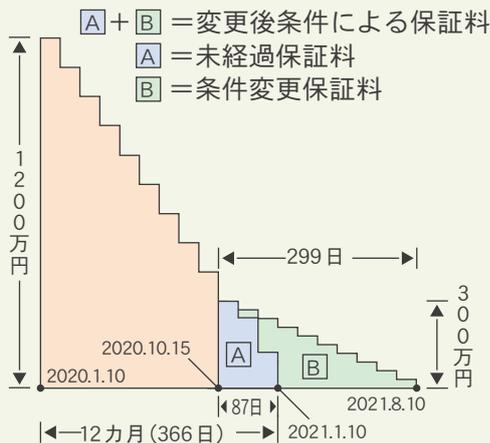
※不均等返済用の分割係数を適用しています。

# 信用保証料③

## 例2)保証期限を超えて返済方法と保証期限を変更する場合

当初保証条件	
貸付金額	12,000,000円
貸付日	2020.1.10
保証期限	2021.1.10
保証期間	12カ月(366日)
返済方法	2020.2から2020.12まで 毎月10日に1,000,000円、 残額1,000,000円期日返済
保証料率	1.00%

変更後条件	
変更後金額	3,000,000円
変更承諾日	2020.10.15
変更後期限	2021.8.10
変更後保証期間	299日
返済方法	2020.11から2021.7まで 毎月10日に300,000円、 残額300,000円期日返済
保証料率	1.00%



### 【計算例】

既収保証料 78,000円

●未経過保証料 **A** = 既収保証料 × 未経過率  
78,000円 × (87日 ÷ 366日) = 4,407円…①

●変更後条件による保証料 **A + B** =  
変更後金額 × 保証料率 × 変更後保証期間(日) × 分割係数  
365  
3,000,000円 ×  $\frac{1.00\% \times 299日}{365}$  × 0.65 = 15,973円…②

●条件変更保証料 **B** = ② - ①  
16,027円 - 4,431円 = **11,566円**

## 信用保証料の分割支払

信用保証料は一括支払の他、保証期間が2年を超える場合(当座貸越根保証、カードローン根保証は保証期間が1年を超える場合)は、申し出により以下の分割徴収基準表に基づき分割支払ができます。

(単位:%)

### 分割徴収基準表

回数	保証期間	回次														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	2年超4年以下	75	25													
3	4年超6年以下	60	30	10												
4	6年超8年以下	45	35	15	5											
5	8年超10年以下	35	30	20	10	5										
6	10年超12年以下	30	20	20	15	10	5									
7	12年超14年以下	25	20	20	15	10	5	5								
8	14年超16年以下	20	20	15	15	10	10	5	5							
9	16年超18年以下	20	20	15	15	10	5	5	5	5						
10	18年超20年以下	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
11	20年超22年以下	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
12	22年超24年以下	15	15	15	10	10	10	5	5	5	3	2				
13	24年超26年以下	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	3	2			
14	26年超28年以下	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
15	28年超30年以下	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2	
2	当座貸越 カードローン	50	50													

※第1回目の保証料は、貸付実行時にお支払いいただきます。第2回目以降の保証料については、1か年毎のお支払いとなります。

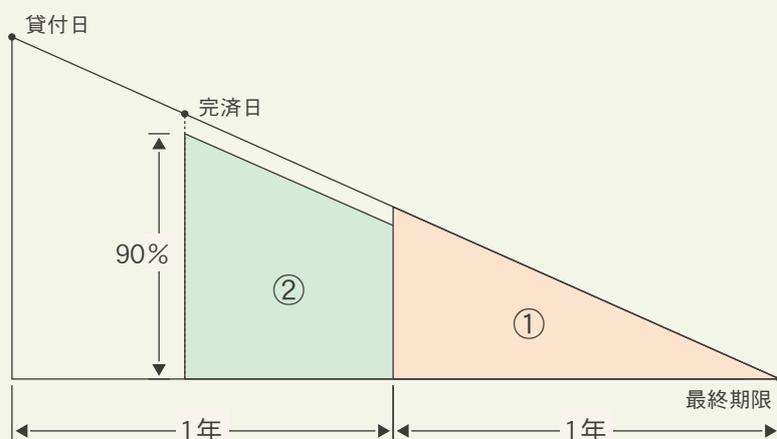
## 信用保証料の返戻(返戻保証料)

保証期限内に借入金を完済した場合は、信用保証料の一部を返戻しています。  
返戻は次の①と②の合計金額です(ただし、1,000円以下は返戻しません)。

### 【計算式】

返戻保証料=①+②

- ①貸付実行日から起算して、保証期間を1年ごとの期間に区分し、完済日の属する期間(1年間)までを除いた未経過期間(年単位)にかかる信用保証料
- ②完済日の属する期間(1年間)については、完済した日までを除いた未経過期間にかかる信用保証料の90%



### 【計算例】

貸付金額 1,000万円、保証期間 24ヵ月(730日)、均等分割返済、保証料率 1.15%、当初保証料 138,000円、270日目に完済

$$\textcircled{1} 138,000 \text{円} \times \left( \frac{365 \text{日}}{730 \text{日}} \right)^2 = 34,500 \text{円}$$

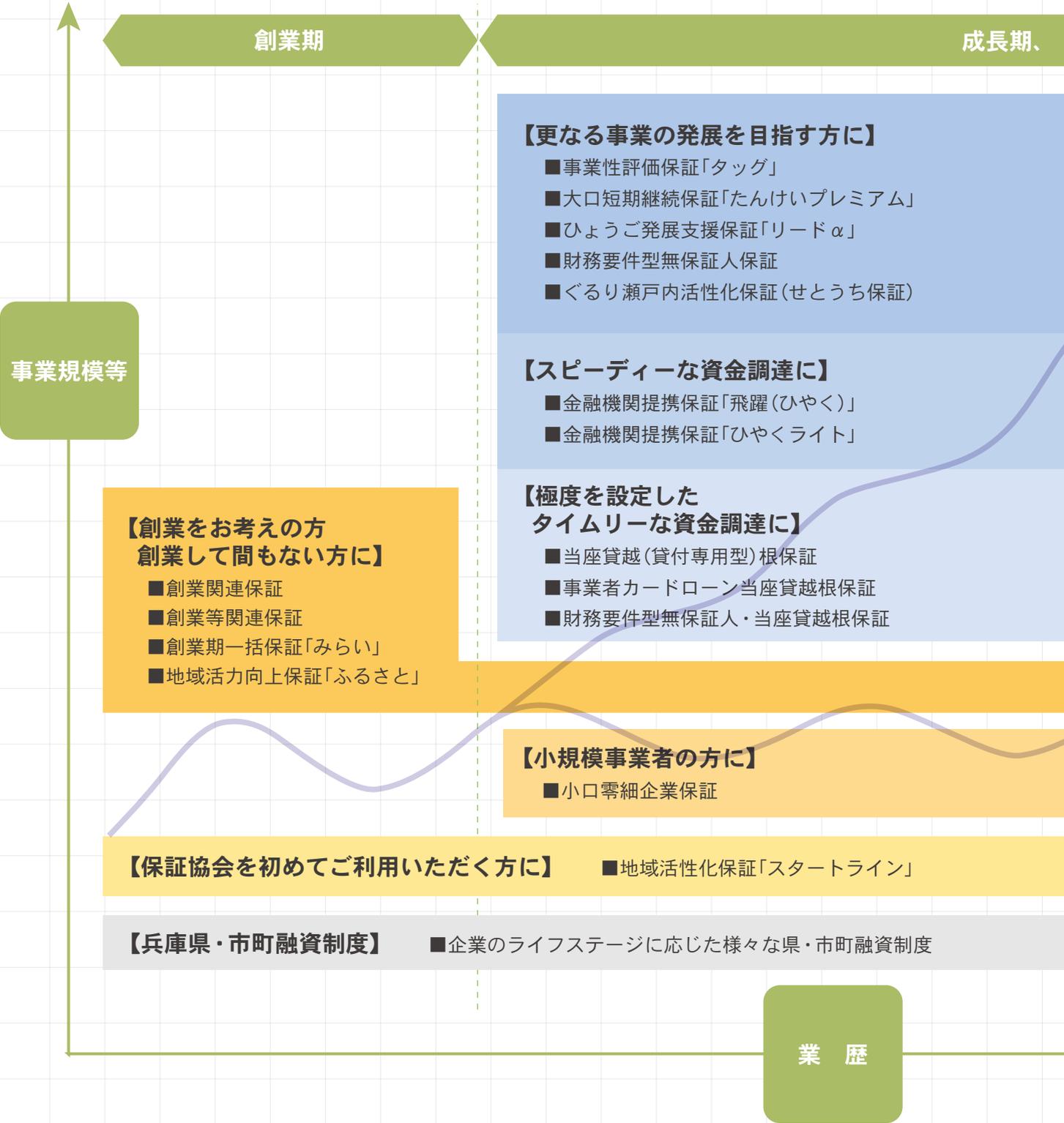
$$\textcircled{2} \{138,000 \text{円} \times \left( \frac{365 \text{日} + 95 \text{日}}{730 \text{日}} \right)^2 - 34,500 \text{円}\} \times 90\% = 18,266 \text{円 (円未満切り捨て)}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = \mathbf{52,766 \text{円}}$$

# 企業のライフステージに応じた 保証制度のラインアップ

当協会では、中小企業・小規模事業者の皆さまがライフステージの様々な局面で必要とする資金ニーズにお応えする多様な保証制度をご用意しています。

保証業務の流れ  
信用保証の利用について  
責任共有制度について  
信用保証料  
企業のライフステージに応じた保証制度のラインアップ  
主な保証制度  
主な兵庫県融資制度  
信用保証トピックス



事業規模等

創業期

成長期、

**【創業をお考えの方  
創業して間もない方に】**

- 創業関連保証
- 創業等関連保証
- 創業期一括保証「みらい」
- 地域活力向上保証「ふるさと」

**【更なる事業の発展を目指す方に】**

- 事業性評価保証「タッグ」
- 大口短期継続保証「たんけいプレミアム」
- ひょうご発展支援保証「リードα」
- 財務要件型無保証人保証
- ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)

**【スピーディーな資金調達に】**

- 金融機関提携保証「飛躍(ひやく)」
- 金融機関提携保証「ひやくライト」

**【極度を設定した  
タイムリーな資金調達に】**

- 当座貸越(貸付専用型)根保証
- 事業者カードローン当座貸越根保証
- 財務要件型無保証人・当座貸越根保証

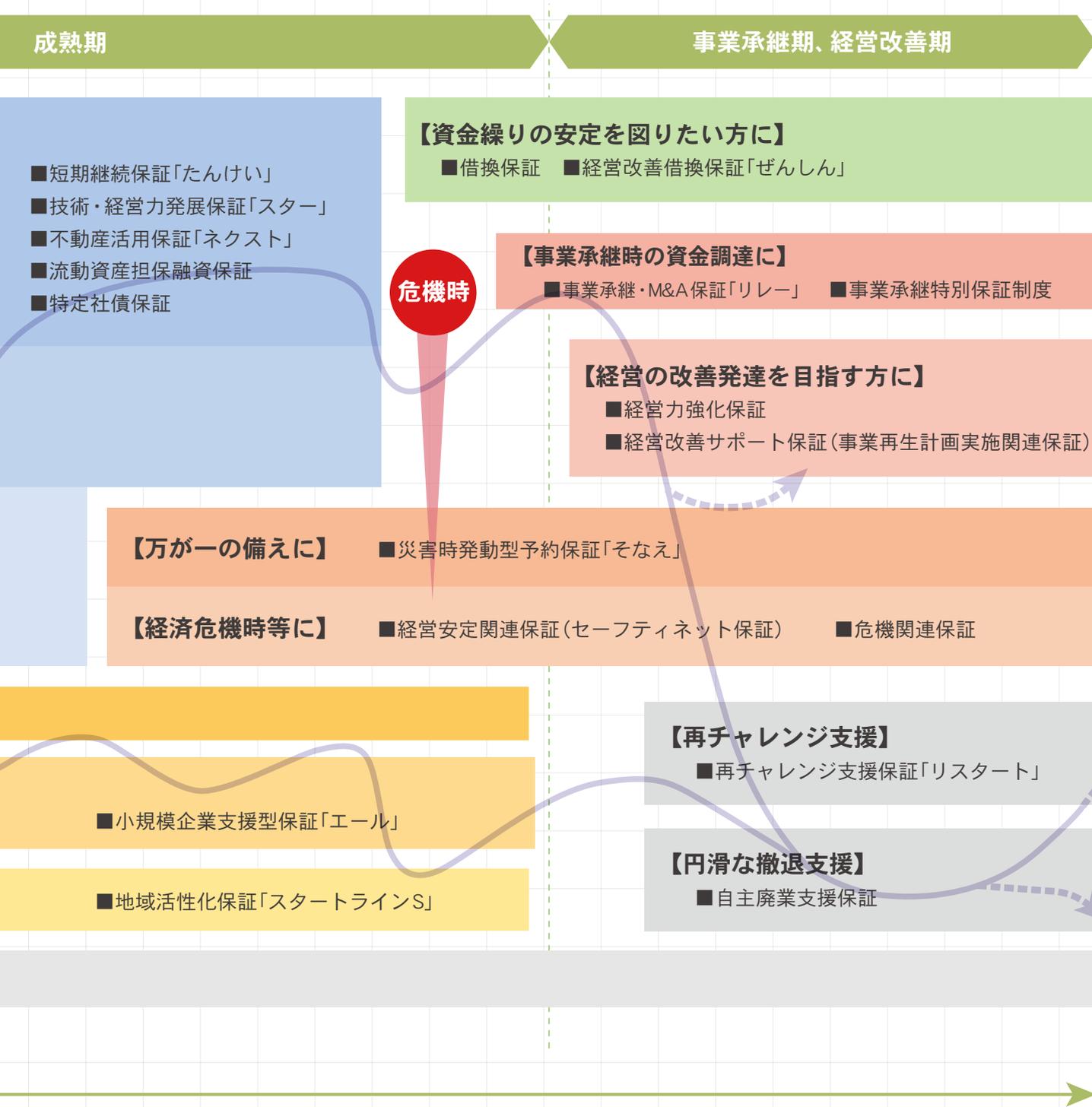
**【小規模事業者の方に】**

- 小口零細企業保証

**【保証協会を初めてご利用いただく方に】** ■地域活性化保証「スタートライン」

**【兵庫県・市町融資制度】** ■企業のライフステージに応じた様々な県・市町融資制度

業歴



保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

企業のライフステージに応じた保証制度のラインアップ

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トピックス

# 主な保証制度①

このような方に	制 度	対 象
創業を お考えの方、 創業して 間もない方に	創業関連保証	新規に県内で開業する方で、次の①～⑥のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社
	創業等関連保証	新規に県内で開業する方で、次の①～⑥のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内に事業を開始する方(自己資金が必要であり、自己資金を保証限度額(1,500万円以内)とします。) ②事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内に会社を設立する方(自己資金が必要であり、自己資金を保証限度額(1,500万円以内)とします。) ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社
	創業期一括保証 「みらい」	事業を開始した日以後、保証申込時点で1年を経過していない方
責任共有制度について	地域活力向上保証 「ふるさと」	対象者1: 創業者(創業前) ①兵庫県外に居住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 ③兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次または終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業する方または法人を設立して兵庫県内で創業する方 対象者2: 創業者(創業後) ①兵庫県外に居住中に兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ②保証申込前3年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住し、兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 ③兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員で、活動期間の最終年次または終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業後または法人を設立して兵庫県内で創業後、1年以内の方 対象者3: 中小企業・小規模事業者 ①兵庫県外のみ事業所を有しており、1年以内に兵庫県内に事業所を増設または移転する方 ②従前は兵庫県外のみ事業所を有しており、兵庫県内に事業所を増設または移転後、1年以内の方
	地域活性化保証 「スタートライン」	保証申込時点で当協会の保証付融資残高がない方
信用保証料	保証協会を 初めてご利用 いただく方に	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人(会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)、工業法人、医療法人)および個人事業者 ①保証申込時点で当協会の保証付融資残高がないこと ②引き続き1年以上事業を営んでいること ③法人の場合は、直近期の確定申告書(決算書)において、債務超過でないこと ④個人の場合は、直近期の確定申告書において、次の要件を全て備えること ア.貸借対照表の添付があること(白色でも可) イ.所得金額と減価償却費を合算した金額がマイナスでないこと ⑤取扱金融機関との取引が次のいずれかに該当すること ア.申込時において、本保証の融資金額の1割以上のプロパー融資※残高がある イ.本保証の融資金額の1割以上のプロパー融資を本保証と同時に行う ⑥取引金融機関の支援体制について、次の要件をすべて備えていること ア.取扱金融機関が定期的に当該申込人を訪問し事業内容を把握していること イ.取扱金融機関が当該申込人に対し本保証と共に経営支援等に取組むこと ※ プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資をいう。
	地域活性化保証 「スタートラインS」	
企業の ライフィスレンジに応じた 保証制度のラインアップ	小口零細企業保証	次の要件①②のいずれかに該当する方 ①常時使用する従業員(組合員)数が20人以下の個人、会社、医業を主たる事業とする法人、協業組合、企業組合(商業・サービス業※を営む個人、会社は従業員5人以下)※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ②事業協同小組合、または組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む事業協同小組合
	小規模 事業者の方に	次の要件①から④に該当し、法人の場合は⑤および⑥、個人の場合は⑦および⑧に該当する方(組合、NPO法人は除く) ①引き続き1年以上事業を営んでいること ②保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等取得していること ③常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業※は5人)以下であること ※宿泊業、娯楽業および旅行業は20人以下 ④当協会の保証利用実績がある、または取扱金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること 【法人の場合】 ⑤保証申込直前期決算(12ヵ月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、経常利益(経常損失)と減価償却費を合算した金額が(当該申込を含めた)本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑥債務超過でないこと 【個人の場合】 ⑦保証申込直前期決算(12ヵ月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、所得金額(所得損失)と減価償却費を合算した金額が(当該申込を含めた)本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑧申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書で売上金額が把握できること
主な保証制度	小規模企業 支援型保証 「エール」	
	事業性評価保証 「タッグ」	金融機関が事業性評価を行い、継続して支援する方針である中小企業・小規模事業者
主な兵庫県融資制度	更なる 事業の発展を 目指す方に	次のいずれかに該当する方 ①(公財)ひょうご産業活性化センターが実施する「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」による評価を受け、その総合評価(全体評価)が2(フラット)以上であること ②兵庫県が実施する「ひょうごオンラインワン企業等認定・支援事業」において、「オンラインワンを目指す企業」に認定されていること ③(公財)兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センターより、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」に認定されていること ④日本健康会議から「健康経営優良法人認定制度」に基づく認定を受けていること ⑤次の何れかの事業継続計画(以下「BCP」という。)を策定していること ア.中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」に準じたもの。 ただし、同指針のうち、対象は基本、中級、上級コースとする(入門コースは対象外)。 イ.兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP ウ.国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン(内閣官房)に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP
	技術・経営力 発展保証 「スター」	

●主要要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。  
(令和2年6月現在)

限度額( )内は組合の場合	資金使途	期 間	連帯保証人	担 保	保 証 料 率
2,000万円	運転・設備	10年以内 (うち据置1年以内)	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる 場合があります	不要	責任共有外保証料率： 0.60% (※1) または 0.50% (※2) <b>(※1) 地域創生キャンペーンが適用され、通常の 保証料率より40%割引(1.00%→0.60%)</b>  <b>(※2) 女性、若者、シニアの創業者の方は、チャレンジ サポートキャンペーンが適用され、通常の 保証料率より50%割引(1.00%→0.50%)</b>
1,500万円			法人の代表者のみ		
2,000万円		3年以内	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる 場合があります	必要に応じ 徴求	責任共有保証料率： 0.31～1.70% (BSなし0.92%) 責任共有外保証料率： 0.34～1.97% (BSなし1.08%) <b>※通常の保証料率より平均20%割引</b>
2億8,000万円 (4億8,000万円)		10年以内 (うち据置1年以内)			責任共有保証料率： 0.31～1.47% (BSなし0.88%) <b>※通常の保証料率より平均25%割引</b>
			責任共有保証料率：0.31～1.70% (BSなし0.92%) <b>※通常の保証料率より平均20%割引</b>		
2,000万円		運転：7年以内 (うち据置6か月以内) 設備：10年以内 (うち据置6か月以内)	法人の代表者のみ	不要	責任共有保証料率：0.45～1.90%
2,000万円 (既保証付融資残高を含む)		7年以内 (うち据置6ヵ月以内)	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる 場合があります	原則として 不要	責任共有外保証料率： 0.50～2.20% (BSなし1.35%)
2,000万円		運転：7年以内 (うち据置6ヵ月以内) 設備：10年以内 (うち据置6ヵ月以内)	法人の代表者のみ	不要	責任共有保証料率： 0.45～1.90% (BSなし1.15%) 責任共有外保証料率： 0.50～2.20% (BSなし1.35%)
2億8,000万円 (4億8,000万円)		10年以内 (うち据置1年以内)	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる 場合があります	必要に応じ 徴求	責任共有保証料率：0.31～1.70% (BSなし0.92%) <b>※通常の保証料率より平均20%割引</b>

保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

企業のライフステージに応じた  
保証制度のラインアップ

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トビックス

(お問い合わせ先はP77をご覧ください)。また、当協会ホームページにて各制度のパンフレットのダウンロードが可能ですので、併せてご参照ください。

# 主な保証制度②

このような方に	制 度	対 象																									
更なる 事業の発展を 目指す方に	短期継続保証 「たんけい」	1期以上の決算(確定申告)を行っている方 ※原則として、1企業1口限り利用可能とする																									
	大口短期継続保証 「たんけいプレミアム」	2年以上事業を営み、確定申告書(決算書)を直近2期分(12か月×2)提出できる方 ※原則として、1企業1口限り利用可能とする																									
	ひょうご発展 支援保証「リードα」	次のすべての要件に該当する株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社、医療法人 ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②税務署の受付印がある直近2期(12か月×2期)の確定申告書(決算書)を提出できること ③取扱金融機関と与信取引があり、取扱金融機関の推薦があること ④直近の決算において、右表の基準①～③のいずれかに該当していること。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基準①</th> <th>基準②</th> <th>基準③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 純資産額</td> <td>5,000万円以上 3億円未満</td> <td>3億円以上 5億円未満</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>ロ 自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>ハ 使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基準①	基準②	基準③	イ 純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	ロ 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	ハ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
	項 目	基準①	基準②	基準③																							
	イ 純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																							
	ロ 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																							
	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																							
	ハ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																							
インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																								
不動産活用保証 「ネクスト」	当協会の保証対象要件に該当する方																										
財務要件型 無保証人保証	直近の決算において、右表の基準①～③のいずれかに該当している法人。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基準①</th> <th>基準②</th> <th>基準③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 純資産額</td> <td>5,000万円以上 3億円未満</td> <td>3億円以上 5億円未満</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>ロ 自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>ハ 使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基準①	基準②	基準③	イ 純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	ロ 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	ハ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	
項 目	基準①	基準②	基準③																								
イ 純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																								
ロ 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																								
純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																								
ハ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																								
インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																								
流動資産担保融資保証	国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を有する方。ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。																										
特定社債保証	株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社で、経済産業省令で定める右記要件のうち、直近の決算において、基準①～③のいずれかに該当している中小企業者。ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基準①</th> <th>基準②</th> <th>基準③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 純資産額</td> <td>5,000万円以上 3億円未満</td> <td>3億円以上 5億円未満</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>ロ 自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>ハ 使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基準①	基準②	基準③	イ 純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	ロ 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	ハ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	
項 目	基準①	基準②	基準③																								
イ 純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																								
ロ 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																								
純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																								
ハ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																								
インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																								
ぐるり瀬戸内 活性化保証 (せとうち保証)	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する方 ①せとうちDMO(※)が運営するメンバーシップ制度の会員であること ②一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けていること (※)せとうちDMOは、一般社団法人せとうち観光推進機構と株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションを中心に構成された組織。																										
スピーディー な資金調達に	金融機関提携保証 「飛躍(ひやく)」	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人(会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)、工業法人、医療法人) ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②税務署の受付印がある確定申告書(決算書)の写しを直近2期分(各決算は1期を12ヵ月とする)提出できること ③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア.与信取引が1年以上ある(信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く) イ.申込時において、信用保証協会の保証を付さない融資残高がある ウ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う																									
	金融機関提携保証 「ひやくライト」	当協会が定める保証対象要件および審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する法人(会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)、工業法人、医療法人)および個人事業者 ①引き続き2年以上事業を営んでいること ②税務署の受付印がある確定申告書(決算書)※の写しを直近2期分(各決算は1期を12ヵ月とする)提出できること ※個人事業者の場合は、青色申告で貸借対照表の添付があること ③取扱金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア.与信取引が1年以上ある(信用保証協会の保証を付した融資取引のみは除く) イ.申込時において、信用保証協会の保証を付さない融資残高がある ウ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う																									
極度を 設定した タイムリーな 資金調達に	当座貸越 (貸付専用型)根保証	次のすべての要件に該当する方(組合は企業組合、協業組合のみが対象) 【法人の場合】 ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること 【個人の場合】 ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③次のア～ウのいずれかに該当すること ア.中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること イ.確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を300万円以上計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること ウ.確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を100万円以上計上し、不動産等物的担保の提供があること																									

●主要要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。  
(令和2年6月現在)

限度額( )内は組合の場合	資金使途	期 間	連帯保証人	担 保	保 証 料 率
5,000万円	運 転	1年 ※最大4回までの継続更新が可能	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる場合があります	必要に応じ 徴求	【初回保証利用時または1回目の継続更新時】 責任共有保証料率：0.45～1.90% (BSなし 1.15%) 【2回目以降の継続更新時】 別に定める ※パンフレット等を参照してください。
8,000万円					
2億8,000万円	運転・設備	10年以内 (据置期間に制限なし)	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる場合があります。 ※経営者保証ガイドライン 推進キャンペーンの 「金融機関連携型」 「特例型」に該当する場合、 連帯保証人は不要です。	不要	責任共有保証料率：0.36～1.52% ※通常の保証料率より20%割引
2億円(4億円)					30年以内 (うち据置5年以内)
2億8,000万円 (4億8,000万円)		一括返済：2年以内 分割返済：7年以内 (うち据置1年以内)	不要	必要に応じ 徴求	責任共有保証料率：0.45～1.90%
2億円		1年間 (個別保証は1年以内)	法人の代表者のみ	売掛債権、 棚卸資産	責任共有保証料率：0.68%
4億5,000万円 ただし、他の保証 (経営安定関連保証等を除く) との合計で5億円以内		2年から7年までの 1年単位	不要	原則として、 保証金額 2億円 (発行額 2億5,000 万円)超の 場合は必要	責任共有保証料率：0.45～1.90%
5,000万円	運転・設備 (注)瀬戸内 観光の活性化 に資する資金 に限ります。	10年以内 (うち据置1年以内)	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる 場合があります	必要に応じ 徴求	責任共有保証料率： 0.41～1.71% (BSなし 1.04%)
1億5,000万円 ただし、「じんそく(廃止制度)」、 「スーパーじんそく(廃止制度)」 および「飛躍(ひやく)」の融資 残高合計が1億5,000万円を 超えない範囲	運転・設備	10年以内 (うち据置1年以内)	法人の代表者のみ	不要	責任共有保証料率：0.45～1.90%
5,000万円					
2億8,000万円 (原則として100万円単位)		1年間または2年間 (年単位)	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる 場合があります	原則として 保証金額が 5,000万円 以下は不要、 5,000万円 超の場合は 担保が必要	責任共有保証料率： 0.39～1.62% (BSなし 0.98%)

保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

企業のライフステージに応じた  
保証制度のラインアップ

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トピックス

(お問い合わせ先はP77をご覧ください)。また、当協会ホームページにて各制度のパンフレットのダウンロードが可能ですので、併せてご参照ください。

# 主な保証制度③

このような方に	制 度	対 象																								
極度を設定した タイムリーな 資金調達に	<b>事業者カードローン                      当座貸越根保証</b>	次のすべての要件に該当する方(組合は企業組合、協業組合のみが対象) <b>【法人の場合】</b> ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること <b>【個人の場合】</b> ①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③次のア、イのいずれかに該当すること ア.中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること イ.確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること																								
	<b>財務要件型無保証人・                      当座貸越根保証</b>	申込直前期の決算において、右表の基準①)~③)のいずれかに該当している方。 ただし、口およびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足すること。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基準①</th> <th>基準②</th> <th>基準③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 純資産額</td> <td>5,000万円以上 3億円未満</td> <td>3億円以上 5億円未満</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>ロ 自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>ハ 純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>ハ 使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>インタレスト・カバーレッジレシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基準①	基準②	基準③	イ 純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	ロ 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ハ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	ハ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	インタレスト・カバーレッジレシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
項 目	基準①	基準②	基準③																							
イ 純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上																							
ロ 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上																							
ハ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																							
ハ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上																							
インタレスト・カバーレッジレシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																							
万が一の 備えに	<b>災害時発動型                      予約保証「そなえ」</b>	当協会の保証対象要件に該当し、次のいずれかのBCP(事業継続計画)を策定している方 ①中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」のうち、入門コースを除いた基本、中級、上級コースのいずれかに準じたBCP ②兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP ③「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP																								
事業承継時の 資金調達に	<b>事業承継・M&amp;A保証                      「リレー」</b>	次の①~③のいずれかに該当する方 ①事業承継計画を策定している、または事業承継後の中小企業・小規模事業者 ②被事業承継会社から発行済議決権株式取得によるM&Aでの事業承継計画を策定している中小企業・小規模事業者 ③事業承継のために設立した持株会社(純粋持株会社、事業持株会社)																								
	<b>事業承継特別                      保証制度</b>	次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する方 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人 (3)次の①から④の要件を全て満たす法人 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率※が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと ※EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)																								
資金繰りの 安定を 図りたい方に	<b>借換保証</b>	一般保証または経営安定関連保証(セーフティネット保証)にかかる既往借入金の残高がある方																								
	<b>経営改善借換保証                      「ぜんしん」</b>	次のすべての要件に該当する方 ①当協会の保証付融資残高があること ②申込金融機関との取引等が次のいずれかに該当すること ア.申込時において信用保証協会の保証を付さない融資残高がある イ.本保証と同時に信用保証協会の保証を付さない融資を行う																								
経営危機時 等に	<b>経営安定関連保証                      (セーフティネット                      保証)</b>	経済産業大臣が指定した、①大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受ける中小企業者等、②取引先企業のリストラ等による事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引中小企業者等および近隣等に所在する中小企業者等、③突発的災害(事故等)により影響を受ける特定の地域の特定の業種に属する事業を営む中小企業者等、④突発的災害(自然災害等)により影響を受ける特定の地域の中小企業者等、⑤業況の悪化している業種に属し、売上高等が減少している中小企業者等、⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど、資金繰りが悪化している中小企業者等、⑦金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少している中小企業者等、⑧整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、再生の可能性があると思われる中小企業者等、のいずれかに該当し、市・町から認定を受けた方(個人、会社、医療法人、組合)																								
	<b>危機関連保証</b>	売上が減少する等、経営の安定に支障が生じていることについて、本店所在地または事業実態のある事業所の所在地を管轄する市町長の認定を受けた方																								
経営の改善 発達を 目指す方に	<b>経営力強化保証</b>	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への進捗報告を行う方																								
	<b>経営改善サポート                      保証(事業再生計画                      実施関連保証)</b>	経営サポート会議や兵庫県中小企業再生支援協議会等による支援を受けて作成した事業再生の計画等に基づき、経営改善に取組む方																								
再チャレンジ 支援	<b>再チャレンジ支援保証                      「リスタート」</b>	次の(1)または(2)の何れかに該当し、かつ(3)に該当する方 (1)過去に自らが営んでいた事業を廃止又は会社を解散した経験を有する方 (2)過去に自らが営んでいた事業を廃止又は会社を解散した経験を有する方が設立し、代表者を務める法人 (3)事業の廃止または会社の解散後、当協会の利用※がない方 ※「申込人(または代表者)が経営する別会社で利用している場合」および「代表者が個人事業者として利用している場合」を含みます。																								
円滑な 撤退支援	<b>自主廃業支援保証</b>	現在事業を行っており、次のすべての要件に該当する方 ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択すること ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込まれること ③バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場)により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うこと																								

●主要要件のみを掲載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。各制度の詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。  
(令和2年6月現在)

限度額( )内は組合の場合	資金使途	期 間	連帯保証人	担 保	保 証 料 率
2,000万円 (原則として100万円単位)	運転・設備	1年間または2年間 (年単位)	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる 場合があります	原則として 不要	責任共有保証料率: 0.39~1.62%(BSなし0.98%)
8,000万円			不要	不要	責任共有保証料率:0.39~1.62%
2億8,000万円 (4億8,000万円) ※BCP(事業継続計画)に基づく 金額とする ※本申込時には利用できる保証の 空き枠の範囲内とする	別に定める ※パンフレット 等を参照して ください。	[予約期間] 予約決定日から1年間	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる 場合があります。		事前予約時:保証料は不要 本 申 込 時:利用する保証に応じた保証料が必要
2億8,000万円		20年以内 (うち据置2年以内)			責任共有保証料率: 0.31~1.70%(BSなし0.92%) ※通常の保証料率より平均20%割引
2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転・設備	10年以内 (うち据置1年以内)	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる 場合があります。	必要に応じ 徴 求	経営者保証コーディネーターの確認がない場合 責任共有保証料率:0.45~1.90% 経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合 責任共有保証料率:0.20~1.15%
2億8,000万円 (4億8,000万円)		10年以内 (うち据置1年以内)			【一般保証】 責任共有保証料率:0.45~1.90%(BSなし1.15%) 責任共有外保証料率:0.50~2.20%(BSなし1.35%) 【経営安定関連保証(セーフティネット保証)】 責任共有保証料率:0.80% 責任共有外保証料率:0.90%
		20年以内 (うち据置3年以内)			責任共有保証料率: 0.45~1.90%(BSなし1.15%)
		10年以内			責任共有保証料率:0.80% (左記対象の⑤、⑦、⑧に該当する方) 責任共有外保証料率:0.90% (左記対象の①~④、⑥に該当する方)
2億8,000万円 (4億8,000万円)		10年以内 (うち据置2年以内)			責任共有外保証料率:0.80%
		[一括返済]1年以内 [分割返済]運転5年以内、 設備7年以内 (うち据置1年以内)			責任共有保証料率: 0.45~1.75%(BSなし1.15%) 責任共有外保証料率: 0.50~2.00%(BSなし1.35%)
		[一括返済]1年以内 [分割返済]15年以内 (うち据置1年以内)			0.70% 責任共有制度の対象外となる保証(100%保証)を 同額内で借換する場合は0.80%
2,000万円	15年以内 (うち据置3年以内)		不要	責任共有保証料率: 0.31~1.70%(BSなし0.92%) ※通常の保証料率より平均20%割引	
3,000万円	1年以内 (かつ、終期は 解散予定日より前)			必要に応じ 徴 求	責任共有保証料率: 0.45~1.90%(BSなし1.15%)

保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

企業のライフェステージに応じた  
保証制度のラインアップ

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トビックス

(お問い合わせ先はP77をご覧ください)。また、当協会ホームページにて各制度のパンフレットのダウンロードが可能ですので、併せてご参照ください。

# 主な兵庫県融資制度

資金名	申込みのできる方	資金用途	融資条件			
			限度額	利率	融資期間 (据置期間)	
新分野進出資金	第二創業貸付	・現在の事業を継続しつつ、異なる新しい分野に進出する方 ※同一事業歴が1年以上必要(現在の事業をやめる場合は3年以上)	運転・設備	1億円	1.10%	10年(2年)
	事業応援貸付	・融資後、概ね2年以内に売上の増加が見込まれるなど、事業展開への各種取り組みを行う方 ・創業または新分野進出後1年以上5年以内の方で、新事業の発展が見込まれる方				
	経営革新貸付	・経営革新計画の県の認定を受けた方 ・成長期待企業として(公財)ひょうご産業活性化センターの支援決定を受けた方など				
	事業承継支援貸付	・事業承継を予定している方、または事業承継をした方				
	海外市場開拓支援貸付	・県内において事業を継続しつつ、同一業種で海外事業を展開しようとする方				
設備投資資金	新技術・新事業創造貸付	・新技術・新製品の開発を行う方 ・AI、IoT等の先端設備や業務用燃料電池の導入を行う方 ・健康・福祉・シルバー関連産業を営む方など	設備およびこれに伴う運転	2億円 (うち運転1億円)	0.70%	10年(2年)
	設備投資促進貸付	・既存設備の更新を含む設備投資を行う方				
	就労環境・福利厚生充実貸付	・雇用する労働者のため、社員寮や事業所内保育施設など、就労環境や福利厚生充実のための設備投資を行う方				
防災促進貸付	・BCPに基づき、施設の耐震改修、非常用電源設備の導入、備蓄物資の購入等、防災関連の対策を行う方	運転・設備	設備15億円 運転5,000万円	0.45%	設備 15年(2年) 運転 10年(2年)	
観光・商業資金	商店街活性化貸付	・商業施設などの整備を行う商店街振興組合など	設備およびこれに伴う運転	3億円(注1)	0.70%	10年(2年)
	空き店舗等再生貸付	・1年以上の事業歴があり、「ひょうご空き店舗情報((公財)ひょうご産業活性化センター)」「空き家バンク(各市町)」に登録されている空き店舗・空き家を拠点として事業を行う方	運転・設備	3,500万円	0.45%	7年(1年)
	観光・おもてなし貸付	・観光事業を営む方やレクリエーション施設の整備を行う方 ・レストランなどナイトライフの充実に繋がる事業を行う方(保証対象業種に限る)	設備およびこれに伴う運転	3億円(注1)	0.70%	10年(2年)
		・ホテルや旅館の新築又は大規模改修を行う方		30億円(注1)		
		・スキー場における人工造雪機・降雪機の整備等を行う方		5億円(注1)	0.45%	15年(2年)
旅館等雇用対策貸付	・旅館業を営む方で、耐震改修工事で休業期間中の雇用維持を図る方	運転		0.15%	7年(1年)	
ユニバーサル資金	ユニバーサル推進貸付	・観光施設のバリアフリー化や、障害者・高齢者等を雇用することに伴う設備改善などを行う方	設備	2億円	0.70%	10年(2年)
開業資金	新規開業貸付	・新規に個人で、または新たに会社を設立して事業を開始する方 ・上記を満たす留資格「経営・管理」の取得見込の外国人等 ・営業を開始して1年未満の方(既に他の事業を営んでいる方は対象になりません)	運転・設備	3,500万円 (うち、経営者保証免除貸付500万円)	0.45%	10年(1年)
	経営者保証免除貸付	・新規開業貸付の要件を満たす法人で、取扱金融機関から当該貸付金額に対する1割以上の金額のプロパー融資を、経営者保証なしで同時に受けられる方				
	再挑戦貸付	・個人事業主または法人の経営者で、いったん事業を廃止し、事業廃止から5年以内に再起業を図る方				
立地資金	拠点地区進出貸付	・県(産業立地室)の確認を受け、県が指定した拠点地区に進出し、県内常用雇用者を11人(促進地域は6人)以上雇用する方	設備	100億円 ※融資対象事業費の80%(注1)	0.75%	15年(2年)
	産業団地進出貸付	・県(産業立地室)の確認を受け、県が定める産業団地に土地を購入・賃借し、進出しようとする方		5億円 (特認10億円) ※融資対象事業費の80%(注1)		

保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

企業のライフステージに応じた保証制度のラインアップ

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トピックス

※ご利用には審査がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。  
(令和2年6月現在)

資金名	申込みのできる方	資金用途	融資条件			
			限度額	利率	融資期間 (据置期間)	
経営安定資金	経営円滑化貸付	・最近3カ月間の売上額などが前年同期に比べて5%以上減少している方 など	運転	1億円	0.80%	10年(2年)
	災害対応貸付	・県が指定する災害により、事業所等に被害を受けた方	災害の規模・態様に応じて、被災の都度迅速かつ適切に制度設計を行う。			
	連鎖倒産防止貸付	・国が指定した倒産事業者に対し50万円以上の債権を有する方 など	運転	5,000万円	0.80%	7年(1年)
	金融変化対策貸付	・取引先金融機関の破綻・合併などにより資金調達に支障が生じている方			1.50%	
	企業再生貸付	・兵庫県中小企業再生支援協議会、金融機関などによる支援体制が構築され、再生が見込まれる方 など ・経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)を受ける方	運転・設備	2億円	1.40%	15年(3年)
	経営力強化貸付	・経営力強化保証を利用し、経営改善や経営力強化に取り組む方			1.00%	15年(1年)
借換資金	借換等貸付	・兵庫県中小企業融資制度などの既往借入金の借換により、経営の安定・改善が見込まれる方	県・神戸市 制度融資等 返済資金	1億円	1.50%	10年(1年)
長期資金	・長期の一般的な事業資金を必要としている方	運転	企業 5,000万円 組合 1億円	1.50%	10年(2年)	
短期資金	・短期の一般的な事業資金を必要としている方	運転	3,000万円	1.50%	1年または 6カ月	
小規模資金	小規模無担保貸付	・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が4,500万円以下の方	運転・設備	2,500万円	1.40%	7年(6カ月)
	こうべ小規模	・神戸市に主たる事業所がある方 ・保証料は神戸市が2分の1負担		400万円	1.40%	7年(1年) (設備のみは 1年6カ月)
	無担保・ 無保証人貸付	・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が2,000万円以下の方		2,000万円	1.20%	7年(6カ月)
	こうべ無担保	・神戸市に主たる事業所がある方 ・保証料は神戸市が2分の1負担		400万円	1.20%	7年(1年) (設備のみは 1年6カ月)
	特別小規模貸付	・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が2,000万円以下の方 ・神戸市に主たる事業所がある方 ・保証料は神戸市が2分の1負担		2,000万円	1.20%	7年(6カ月)
	こうべおうえん	・神戸市に主たる事業所がある方 ・保証料は神戸市が2分の1負担		400万円	1.20%	7年(1年) (設備のみは 1年6カ月)
経営活性化資金	こうべ挑戦企業 支援貸付	①事業の拡張や転換を図る方	運転・設備 設備および これに伴う 運転	1億円	0.85%	10年(2年)
		②事業拡大を伴う設備投資により新規雇用した方			0.80%	
こうべ季節貸付	・神戸市に主たる事業所がある方 ・夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする方	③非正規から正規雇用へ転換した方	運転	企業 4,000万円 組合 6,000万円	別途 定める	6カ月
		・取扱金融機関と1年以上の与信取引があり、短期間の審査により資金調達を図ろうとする方	5,000万円 (運転のみは 3,000万円)			

の貸付は神戸市に主たる事業所があり、当該事業にかかる市民税を滞納していない方のみが利用できます。  
※上表制度の利用には別途要件が定められており、認定等を要するものもあります。詳細につきましては別途お問い合わせください。※利率は年度途中で変更する場合があります。  
(注1)保証限度額は1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円です。

保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

企業のライフステージに応じた  
保証制度のラインアップ

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トピックス

# 信用保証トピックス

## 地域創生キャンペーン、チャレンジサポートキャンペーン

～創業、新事業展開などをサポート～

ご好評の「地域創生キャンペーン」「チャレンジサポートキャンペーン」につきまして、支援内容を拡充の上、令和2年度も継続実施します。

「地域創生キャンペーン」「チャレンジサポートキャンペーン」の支援内容

- ◎創業関連保証、創業等関連保証を利用される際の保証料率を40%割引  
(女性、35歳未満の方、55歳以上の方は保証料率を50%割引)
- ◎創業期一括保証「みらい」利用時の保証料率を平均20%割引
- ◎新事業展開にかかる所定の特例保証を利用される際の保証料率を約15%割引
- ◎地域活性化保証「スタートライン」利用時の保証料率を平均20%割引
- ◎地域活力向上保証「ふるさと」利用時の保証料率を平均25%割引
- ◎事業承継支援を新設(「事業承継特別保証制度」、「リレー」の利用者が対象)
- ◎再チャレンジ支援保証「リスタート」利用時の保証料率を平均20%割引



## 創業期一括保証「みらい」

～一括返済による資本性の高い保証を提供～

創業期の中小企業・小規模事業者の皆さまに一括返済による資本性の高い資金を提供する保証商品です。令和2年4月に創設しました。

「みらい」の特徴

- ◎最長3年の一括返済が可能
- ◎保証料率を通常から平均20%割引



## 経営者保証ガイドライン推進キャンペーン

～経営者保証を不要とする信用保証を推進～

ご好評の「経営者保証ガイドライン推進キャンペーン」につきまして、支援内容を拡充の上、令和2年度も継続実施します。

「経営者保証ガイドライン推進キャンペーン」の内容

以下の経営者保証を不要とする取扱いを実施しています。

(対象要件につきましては、当協会ホームページやパンフレットをご覧ください。)

1. 金融機関連携型・・・金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い
2. 財務型・・・一定の財務要件を備えた経営者保証不要の保証制度
3. 担保充足型・・・十分な保全により経営者保証を不要とする取扱い
4. 特例型・・・金融機関の支援姿勢等を踏まえた経営者保証を不要とする取扱い



## 大口短期継続保証「たんけいプレミアム」

～大口短期資金の継続利用が可能～

大口短期資金による資金調達を継続して保証支援することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまの新たな事業展開や業務拡張を後押しする保証商品です。

令和元年11月に創設しました。

「たんけいプレミアム」の特徴

- ◎一括返済の大口短期資金を1年ごとに更新
- ◎最長5年間の継続利用が可能
- ◎2回目以降の継続更新時における直近決算の保証料率区分が初回保証利用時からランクアップしている場合に保証料率を平均20%割引



## 事業性評価保証「タッグ」

～事業の強みを生かした更なる発展を支援～

中小企業・小規模事業者の皆さまの事業内容や成長性等を適切に評価し、必要な事業資金を提供する保証商品です。令和2年4月から、借換え要件を拡充しました。

### 「タッグ」の特徴

- ◎保証料率を通常から平均20%割引
- ◎保証期間は最長15年
- ◎既存の「タッグ」および「リピート5」の借換えが可能



## 不動産活用保証「ネクスト」

～不動産の有効活用により、経営者保証を不要とした資金調達を支援～

不動産を有効に活用して事業の発展に必要な資金調達を支援するとともに、長期返済等により、資金繰りの円滑化を図る保証商品です。

令和2年4月から、保証料率の割引を拡充しました。

### 「ネクスト」の特徴

- ◎原則として、経営者保証は不要
- ◎保証期間は最長30年間
- ◎プロパー融資の借換えが可能
- ◎既存の保証付融資の借換えを行う場合 → 通常の見積り料率から0.1%引き下げ  
既存の保証付融資の借換えを行わない場合 → 保証料率を通常から平均20%割引



## 金融機関提携保証「飛躍(ひやく)」

～迅速に無担保の資金調達をサポート～

中小企業・小規模事業者の皆さまの資金ニーズに対し、迅速に無担保で対応する保証商品です。令和2年4月から、融資限度額を1億5,000万円に引き上げるとともに兵庫県融資制度「県長期(一般運転)」の併用を可能としました。

### 「飛躍(ひやく)」の特徴

- ◎迅速に無担保で大口の資金調達が可能
- ◎兵庫県融資制度「県長期(一般運転)」の併用が可能
- ◎既存の保証口の借換えが可能



## 兵庫県中小企業融資制度の保証料率割引

～前向きな事業にかかる資金調達をバックアップ～

令和2年度兵庫県中小企業融資制度のうち、事業展開等を支援する以下の融資制度について、保証料率を通常から20%割引しています。

### 対象となる融資制度

- ◎第二創業貸付、事業応援貸付、経営革新貸付、事業承継支援貸付、海外市場開拓支援貸付、新技術・新事業創造貸付、設備投資促進貸付、設備投資促進貸付(就労環境・福利厚生充実貸付)、防災促進貸付、商店街活性化貸付、空き店舗等再生貸付、観光・おもてなし貸付、受動喫煙対策整備貸付、旅館等雇用対策貸付、ユニバーサル推進貸付、新規開業貸付、新規開業貸付(経営者保証免除貸付)、環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金、最新規制適合車等購入資金



保証業務の流れ

信用保証の利用について

責任共有制度について

信用保証料

企業のライフステージに応じた保証制度のラインアップ

主な保証制度

主な兵庫県融資制度

信用保証トピックス

## 業務運営方針

「事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会を目指し、地域経済・社会の発展に貢献する」という基本理念のもと、この度の改正信用保証協会法等の趣旨を踏まえて積極的に業務を推進することで、地域創生に一層の貢献を果たしていく必要があります。

そのためには、金融機関との連携を更に深め、企業のライフステージに応じて求められる金融支援・経営支援をより一層推進することで、企業の経営改善、生産性向上を促進していくことが重要です。

また、公的機関としての社会的責任を果たすため、コンプライアンスの徹底に取り組む必要があります。こうした考えのもと、2018年度(平成30年度)から2020年度までの業務運営における基本方針を以下の7項目とし、毎年度、実施状況を検証・評価しつつ、必要な施策・事業を展開してまいります。

### 1. 企業のライフステージに応じた資金需要の把握と積極的な保証の提供

企業の資金ニーズを的確に把握し、企業のライフステージに適切に対応できる保証制度をラインアップ化し、利用者目線に立ち積極的に保証を提供します。

併せて、経営者保証ガイドラインに則った対応を推進するとともに、危機関連保証や小口零細企業保証等、政策性の高い保証制度についても適切に対応いたします。

### 2. 地域創生に資する創業支援の展開

創業支援に関する保証制度の創設・拡充や、県内の創業支援情報等を総合的に紹介する情報誌の発行などを行い、創業意欲の喚起・向上とともに、具体的な行動を促進します。また、デフォルト率が高いとされる創業早期の支援として、職員による積極的な事業所訪問を行うとともに、必要に応じて外部専門家を派遣し、順調な成長を促します。

### 3. 経営改善、事業再生、事業承継に向けた取組の強化

条件変更先の減少に向けた取組として2017年度(平成29年度)に策定した「経営支援強化プロジェクト」の取組を一層深化・拡充するとともに、その進展状況に応じて目標設定を見直しつつ、その達成を図ります。併せて、これらの取組の中で必要に応じて事業承継の支援を行うとともに、関係機関との連携のもと、円滑な事業承継が促進されるよう、機運の醸成を図ります。

また、再生期にある企業や代位弁済後も事業を継続している企業に対しては、求償権消滅保証等を活用した様々な手法を活用し、最適な結果(抜本再生、事業承継、廃業等)に至るよう支援を行います。

#### 4.金融機関や支援機関等との更なる連携

この度の法改正によって求められている、創業期、成長期、安定期、下降期等の企業のライフステージに応じた適切な支援、ベストプラクティスを含めた様々な情報の発信、保証商品の活用を通じた適切なリスク分担など、多様な場面・形態において金融機関や支援機関等との更なる連携強化を図ります。

#### 5.回収と整理の推進

代位弁済後の初動を徹底し、効率性を重視しつつ回収の最大化を図ります。併せて、事業を継続しつつ返済を行っている債務者や、限られた収入の中から定額返済を継続している保証人に対しては、事業再生や生活再建を支援する観点に立った取扱いを進めます。

#### 6.人材育成・組織の活性化

時代の流れを察知し、組織としての目標を理解しその実現に向けた具体的な行動を起こす能力を兼ね備えた職員の育成を目指し、OJTを基本としつつ、各種研修の充実や資格取得の奨励を行うなど、よりコンサルティング力のある人材の育成に努めます。また、効率的かつ最適な組織体制、効率的かつ正確な事務手続、適正な人員配置に向け、絶えざる見直しを行います。

#### 7.コンプライアンス態勢の強化

公的機関としての社会的責任を果たすため、今後とも徹底した内部監査の実施や、コンプライアンス・プログラムに則った研修等を継続するとともに、その取組自体が形式的にならないよう、PDCAサイクルを通じて役職員の意識強化を図っていきます。

### 業務計画(中期)

(単位：百万円、%)

項目	2018年度		2019年度		2020年度	
	金額	対前年度計画比	金額	対前年度計画比	金額	対前年度計画比
保証承諾額	400,000	102.6	380,000	95.0	360,000	94.7
期末保証債務残高	1,080,000	102.9	1,059,000	98.1	1,029,000	97.2
代位弁済額	17,100	95.0	17,100	100.0	18,100	105.8
求償権実際回収額	6,500	91.5	6,100	93.8	5,700	93.4

## 業務運営方針

令和2年度は、新型コロナウイルスによる経済への影響やこれに対する各種施策の動向を踏まえ、金融機関をはじめ関係諸機関と連携しつつ、全力で新型コロナウイルスに係る対策を推進します。

また、当協会の基本理念に掲げる「中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会」を実現するため、常に業務を「前進」させていくという意識のもと、保証や経営支援に積極的に取り組むとともに、特に、事業承継や経営者保証の適正化に向けた取組に注力します。

このため、各部門における業務運営方針を次のとおりとします。

### 1.保証部門

新型コロナウイルスに係る対策に的確かつ柔軟に対応し、当面、これを最優先に全力を挙げて取り組みます。あわせて、関係機関と連携の上、企業のライフステージに応じた資金需要を的確に把握し、積極的に信用保証を提供することにより、経営改善や生産性の向上に向けた安定的な資金調達を支援し、地域創生に貢献します。

### 2.期中管理・経営支援部門

新型コロナウイルスに係る対策に的確かつ柔軟に対応し、当面、これを最優先に取り組みます。あわせて、企業のライフステージに応じたきめ細かな経営支援を展開します。

また、創業や事業承継に関する理解と関心を深めるイベントの開催等を通じて、創業・事業承継の機運の更なる醸成を図ります。

### 3.回収部門

個々の求償権の内容を見極め、事業再生や生活再建の観点にも配慮しつつ、適切な進行管理を行い、効率的・効果的な回収を推進します。

### 4.その他間接部門

新型コロナウイルスに係る対策に協会あげて取り組むため、その体制を速やかかつ柔軟に構築するとともに業務改革を引き続き推進し、組織の更なる活性化や経営基盤の強化に努めます。

また、公的機関としての社会的責任を果たすため、コンプライアンスの徹底に取り組みます。反社会的勢力等に対しては、関係機関との連携体制のもと、その一切を排除します。

## 業務計画

## 1.保証承諾額等

項目	金額	対前年度実績比
年間保証承諾額	500,000百万円	109.0%
期末保証債務残高	1,143,000百万円	102.9%
代位弁済額	28,500百万円	152.3%
求償権実際回収額	5,700百万円	90.1%

## 2.基本財産と支払準備資産

(1)基本財産	令和2年度末保有見込高	78,286百万円
(2)支払準備資産(借入金を除く)	令和2年度末保有見込高	151,199百万円

## 収支計画

(単位:百万円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出		経常収入	
業務費	3,664	保証料	11,983
借入金利息	0	預け金利息	128
信用保険料	6,391	有価証券利息・配当金	1,100
責任共有負担金納付金	780	延滞保証料	5
雑支出	1	損害金	134
		事務補助金	61
		責任共有負担金	2,425
		雑収入	121
計	10,837	計	15,957
経常外支出		経常外収入	
求償権償却	25,701	償却求償権回収金	814
有価証券償却	0	責任準備金戻入	6,610
雑勘定償却	60	求償権償却準備金戻入	980
退職金	3	求償権補填金戻入	22,505
責任準備金繰入	6,938	補助金	0
求償権償却準備金繰入	1,428	その他収入	1
その他支出	1		
計	34,131	計	30,910
		収支差額変動準備金取崩額	0
収支差額	1,899		
合 計	46,867	合 計	46,867

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

## 事業方針

令和元年度は、当協会の基本理念、中期事業計画及び現下の経済情勢等を踏まえ、事業計画及び基本財産と支払準備資産の見込を以下のとおりとしました。

### 事業計画

(1) 保証承諾額	400,000百万円	(前年度計画比 100.0%)
(2) 期末保証債務残高	1,079,000百万円	( 同 99.9%)
(3) 代位弁済額	19,500百万円	( 同 114.0%)
(4) 求償権実際回収額	6,100百万円	( 同 93.8%)

### 基本財産と支払準備資産の見込み

(1) 基本財産保有額	76,530百万円	(前年度計画比 102.1%)
(2) 支払準備資産	148,844百万円	( 同 102.4%)

## 県下の経済金融情勢と事業の実施状況

令和元年度の兵庫県の景気は、年間を通じ回復基調で推移していましたが、年度最終盤になって、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」という。)の影響が拡大し、生産活動や個人消費が低調となるなど、停滞、悪化しており、先行きも極めて不透明な状況です。

中小企業・小規模事業者においても、総じて経営環境が改善方向に向かう中、人手不足や事業承継などの課題が顕在化し、それらへの対応が迫られていましたが、新型コロナウイルスの拡大により、資材、物資等の需給のひっ迫ややむを得ない休業措置など、事業活動の大幅な停滞を余儀なくされ、緊急の資金繰りを求めるところも数多くなっています。

このような中、当協会は、3月以降、新型コロナウイルスの影響を受けている事業者への支援について、最優先に全力で取り組んでいます。政府や地方公共団体の緊急経済対策に呼应し、相談窓口の開設、迅速な保証の承諾、返済猶予等の保証条件変更への柔軟な対応など、必要な措置をあらゆる部門で実施しています。また、急激に増嵩する業務量を遅滞なく、かつ的確にこなしていくため、職員の応援体制を確立するとともに、審査方法・手順や徴収書類等の簡素化を推進するなど、臨機かつ柔軟な事業運営に努めています。

一方、新型コロナウイルスの影響が限定的であった2月までの間については、保証部門では、中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた保証商品のラインアップ化の更なる充実を進めるとともに、自治体融資制度や各種キャンペーンなどを活用し、積極的に保証推進を行いました。

期中管理・経営支援部門においては、「経営支援強化プロジェクト」の最終年度として、条件変更先の正常化に向けた取組を推進するとともに、県内の事業承継や創業に係る施策やイベント等の情報を取り纏めた情報誌「事業承継／創業 すべての情報 in ひょうご」の発刊や、事業者への優れた支援成果を顕彰する「ひょうご信用創生アワード」を引き続き実施しました。加えて、学生向け起業家育成講座や「創業フェア」、「創業カフェ」などの創業イベントを開催するなど、創業支援の取組も継続して実施しました。

求償権回収部門においては、効率的かつ効果的な回収を重視しつつ回収の最大化を図るとともに、個々の求償権の実情を見極め、進捗管理の徹底に取り組みました。

また、経営者保証ガイドラインや一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを活用して、事業再生や生活再建の支援を行いました。こうしたことにより、各部門とも概ね計画どおりないしそれ以上の成果を挙げることができました。

## 当期の業績

令和元年度の業績は次のとおりとなりました。

### 保証業務実績

#### (1)保証承諾

件数	27,669件	(前年度実績比 106.3%)
保証承諾額	458,768百万円	(当年度計画比 114.7%) (前年度実績比 107.4%)

件数、金額とも前年度をわずかに下回る水準で推移していましたが、3月に入り、新型コロナウイルスの拡大により、保証ニーズが急激に増加し、保証承諾額は、当年度計画、前年度実績ともに上回りました。

#### (2)期末保証債務残高

件数	90,772件	(前年度実績比 99.2%)
保証債務残高	1,110,403百万円	(当年度計画比 102.9%) (前年度実績比 101.3%)

保証承諾と同様、件数、金額とも前年度比でわずかに下回る水準で推移していましたが、3月以降の保証承諾の急激な増加により、保証債務残高は、当年度計画、前年度実績ともに上回りました。

#### (3)代位弁済

件数	1,643件	(前年度実績比 100.6%)
代位弁済額	18,710百万円	(当年度計画比 95.9%) (前年度実績比 96.3%)

返済緩和等の条件変更への弾力的な対応を行ったことや、「経営支援強化プロジェクト」の取組を継続して実施したことにより、代位弁済額は、当年度計画、前年度実績とともに下回りました。

### 基本財産と支払準備資産実績

#### (1)基本財産

基本財産	76,986百万円	(当年度計画比 100.6%) (前年度実績比 102.3%)
基金	19,460百万円	(前年度実績比 100.0%)
基金準備金	57,527百万円	(同 103.0%)

#### (4)求償権

求償権 実際回収額	6,326百万円	(当年度計画比 103.7%) (前年度実績比 94.2%)
--------------	----------	-----------------------------------

無担保求償権の増加など、回収環境が悪化する状況のなか、効率性を重視しつつ回収の最大化を図るとともに、個々の求償権の内容を適切に見極め、進捗管理の徹底に取り組みました。

これらの効果により、求償権実際回収額は、当年度計画を上回りました。

求償権償却額	18,589百万円	(当年度計画比 98.0%) (前年度実績比 108.2%)
保険金	14,652百万円	(前年度実績比 108.6%)
損失補償補填金	1,030百万円	(同 108.5%)
償却準備金等	2,907百万円	(同 105.8%)

求償権残高	4,566百万円	(前年度実績比 85.5%)
-------	----------	----------------

求償権残高は、代位弁済額が前年度実績よりも減少したことから、前年度実績を下回りました。

#### (2)支払準備資産（借入金及び関連会社株式を除く）

支払準備 資産	150,538百万円	(当年度計画比 101.1%) (前年度実績比 102.9%)
現金	1百万円	(前年度実績比 106.5%)
預け金	34,262百万円	(同 108.3%)
有価証券	116,275百万円	(同 101.4%)

支払準備資産は、当年度計画とほぼ同様の実績となりました。

## 令和元年度経営計画の達成に関する評価及び公表

業務運営に係る経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。令和元年度の外部評価の内容につきましては当協会のホームページに公表する予定です。

# 令和元年度の主な取組み

## 創業イベントの開催

当協会では、地域経済の活力向上につながる創業を支援するため、各種創業イベントを開催しています。

令和元年度は、創業に興味がある女性や創業間もない女性経営者を応援する「女性創業カフェ」(令和元年7月22日)、保証協会と金融機関、支援機関及び自治体が一体となって創業者を支援する「創業フェアはりま」(11月7日)、「創業フェアひょうご2020」(令和2年2月18日)、創業を志す20代の若者を支援する初めての取組として「創業カフェU-29」(12月1日)を開催しました。これらのイベントにおいては、創業経験者によるトークセッションや、参加者同士の情報交換会、専門家による個別相談会などを実施し、延べ131人の皆さまにご参加いただきました。



創業カフェU-29

## 事業承継にかかる取組

「創業」や「事業承継」について県内各地で実施されている支援施策やイベント、実際に創業や事業承継をした方のインタビュー記事などを掲載した情報誌「創業／事業承継 すべての情報in ひょうご」を発行しました。本情報誌は、当協会が事務局を務める「兵庫県地域支援金融会議」の編集により、2018年から春と秋の年2回発行しています。また、令和2年1月24日には、当協会、日本政策金融公庫、兵庫県事業引継ぎ支援センターの3機関共同主催による「事業承継対策セミナー 2020」を開催しました。当日は、事業承継についての講義やトークセッション、専門家による個別相談会を実施し、延べ55人の皆さまにご参加いただきました。



事業承継対策セミナー 2020



情報誌

## 関係機関と連携した経営支援の取組み ～ひょうご信用創生アワードの開催～

地域金融機関等関係機関と連携し、中小企業・小規模事業者の経営改善や事業再生をさらに実効性のある取組みとするため、平成24年10月に設置された「兵庫県地域支援金融会議」は、当協会が事務局を務め、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会など36機関(当協会含む)が参加しています。令和元年度は、総会、担当者会議を含め、計3回の会合を開催しました。

また、この地域支援金融会議が同会議の参加機関から金融、経営支援を受け、優れた成果を上げた事例を顕彰する「ひょうご信用創生アワード」を引き続き実施しました。

企業のライフステージに応じて、創業、成長、改善の3部門を設け、合計45件と多数の応募の中から事前選考により9組の事例を優秀賞に内定の上、令和元年11月21日に公開の最終選考会をアワードとして開催したものです。当日は、9組の皆さまがそれぞれプレゼンテーションを行い、3部門ごとに最優秀事例、優秀事例を決定、トロフィーと副賞を贈呈しました。



兵庫県地域支援金融会議 総会



ひょうご信用創生アワード

## ビジネスフェアへの出展

保証協会をより身近に感じていただくため、各地域で開催されるビジネスフェアへ積極的に参加し、信用保証の仕組みや各種保証制度の紹介など、当協会のPR活動を行っています。

「国際フロンティア産業メッセ2019(令和元年9月5日、6日)」では、多くの方に保証協会を知っていただくため、信用保証のしくみや各種保証制度の紹介を行ったほか、保証利用企業11社に対して、自社製品や技術をPRする出展ブースを提供しました。

また、大阪信用保証協会が主催する「OSAKAビジネスフェアものづくり展2019(11月20日)」へ協賛し、県下の中小企業(3社)に対してブースを提供しました。この他、「あまがさき産業フェア2019(7月25日、26日)」や「北はりまビジネスフェア(10月25日、26日、27日)」にも出展しました。



国際フロンティア産業メッセ2019 出展ブース

## 大学・専門学校における起業家育成講座の開催

当協会では、大学・専門学校などへの出張講座を積極的に行うなど、若い世代の創業に関する理解と関心を深める事業を展開しています。

令和2年1月10日には、兵庫県立大学 国際商経学部 グローバルビジネスコースにおいて、外国人留学生と日本人学生を対象とした起業家育成講座を行いました。

また、2月19日には、将来的に起業を志す専門学生の皆さまが、そのノウハウを習得していただくことを目的に、神戸プレーメン動物専門学校で起業家育成講座を行いました。

なお、専門学校を対象とした講座については、初めての取組となりました。



兵庫県立大学での講義

## 但馬支所の新事務所への移転

但馬支所は、事務所を仮移転した後、平成31年4月から建替え工事を行ってきましたが、このたび建物が完成し、令和2年3月23日に新事務所での業務を開始しました。

新事務所には、約30人程度の収容が可能な「談話室」を新たに設置しており、当施設を地域交流やセミナー等にご利用いただくなど、地域経済・社会の発展に資する場として活用していく予定です。



但馬支所 新事務所

## 金融機関へ感謝状を贈呈

中小企業・小規模事業者の皆さまが信用保証をご活用するために、格別のご協力をいただいた金融機関および店舗に対して感謝の意を表すため、感謝状を贈呈しています。

令和元年度は、平成30年度の実績に基づき、「金融機関」「金融機関店舗」のほか、特別部門として「飛躍、ひやくライト」「ぜんしん」「リードα」「たんけい、たんけいプレミアム」「事業展開を支援する兵庫県融資制度」「経営者保証ガイドライン推進キャンペーン」「地域創生キャンペーン、チャレンジサポートキャンペーン」「経営改善支援」「事業性評価・事業承継支援」の各部門に感謝状を贈呈しました。

# 貸借対照表・財産目録

## 貸借対照表

(令和2年3月31日現在 単位：千円、%)

借 方				貸 方			
科 目	平成30年度	令和元年度	対前年度比	科 目	平成30年度	令和元年度	対前年度比
<b>現金</b>	<b>664</b>	<b>707</b>	<b>106.5</b>	<b>基本財産</b>	<b>75,286,385</b>	<b>76,986,385</b>	<b>102.3</b>
現金	664	707	106.5	基金	19,459,578	19,459,578	100.0
小切手	0	0	-	基金準備金	55,826,807	57,526,807	103.0
<b>預け金</b>	<b>31,639,049</b>	<b>34,261,897</b>	<b>108.3</b>	<b>制度改革促進基金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>
当座預金	436,998	916,500	209.7	<b>収支差額変動準備金</b>	<b>36,965,054</b>	<b>38,384,399</b>	<b>103.8</b>
普通預金	727,931	1,044,246	143.5	<b>責任準備金</b>	<b>6,663,853</b>	<b>6,767,569</b>	<b>101.6</b>
通知預金	0	0	-	<b>求償権償却準備金</b>	<b>1,200,840</b>	<b>994,200</b>	<b>82.8</b>
定期預金	30,400,000	32,200,000	105.9	<b>退職給与引当金</b>	<b>2,056,721</b>	<b>2,145,179</b>	<b>104.3</b>
郵便貯金	74,120	101,151	136.5	<b>損失補償金</b>	<b>9,301,429</b>	<b>7,098,738</b>	<b>76.3</b>
<b>金銭信託</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>保証債務</b>	<b>1,096,270,075</b>	<b>1,110,403,451</b>	<b>101.3</b>
<b>有価証券</b>	<b>114,639,905</b>	<b>116,296,092</b>	<b>101.4</b>	<b>求償権補填金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>
国債	0	0	-	保険金	0	0	-
地方債	36,340,220	33,195,987	91.3	損失補償補填金	0	0	-
社債	78,278,685	83,079,105	106.1	<b>借入金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>
株式	21,000	21,000	100.0	長期借入金	0	0	-
受益証券	0	0	-	(うち日本政策	0	0	-
<b>その他有価証券</b>	<b>79</b>	<b>0</b>	<b>0.0</b>	金融公庫分)	0	0	-
新株予約権	0	0	-	短期借入金	0	0	-
ファンド出資	79	0	0.0	(うち日本政策	0	0	-
<b>動産・不動産</b>	<b>1,630,634</b>	<b>1,813,262</b>	<b>111.2</b>	金融公庫分)	0	0	-
事業用不動産	1,576,563	1,711,942	108.6	収支差額変動	0	0	-
事業用動産	54,071	101,320	187.4	準備金造成資金	0	0	-
所有動産・不動産	0	0	-	<b>基金補助金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>
<b>損失補償金見返</b>	<b>9,301,429</b>	<b>7,098,738</b>	<b>76.3</b>	<b>雑勘定</b>	<b>34,536,654</b>	<b>35,244,891</b>	<b>102.1</b>
<b>保証債務見返</b>	<b>1,096,270,075</b>	<b>1,110,403,451</b>	<b>101.3</b>	仮受金	143,428	75,329	52.5
<b>求償権</b>	<b>5,340,497</b>	<b>4,565,941</b>	<b>85.5</b>	保険納付金	522,973	351,418	67.2
<b>譲受債権</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	損失補償納付金	67,494	55,201	81.8
<b>雑勘定</b>	<b>3,458,680</b>	<b>3,584,724</b>	<b>103.6</b>	未経過保証料	33,752,843	34,707,453	102.8
仮払金	22,024	155,642	706.7	未払保険料	6,225	6,871	110.4
保証金	100	100	100.0	未払費用	43,691	48,619	111.3
厚生基金	192,521	190,953	99.2	<b>合 計</b>	<b>1,262,281,012</b>	<b>1,278,024,812</b>	<b>101.2</b>
連合会勘定	79	115	145.5				
未収利息	275,170	252,303	91.7				
未経過保険料	2,968,787	2,985,611	100.6				
<b>合 計</b>	<b>1,262,281,012</b>	<b>1,278,024,812</b>	<b>101.2</b>				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

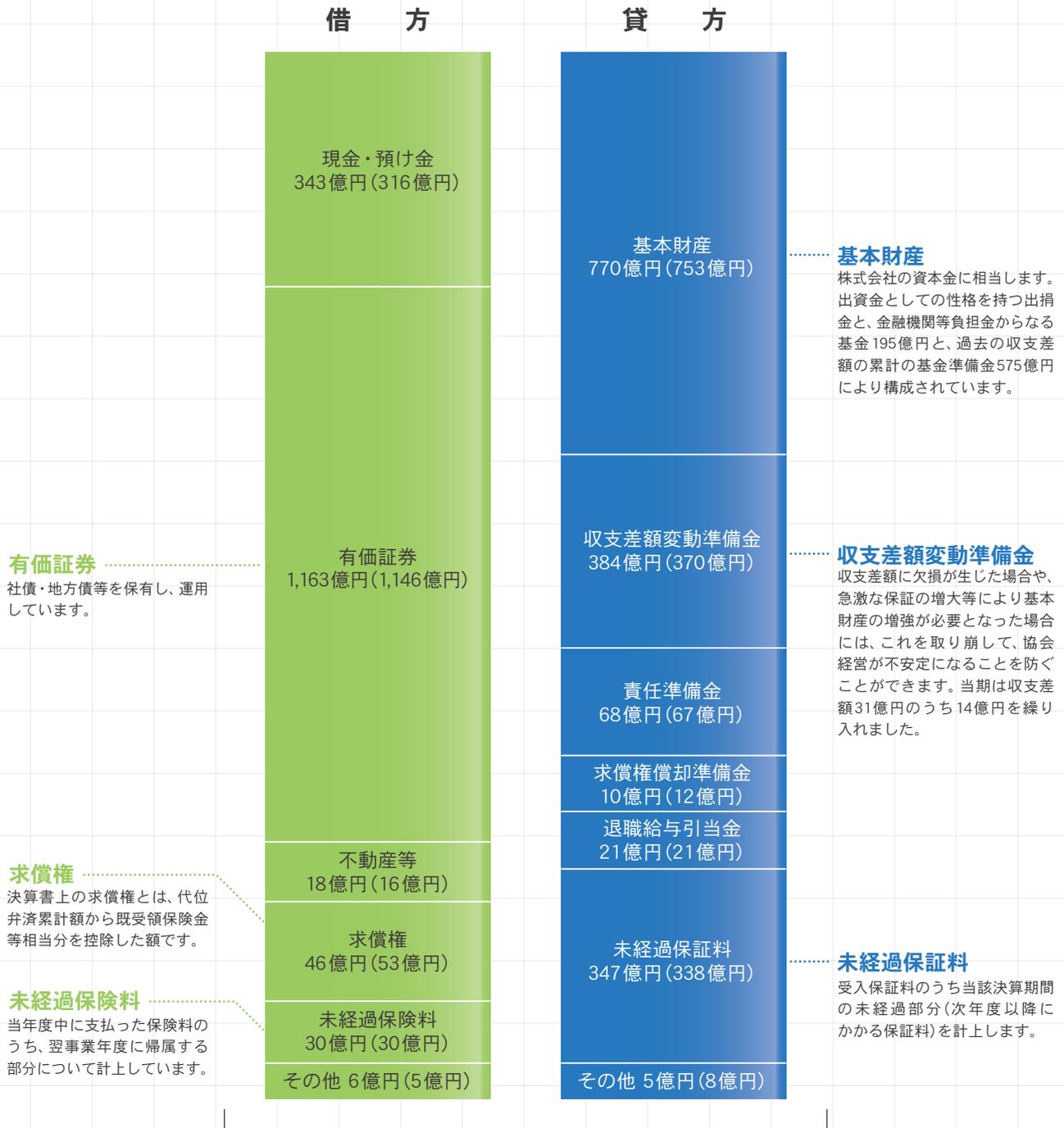
## 財産目録

(令和2年3月31日現在 単位：千円、%)

資 産				負 債			
科 目	平成30年度	令和元年度	対前年度比	科 目	平成30年度	令和元年度	対前年度比
<b>現金</b>	<b>664</b>	<b>707</b>	<b>106.5</b>	<b>責任準備金</b>	<b>6,663,853</b>	<b>6,767,569</b>	<b>101.6</b>
<b>預け金</b>	<b>31,639,049</b>	<b>34,261,897</b>	<b>108.3</b>	<b>求償権償却準備金</b>	<b>1,200,840</b>	<b>994,200</b>	<b>82.8</b>
<b>金銭信託</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>退職給与引当金</b>	<b>2,056,721</b>	<b>2,145,179</b>	<b>104.3</b>
<b>有価証券</b>	<b>114,639,905</b>	<b>116,296,092</b>	<b>101.4</b>	<b>損失補償金</b>	<b>9,301,429</b>	<b>7,098,738</b>	<b>76.3</b>
その他有価証券	79	0	0.0	<b>保証債務</b>	<b>1,096,270,075</b>	<b>1,110,403,451</b>	<b>101.3</b>
<b>動産・不動産</b>	<b>1,630,634</b>	<b>1,813,262</b>	<b>111.2</b>	<b>求償権補填金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>
事業用不動産	1,576,563	1,711,942	108.6	<b>借入金</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>
事業用動産	54,071	101,320	187.4	<b>雑勘定</b>	<b>34,536,654</b>	<b>35,244,891</b>	<b>102.1</b>
所有動産・不動産	0	0	-				
<b>損失補償金見返</b>	<b>9,301,429</b>	<b>7,098,738</b>	<b>76.3</b>	<b>合 計</b>	<b>1,150,029,573</b>	<b>1,162,654,028</b>	<b>101.1</b>
<b>保証債務見返</b>	<b>1,096,270,075</b>	<b>1,110,403,451</b>	<b>101.3</b>				
<b>求償権</b>	<b>5,340,497</b>	<b>4,565,941</b>	<b>85.5</b>	<b>正味財産</b>	<b>112,251,439</b>	<b>115,370,784</b>	<b>102.8</b>
<b>譲受債権</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-</b>				
<b>雑勘定</b>	<b>3,458,680</b>	<b>3,584,724</b>	<b>103.6</b>				
<b>合 計</b>	<b>1,262,281,012</b>	<b>1,278,024,812</b>	<b>101.2</b>				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

## 令和元年度貸借対照表(図解)



※( )内は前期の数字

※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)、損失補償金見返(資産)と損失補償金(負債)は同額のため、このグラフからは除いてあります。

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

# 収支計算書

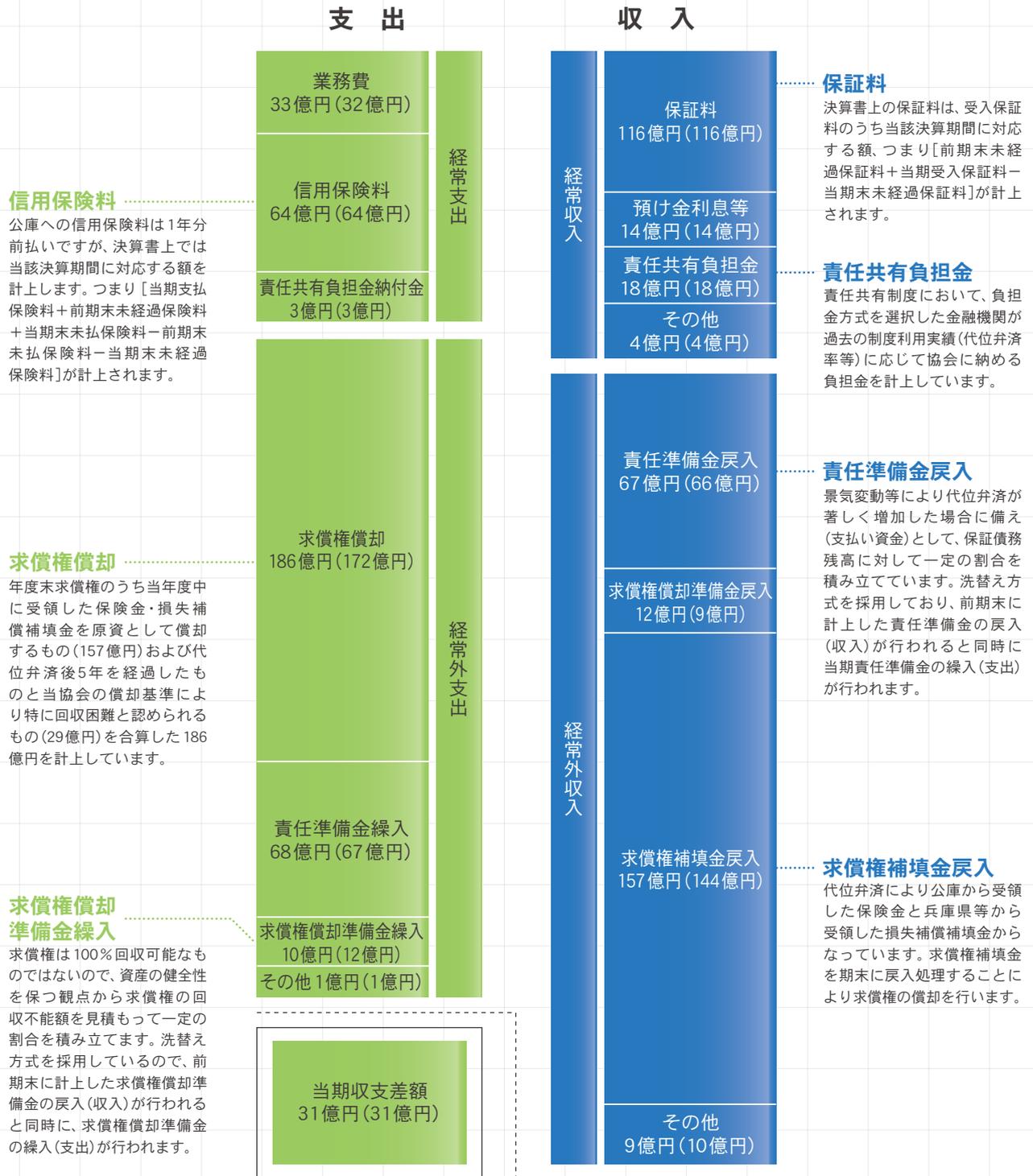
## 収支計算書

(令和2年3月31日現在 単位：千円、%)

支 出				収 入			
科 目	平成30年度	令和元年度	対前年度比	科 目	平成30年度	令和元年度	対前年度比
<b>経常支出</b>				<b>経常収入</b>			
業 務 費	3,191,216	3,265,963	102.3	保 証 料	11,639,107	11,591,719	99.6
役職員給与	1,305,064	1,330,353	101.9	預け金利息	157,607	150,824	95.7
退職給与引当金繰入	164,683	168,637	102.4	有価証券利息・配当金	1,285,360	1,203,307	93.6
その他人件費	510,022	518,595	101.7	調 査 料	0	0	—
旅 費	8,931	9,101	101.9	延滞保証料	8,101	3,829	47.3
事 務 費	524,670	558,167	106.4	損 害 金	144,694	137,093	94.7
賃 借 料	60,622	62,326	102.8	事務補助金	69,675	64,155	92.1
動産・不動産償却	85,881	102,972	119.9	責任共有負担金	1,756,007	1,815,795	103.4
信用調査費	12,358	12,494	101.1	雑 収 入	158,201	163,049	103.1
債権管理費	446,542	434,370	97.3				
指導普及費	43,515	39,222	90.1				
負 担 金	28,927	29,726	102.8				
借入金利息	0	0	—				
信用保険料	6,380,244	6,397,167	100.3				
責任共有負担金納付金	308,345	310,065	100.6				
雑 支 出	45,091	34,392	76.3				
<b>合 計</b>	<b>9,924,895</b>	<b>10,007,587</b>	<b>100.8</b>	<b>合 計</b>	<b>15,218,752</b>	<b>15,129,771</b>	<b>99.4</b>
<b>経常収支差額</b>	<b>5,293,857</b>	<b>5,122,184</b>	<b>96.8</b>				
<b>経常外支出</b>				<b>経常外収入</b>			
求償権償却	17,185,515	18,589,452	108.2	償却求償権回収金	994,426	883,163	88.8
譲受債権償却	0	0	—	責任準備金戻入	6,627,658	6,663,853	100.5
有価証券償却	0	0	—	求償権償却準備金戻入	911,457	1,200,840	131.7
雑勘定償却	83,043	61,527	74.1	求償権補填金戻入	14,438,052	15,682,527	108.6
退 職 金	4,768	5,084	106.6	保 険 金	13,488,343	14,652,296	108.6
責任準備金繰入	6,663,853	6,767,569	101.6	損失補償補填金	949,709	1,030,231	108.5
求償権償却準備金繰入	1,200,840	994,200	82.8	補 助 金	0	0	—
その他支出	35,342	16,374	46.3	その他収入	22,607	982	4.3
<b>合 計</b>	<b>25,173,361</b>	<b>26,434,206</b>	<b>105.0</b>	<b>合 計</b>	<b>22,994,200</b>	<b>24,431,366</b>	<b>106.3</b>
<b>経常外収支差額</b>	<b>-2,179,161</b>	<b>-2,002,840</b>	<b>91.9</b>				
				制度改革促進基金取崩額	0	0	—
				収支差額変動準備金取崩額	0	0	—
<b>当期収支差額</b>	<b>3,114,696</b>	<b>3,119,345</b>	<b>100.1</b>				
<b>収支差額変動準備金繰入額</b>	<b>1,557,348</b>	<b>1,419,345</b>	<b>91.1</b>				
<b>基本財産繰入額</b>	<b>1,557,348</b>	<b>1,700,000</b>	<b>109.2</b>				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

## 令和元年度収支計算書(図解)



※( )内は前期の数字  
 ※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

# 基本財産①

## 基本財産とは

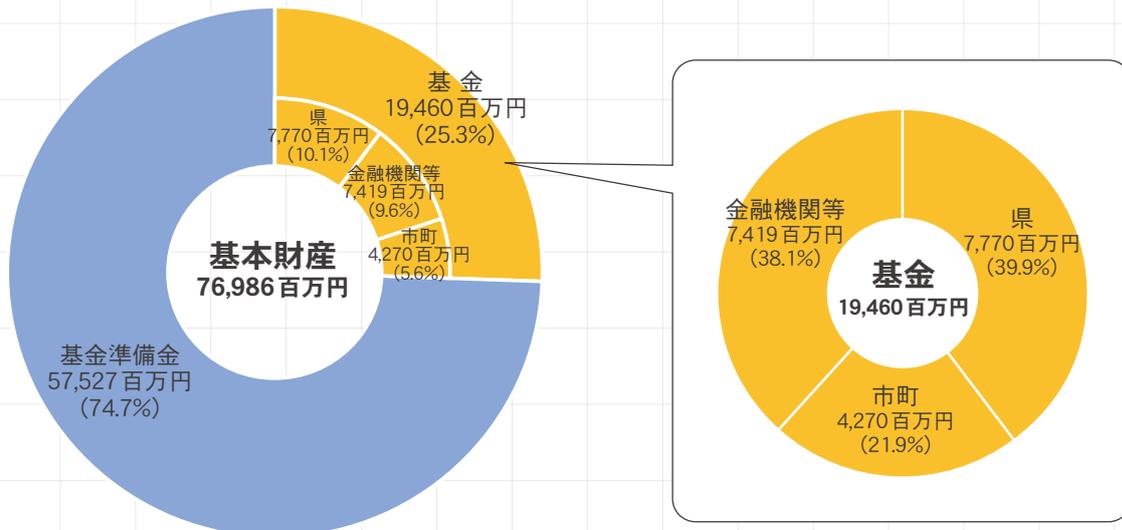
基本財産とは一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の60倍と定められています。したがって、中小企業・小規模事業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たして令和元年度は保証債務残高1兆1,104億円に対して、基本財産は769億86百万円で、実際倍率は14.4倍となりました。

## 基本財産の構成

基本財産は基金および基金準備金で構成されています。

- ①基金……………県、市町から拠出いただいた出捐金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金……………毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。
- ③金融安定化特別基金……………中小企業金融安定化特別保証を実施するため、国から拠出された特別な基金です（平成21年度末をもって廃止）。

## 基本財産の内訳（令和2年3月31日現在）



※県出捐金(7,770百万円)のうち56.1%は国庫から拠出

基本財産	76,986百万円
①基金	19,460百万円
地方公共団体出捐金	12,040百万円
金融機関等負担金・出捐金	7,419百万円
②基金準備金	57,527百万円

※個々の金額は四捨五入し、百万円単位にしているため、個々の金額の合計が合わない場合があります。

## 基本財産の推移



(単位：千円)

年 度	基本財産	基 金	基金準備金	金融安定化特別基金
平成10年度	47,746,152	14,939,979	27,812,746	4,993,427
平成11年度	53,848,968	15,422,589	28,999,038	9,427,341
平成12年度	53,475,180	16,212,750	29,460,331	7,802,099
平成13年度	52,424,590	16,355,738	29,497,578	6,571,274
平成14年度	50,810,136	16,356,288	29,497,578	4,956,270
平成15年度	48,969,045	16,356,588	29,497,578	3,114,879
平成16年度	47,859,771	16,357,758	29,628,820	1,873,193
平成17年度	48,194,920	16,429,568	30,703,731	1,061,621
平成18年度	49,398,421	16,517,498	32,327,156	553,767
平成19年度	50,931,344	16,861,698	33,840,150	229,496
平成20年度	51,344,201	17,474,968	33,869,233	0
平成21年度	52,325,474	18,395,558	33,929,916	0
平成22年度	55,709,966	19,459,578	36,250,388	0
平成23年度	59,236,803	19,459,578	39,777,225	0
平成24年度	61,853,976	19,459,578	42,394,399	0
平成25年度	64,575,619	19,459,578	45,116,041	0
平成26年度	67,275,993	19,459,578	47,816,415	0
平成27年度	69,684,868	19,459,578	50,225,290	0
平成28年度	71,788,951	19,459,578	52,329,373	0
平成29年度	73,729,037	19,459,578	54,269,459	0
平成30年度	75,286,385	19,459,578	55,826,807	0
令和元年度	76,986,385	19,459,578	57,526,807	0

## 金融安定化特別基金の状況

(単位：千円)

年 度	出 捐 額	繰 入 額	取 崩 額	基金残高
平成10年度	7,846,000	0	2,852,573	4,993,427
平成11年度	4,320,000	113,914	0	9,427,341
平成12年度	0	0	1,625,242	7,802,099
平成13年度	0	0	1,230,825	6,571,274
平成14年度	0	0	1,615,004	4,956,270
平成15年度	0	0	1,841,391	3,114,879
平成16年度	0	0	1,241,686	1,873,193
平成17年度	0	0	811,572	1,061,621
平成18年度	0	0	507,855	553,766
平成19年度	0	0	324,271	229,495
平成20年度	0	0	229,496	0
平成21年度	0	0	0	0
合 計	12,166,000	113,914	12,279,914	0

※金融安定化特別基金は中小企業金融安定化特別保証を実施するため、国から提出された特別な基金です(平成21年度決算をもって廃止)。  
 ※個々の金額は四捨五入し、千円単位にしているため、個々の金額の合計と合計欄の金額が合わない場合があります。

# 基本財産②

## 基本財産の増強

信用保証協会が健全な経営を行い、その公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠です。当協会は県・市町からの出捐金、金融機関からの負担金および国からの金融安定化特別基金のほか、自己造成による基金準備金への繰り入れにより、その増強に努めてきました。

特に平成7年度には震災融資により急増した保証債務残高に対処するため、県・市町、金融機関に出捐金・負担金の拠出要請をいたしました。また、その後についても保証債務残高の増勢が見込まれたことから、5力年造成計画を策定して基本財産の充実を図りました。

### 年度別造成額

(単位：千円)

年 度	基 金	出 捐 金			金融機関等 負担金	基金準備金	金融安定化 特別基金	計
		兵 庫 県	市 町					
平成 7年度	5,752,046	4,272,006	2,412,529	1,859,477	1,480,040	1,005,910	0	6,757,956
平成 8年度	706,864	436,104	205,404	230,700	270,760	2,653,796	0	3,360,660
平成 9年度	524,849	358,509	298,206	60,303	166,340	2,415,322	0	2,940,171
平成 10年度	1,526,167	1,380,417	1,272,244	108,173	145,750	2,355,335	7,846,000	11,727,502
平成 11年度	482,610	335,250	227,257	107,993	147,360	1,186,292	4,320,000	5,988,902
平成 12年度	790,161	639,941	482,828	157,113	150,220	461,293	0	1,251,454
平成 13年度	142,988	142,548	141,598	950	440	37,247	0	180,235
平成 14年度	550	50	0	50	500	0	0	550
平成 15年度	300	300	0	300	0	0	0	300
平成 16年度	1,170	0	0	0	1,170	131,242	0	132,412
平成 17年度	7,1810	0	0	0	71,810	1,074,911	0	1,146,721
平成 18年度	87,930	0	0	0	87,930	1,623,425	0	1,711,355
平成 19年度	344,200	0	0	0	344,200	1,512,994	0	1,857,194
平成 20年度	613,270	0	0	0	613,270	29,082	0	642,352
平成 21年度	920,590	0	0	0	920,590	60,684	0	981,274
平成 22年度	1,064,020	0	0	0	1,064,020	2,320,471	0	3,384,491
平成 23年度	0	0	0	0	0	3,526,838	0	3,526,838
平成 24年度	0	0	0	0	0	2,617,173	0	2,617,173
平成 25年度	0	0	0	0	0	2,721,642	0	2,721,642
平成 26年度	0	0	0	0	0	2,700,375	0	2,700,375
平成 27年度	0	0	0	0	0	2,408,874	0	2,408,874
平成 28年度	0	0	0	0	0	2,104,084	0	2,104,084
平成 29年度	0	0	0	0	0	1,940,086	0	1,940,086
平成 30年度	0	0	0	0	0	1,557,348	0	1,557,348
令和元年度	0	0	0	0	0	1,700,000	0	1,700,000
合 計	13,029,525	7,565,125	5,040,066	2,525,059	5,464,400	38,144,424	12,166,000	63,339,949

## 出捐金・金融機関等負担金の残高

### ①総括表

(令和2年3月31日現在 単位：千円)

拠 出 先	出 捐 金	金融機関等負担金	合 計
地方公共団体	12,040,212	—	12,040,212
金融機関等	78,235	7,341,131	7,419,366
合計	12,118,447	7,341,131	19,459,578

## ②金融機関等

(令和2年3月31日現在 単位:千円)

	出 捐 金		出 捐 金		出 捐 金
兵庫県	7,770,175	神戸市	1,621,650	川辺郡 猪名川町	4,380
		尼崎市	369,400	多可郡 多可町	22,140
		西宮市	295,400	加古郡 稲美町	13,850
		姫路市	396,665	播磨町	12,510
		明石市	158,900	神崎郡 神河町	9,210
		洲本市	59,100	市川町	8,690
		芦屋市	77,700	福崎町	14,872
		伊丹市	118,210	揖保郡 太子町	17,940
		相生市	20,500	赤穂郡 上郡町	8,336
		豊岡市	52,270	佐用郡 佐用町	11,200
		加古川市	142,700	美方郡 香美町	9,241
		たつの市	68,780	新温泉町	5,626
		赤穂市	25,850	町 計	137,995
		西脇市	53,050		
		宝塚市	90,450		
		三木市	63,200		
		高砂市	54,200		
		川西市	40,900		
		小野市	30,900		
		三田市	40,100		
		加西市	34,400		
		丹波篠山市	24,983		
		養父市	19,257		
		丹波市	53,280		
		南あわじ市	78,370		
		朝来市	22,060		
		宍粟市	27,550		
		淡路市	65,084		
		加東市	27,133		
		市 計	4,132,042	地方公共団体計	12,040,212

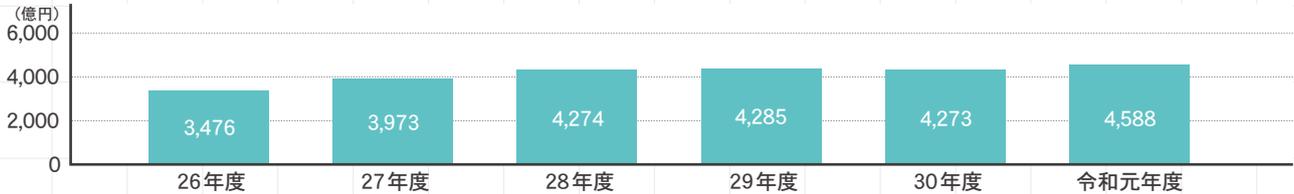
## ③金融機関等

(令和2年3月31日現在 単位:千円)

	出 捐 金	金融機関等負担金	合 計
都市銀行	39,515	2,760,120	2,799,635
地方銀行	4,965	639,510	644,475
第二地方銀行協会加盟行	5,400	1,142,425	1,147,825
信託銀行	1,300	32,310	33,610
信用金庫	22,480	2,379,006	2,401,486
信用組合	3,905	322,135	326,040
農業協同組合	0	3,450	3,450
商工組合中央金庫	250	42,010	42,260
日本政策金融公庫	10	0	10
新生銀行	100	1,900	2,000
あおぞら銀行	300	0	300
生命保険会社	0	2,300	2,300
損害保険会社	0	500	500
預金保険機構	10	480	490
労働金庫	0	1,500	1,500
その他	0	13,485	13,485
合 計	78,235	7,341,131	7,419,366

## 保証の状況①

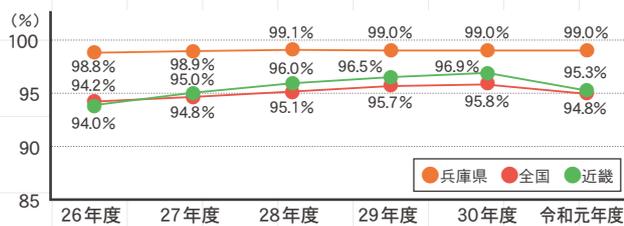
### 保証承諾の推移(金額)



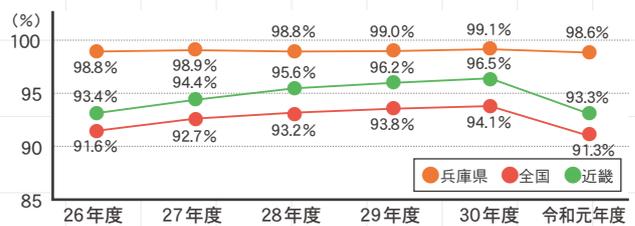
### 保証承諾の件数と金額の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保証承諾	件数	21,964	24,971	25,347	26,662	26,031	27,669
	金額	347,558	397,311	427,357	428,528	427,283	458,768
	前年比	90.2%	114.3%	107.6%	100.3%	99.7%	107.4%

### 保証承諾率の推移(件数)



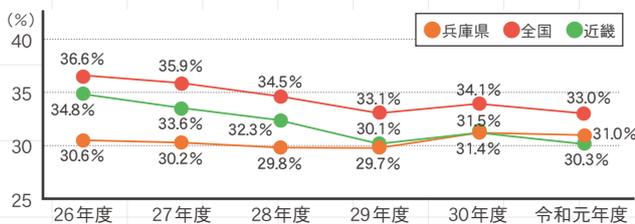
### 保証承諾率の推移(金額)



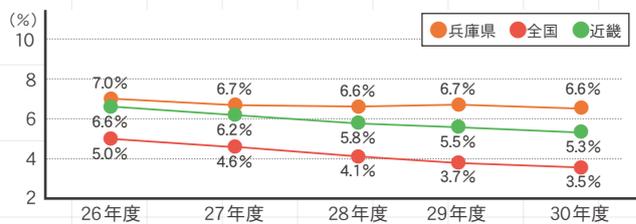
### 保証承諾率の件数と金額の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
● 兵庫県	件数	98.8%	98.9%	99.1%	99.0%	99.0%	99.0%
	金額	98.8%	98.9%	98.8%	99.0%	99.1%	98.6%
● 全国	件数	94.2%	94.8%	95.1%	95.7%	95.8%	94.8%
	金額	91.6%	92.7%	93.2%	93.8%	94.1%	91.3%
● 近畿	件数	94.0%	95.0%	96.0%	96.5%	96.9%	95.3%
	金額	93.4%	94.4%	95.6%	96.2%	96.5%	93.3%

### 保証利用度の推移(件数)



### 保証利用度の推移(金額)



### 保証利用度の推移(企業数)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中小企業者数		154,765	154,646	154,646	154,646	144,748	144,748
保証利用企業数		47,433	46,634	46,053	45,900	45,501	44,800
● 兵庫県内企業利用度		30.6%	30.2%	29.8%	29.7%	31.4%	31.0%
● 全国企業利用度		36.6%	35.9%	34.5%	33.1%	34.1%	33.0%
● 近畿企業利用度		34.8%	33.6%	32.3%	30.1%	31.5%	30.3%

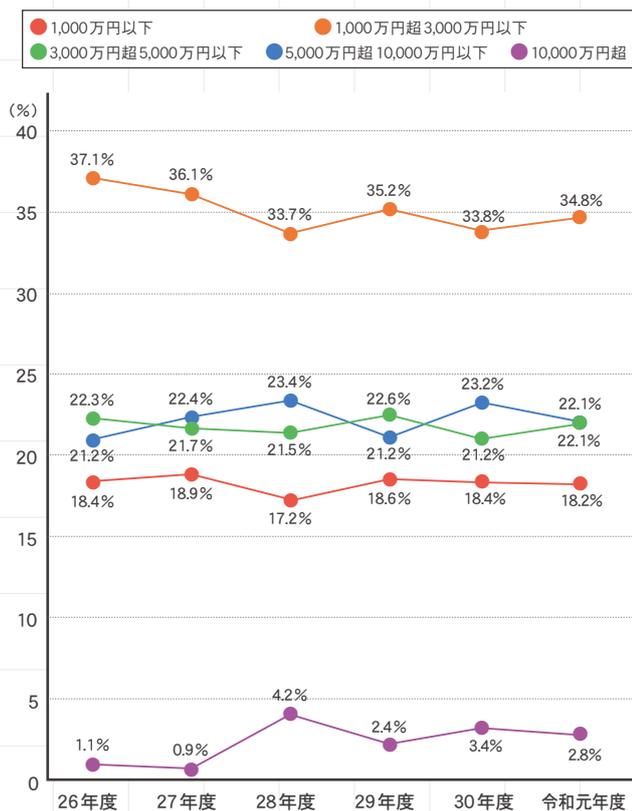
※中小企業者数：中小企業白書付属統計資料

### 保証利用度の推移(金額)

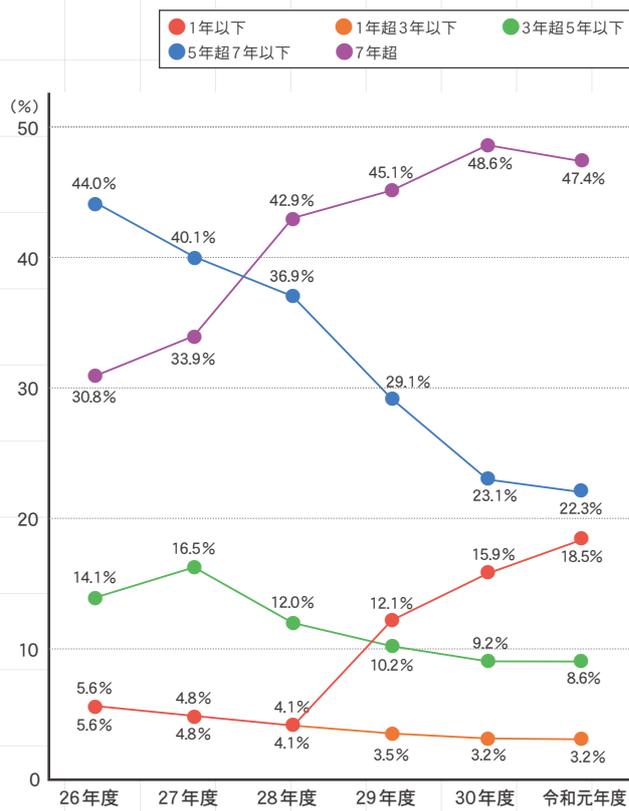
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総貸出残高		157,566	160,240	162,486	164,430	165,790	—
保証債務残高		10,958	10,758	10,744	10,966	10,963	—
● 兵庫県内貸出金利度		7.0%	6.7%	6.6%	6.7%	6.6%	—
● 全国貸出金利度		5.0%	4.6%	4.1%	3.7%	3.5%	—
● 近畿貸出金利度		6.6%	6.2%	5.8%	5.5%	5.3%	—

※令和元年度の保証利用度(金額)については、貸出残高等が確定していないため省略しています。

### 保証金額別承諾額の推移(構成比)



### 保証期間別承諾額の推移(構成比)



### 保証金額別承諾額の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
● 1,000万円以下	構成比	18.4%	18.9%	17.2%	18.6%	18.4%	18.2%
	承諾額	64,076	75,243	73,530	79,670	78,427	83,582
● 1,000万円超3,000万円以下	構成比	37.1%	36.1%	33.7%	35.2%	33.8%	34.8%
	承諾額	128,785	143,362	144,178	150,935	144,615	159,520
● 3,000万円超5,000万円以下	構成比	22.3%	21.7%	21.5%	22.6%	21.2%	22.1%
	承諾額	77,399	86,134	92,030	96,750	90,570	101,416
● 5,000万円超10,000万円以下	構成比	21.2%	22.4%	23.4%	21.2%	23.2%	22.1%
	承諾額	73,516	89,088	99,829	90,875	99,000	101,232
● 10,000万円超	構成比	1.1%	0.9%	4.2%	2.4%	3.4%	2.8%
	承諾額	3,782	3,484	17,790	10,299	14,671	13,018

### 保証期間別承諾額の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
● 1年以下	構成比	5.6%	4.8%	4.1%	12.1%	15.9%	18.5%
	承諾額	19,306	18,895	17,546	51,759	68,121	84,752
● 1年超3年以下	構成比	5.6%	4.8%	4.1%	3.5%	3.2%	3.2%
	承諾額	19,334	19,033	17,506	15,108	13,721	14,858
● 3年超5年以下	構成比	14.1%	16.5%	12.0%	10.2%	9.2%	8.6%
	承諾額	49,083	65,653	51,365	43,682	39,171	39,648
● 5年超7年以下	構成比	44.0%	40.1%	36.9%	29.1%	23.1%	22.3%
	承諾額	152,779	159,209	157,733	124,532	98,737	102,197
● 7年超	構成比	30.8%	33.9%	42.9%	45.1%	48.6%	47.4%
	承諾額	107,055	134,522	183,208	193,446	207,533	217,313

## 保証の状況②

### 1件あたりの平均保証承諾額の推移



### 1件あたりの平均保証期間の推移

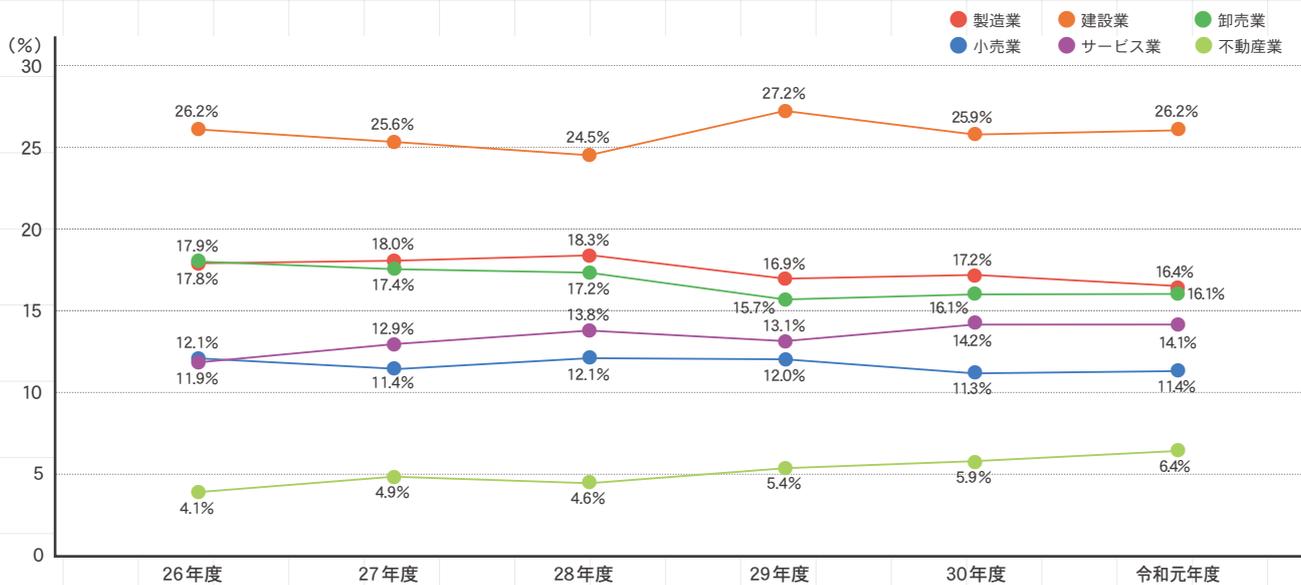


### 1件あたりの平均保証承諾額と期間の推移

(単位：千円、月)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
● 金額	15,824	15,911	16,860	16,073	16,414	16,581
● 期間	75.9	76.6	80.7	74.0	72.1	71.0

### 業種別承諾額の推移(構成比)



### 業種別承諾額の構成比と金額の推移

(単位：百万円)

業種		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
● 製造業	構成比	17.8%	18.0%	18.3%	16.9%	17.2%	16.4%
	承諾額	62,038	71,410	78,211	72,420	73,523	75,206
● 建設業	構成比	26.2%	25.6%	24.5%	27.2%	25.9%	26.2%
	承諾額	91,195	101,665	104,673	116,750	110,722	120,216
● 卸売業	構成比	17.9%	17.4%	17.2%	15.7%	16.1%	16.1%
	承諾額	62,144	69,145	73,494	67,085	68,689	74,050
● 小売業	構成比	12.1%	11.4%	12.1%	12.0%	11.3%	11.4%
	承諾額	42,091	45,154	51,833	51,373	48,310	52,404
● サービス業	構成比	11.9%	12.9%	13.8%	13.1%	14.2%	14.1%
	承諾額	41,472	51,418	59,188	56,270	60,507	64,729
● 不動産業	構成比	4.1%	4.9%	4.6%	5.4%	5.9%	6.4%
	承諾額	14,223	19,312	19,690	23,185	25,390	29,435

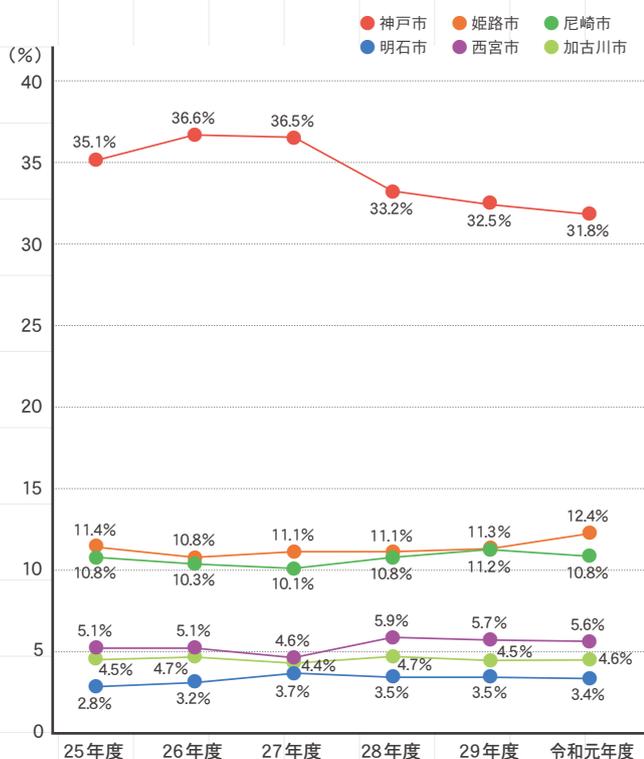
保証の状況

事故報告の状況

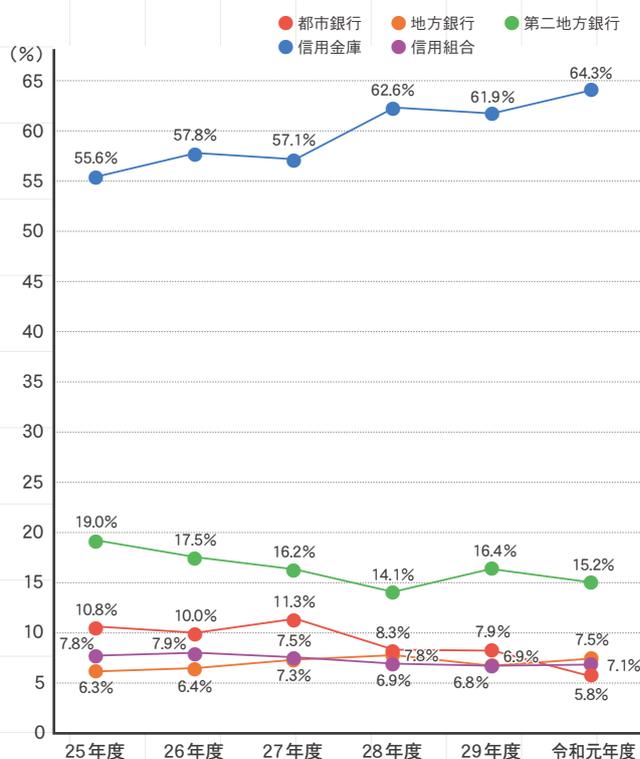
代位弁済の状況・回収の状況

損失補償の状況等

### 主要地域別承諾額の推移(構成比)



### 金融機関群別承諾額の推移(構成比)



保証の状況

事故報告の状況

代位弁済の状況・回収の状況

損失補償の状況等

### 主要地域別承諾額の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
● 神戸市	構成比	35.1%	36.6%	36.5%	33.2%	32.5%	31.8%
	承諾額	121,916	145,337	155,878	142,473	138,896	145,963
● 姫路市	構成比	11.4%	10.8%	11.1%	11.1%	11.3%	12.4%
	承諾額	39,752	42,863	47,499	47,554	48,278	56,910
● 尼崎市	構成比	10.8%	10.3%	10.1%	10.8%	11.2%	10.8%
	承諾額	37,498	40,977	43,090	46,276	47,843	49,476
● 明石市	構成比	2.8%	3.2%	3.7%	3.5%	3.5%	3.4%
	承諾額	9,813	12,715	15,629	14,943	15,114	15,543
● 西宮市	構成比	5.1%	5.1%	4.6%	5.9%	5.7%	5.6%
	承諾額	17,839	20,402	19,584	25,385	24,265	25,773
● 加古川市	構成比	4.5%	4.7%	4.4%	4.7%	4.5%	4.6%
	承諾額	15,633	18,570	18,817	20,298	19,409	20,882

### 金融機関群別承諾額の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
● 都市銀行	構成比	10.8%	10.0%	11.3%	8.3%	7.9%	5.8%
	承諾額	37,545	39,582	48,179	35,701	33,667	26,469
● 地方銀行	構成比	6.3%	6.4%	7.3%	7.8%	6.9%	7.5%
	承諾額	21,779	25,264	31,404	33,598	29,356	34,417
● 第二地方銀行	構成比	19.0%	17.5%	16.2%	14.1%	16.4%	15.2%
	承諾額	65,995	69,405	69,395	60,502	70,143	69,837
● 信用金庫	構成比	55.6%	57.8%	57.1%	62.6%	61.9%	64.3%
	承諾額	193,388	229,569	243,885	268,216	264,491	294,787
● 信用組合	構成比	7.8%	7.9%	7.5%	6.9%	6.8%	7.1%
	承諾額	26,960	31,374	32,031	29,547	29,068	32,766

# 保証の状況③

## 制度別承諾額の推移(構成比)

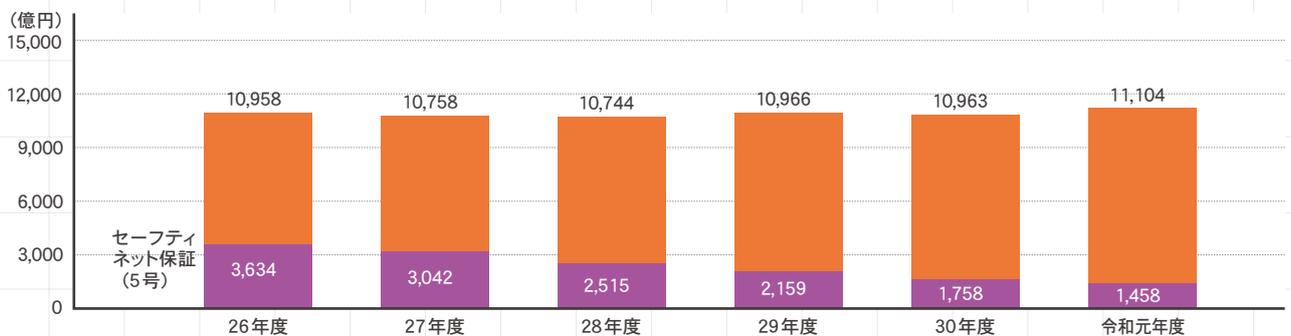


## 制度別承諾額の構成比と金額の推移

(単位:百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
● 一般保証	構成比	59.4%	62.4%	68.9%	74.2%	82.7%	78.5%
	承諾額	206,317	247,960	294,421	317,843	353,560	359,907
● 県制度保証	構成比	36.5%	33.9%	27.6%	24.8%	16.6%	21.0%
	承諾額	126,935	134,724	118,055	106,204	70,891	96,348
● 市・町制度保証	構成比	4.1%	3.7%	3.5%	1.0%	0.7%	0.5%
	承諾額	14,306	14,627	14,881	4,481	2,832	2,513

## 保証債務残高の推移(金額)



## 保証債務残高の件数と金額の推移

(単位:百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保証債務残高	件数	97,080	94,557	91,872	92,683	91,484	90,772
	金額	1,095,781	1,075,765	1,074,418	1,096,550	1,096,270	1,110,403
	前年比	94.2%	98.2%	99.9%	102.1%	100.0%	101.3%
セーフティネット保証(5号)	金額	363,433	304,240	251,524	215,877	175,818	145,755
	構成比	33.2%	28.3%	23.4%	19.7%	16.0%	13.1%

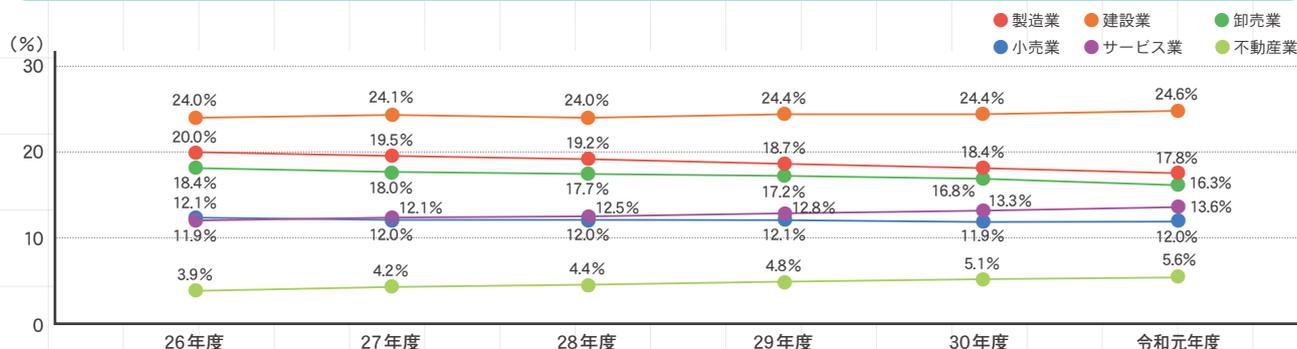
保証の状況

事故報告の状況

代位弁済の状況・回収の状況

損失補償の状況等

### 業種別保証債務残高の推移(構成比)

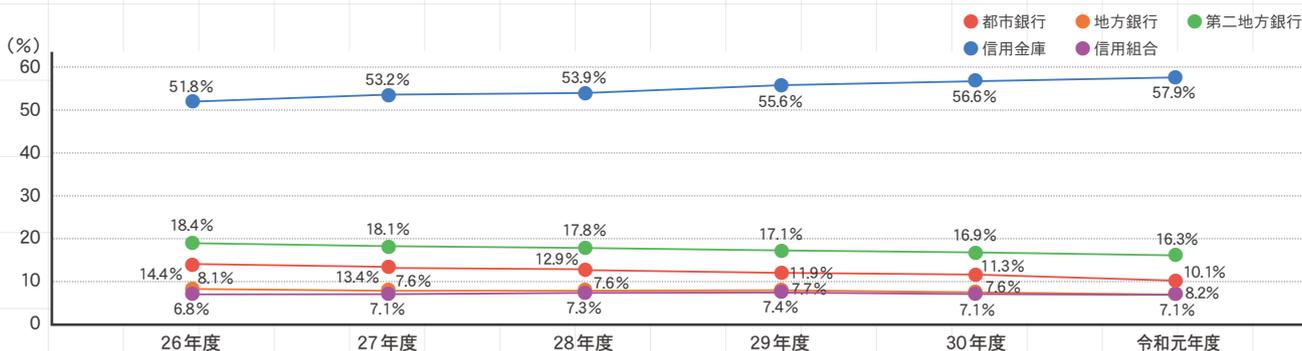


### 業種別保証債務残高の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

業種	構成比	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		保証残高	219,077	209,589	206,266	204,509	201,198
建設業	構成比	24.0%	24.1%	24.0%	24.4%	24.4%	24.6%
	保証残高	263,034	259,378	257,957	267,370	267,811	273,577
卸売業	構成比	18.4%	18.0%	17.7%	17.2%	16.8%	16.3%
	保証残高	201,082	193,573	190,475	188,744	183,678	180,745
小売業	構成比	12.1%	12.0%	12.0%	12.1%	11.9%	12.0%
	保証残高	132,499	128,858	128,956	132,348	130,841	133,162
サービス業	構成比	11.9%	12.1%	12.5%	12.8%	13.3%	13.6%
	保証残高	129,867	130,399	134,726	140,501	145,583	151,184
不動産業	構成比	3.9%	4.2%	4.4%	4.8%	5.1%	5.6%
	保証残高	43,170	45,362	46,832	52,581	56,414	62,262

### 金融機関群別保証債務残高の推移(構成比)



### 金融機関群別保証債務の残高構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

金融機関群	構成比	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		保証残高	157,495	144,238	138,902	130,039	124,198
地方銀行	構成比	8.1%	7.6%	7.6%	7.7%	7.6%	8.2%
	保証残高	88,940	81,910	81,522	84,196	83,808	91,461
第二地方銀行	構成比	18.4%	18.1%	17.8%	17.1%	16.9%	16.3%
	保証残高	201,298	194,987	191,595	187,446	185,009	181,175
信用金庫	構成比	51.8%	53.2%	53.9%	55.6%	56.6%	57.9%
	保証残高	567,254	572,718	579,499	609,135	620,982	642,860
信用組合	構成比	6.8%	7.1%	7.3%	7.4%	7.1%	7.1%
	保証残高	75,038	76,239	77,927	80,981	78,341	78,847

保証の状況

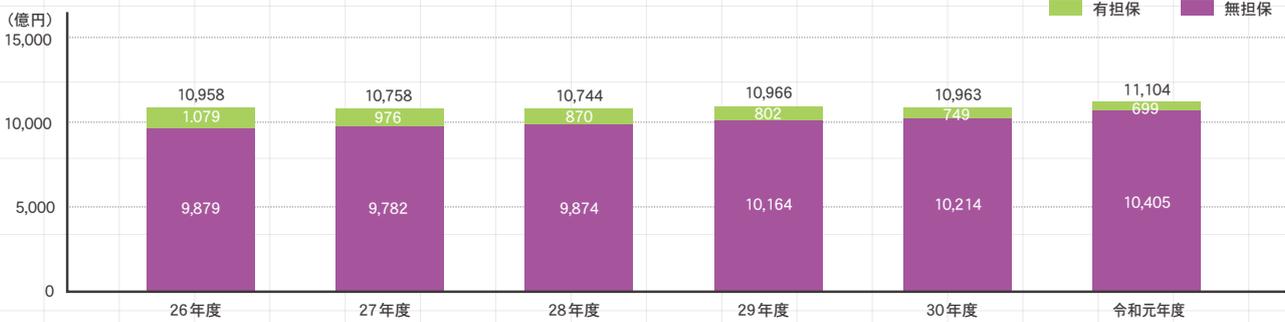
事故報告の状況

代位弁済の状況・回収の状況

損失補償の状況等

# 保証の状況④

## 有担保・無担保別保証債務残高の推移(金額)



## 有担保・無担保別保証債務残高の件数と金額の推移

(単位: 件、百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保証債務残高	件数	97,080	94,557	91,872	92,683	91,484	90,772
	金額	1,095,781	1,075,765	1,074,418	1,096,550	1,096,270	1,110,403
有担保	件数	7,317	6,724	6,076	5,709	5,266	4,935
	金額	107,873	97,563	87,049	80,171	74,890	69,865
	構成比	9.8%	9.1%	8.1%	7.3%	6.8%	6.3%
無担保	件数	89,763	87,833	85,796	86,974	86,218	85,837
	金額	987,908	978,202	987,369	1,016,379	1,021,380	1,040,539
	構成比	90.2%	90.9%	91.9%	92.7%	93.2%	93.7%

## 中小企業金融安定化特別保証・震災関連保証(阪神・淡路大震災)の承諾率・償還状況等(令和2年3月末)

### 保証申込・保証承諾

(単位: 件、百万円)

	保証申込		保証承諾	
	件数	金額	件数	金額
震災関連	50,493	622,661	47,011	542,179
金融安定化	80,256	1,314,198	74,123	1,137,108
(金融安定化全国)	1,893,858	34,111,326	1,723,883	28,943,707

※震災関連は平成7年7月、金融安定化は平成13年3月に終了しました。

### 承諾率

	承諾率	
	件数	金額
震災関連	93.1%	87.1%
金融安定化	92.4%	86.5%
(金融安定化全国)	91.0%	84.9%

※承諾率=承諾/申込

### 償還等

(単位: 件、百万円)

	融資実行 A		保証債務残高 B		代位弁済(元金) C		償還 A - B - C	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
震災関連	46,726	538,385	313	2,054	7,135	54,492	39,278	481,838
金融安定化	73,514	1,125,793	199	1,237	12,850	117,107	60,465	1,007,449

### 代弁率・償還率(金額)

	代弁率	償還率
震災関連	10.1%	89.5%
金融安定化	10.3%	89.5%

※代弁率=代位弁済/承諾、償還率=償還/融資実行

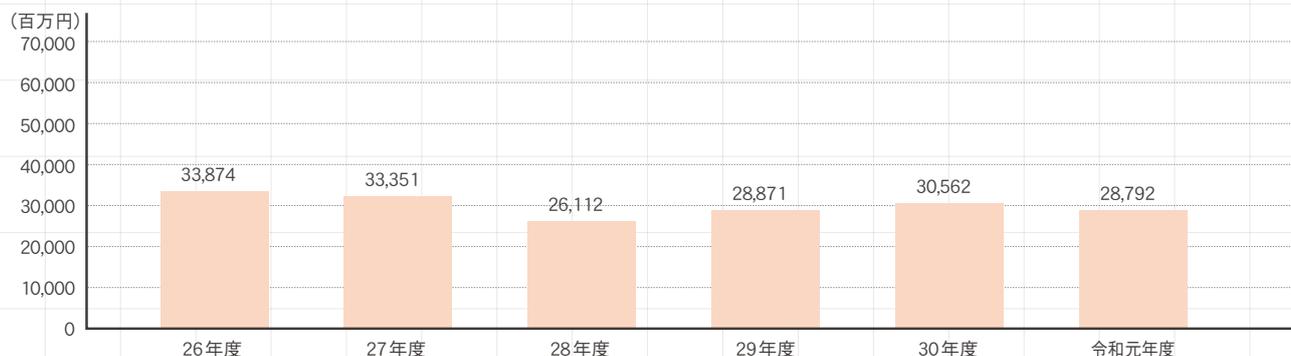
## 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

(単位: 件)

	令和元年度
①信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	27,669
②無保証人で信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	8,381
③信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合	30.3%
④既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	229
⑤「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	72
⑥代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	29
⑦代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	487
⑧代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	417
⑨代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	141
⑩⑥～⑨の合計	1,074

# 事故報告の状況

## 事故報告受付の推移(金額)

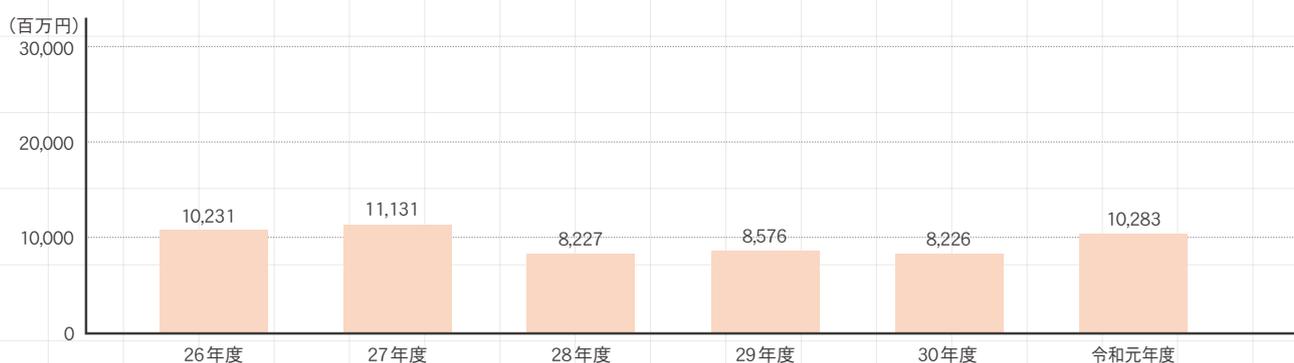


## ■事故報告受付の件数と金額の推移

(単位: 件、百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事故報告受付	件数	3,110	3,070	2,538	2,693	2,723	2,596
	金額	33,874	33,351	26,112	28,871	30,562	28,792
	前年比	84.5%	98.5%	78.3%	110.6%	105.9%	94.2%
金融安定化	金額	275	161	102	106	95	150
	構成比	0.8%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.5%
震災関連	金額	452	401	294	207	195	120
	構成比	1.3%	1.2%	1.1%	0.7%	0.6%	0.4%

## 事故報告残高の推移(金額)



## ■事故報告残高の件数と金額の推移

(単位: 件、百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事故報告残高	件数	961	992	785	857	812	907
	金額	10,231	11,131	8,227	8,576	8,226	10,283
	前年比	78.4%	108.8%	73.9%	104.2%	95.9%	125.0%
金融安定化	金額	69	32	34	38	37	28
	構成比	0.7%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%
震災関連	金額	215	125	92	93	88	60
	構成比	2.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.6%

保証の状況

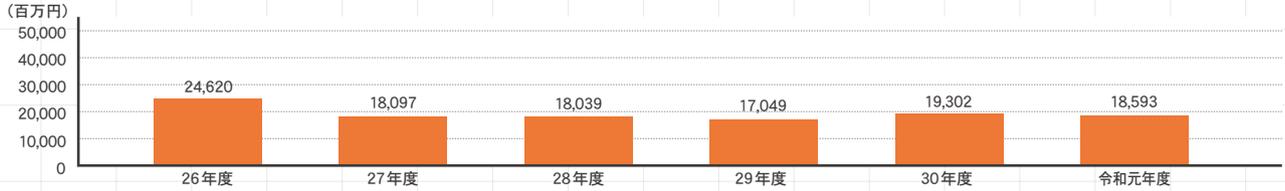
事故報告の状況

代位弁済の状況・回収の状況

損失補償の状況等

# 代位弁済の状況・回収の状況

## 代位弁済の推移(金額)



## 代位弁済の件数と代弁元金の推移

(単位: 件、百万円)

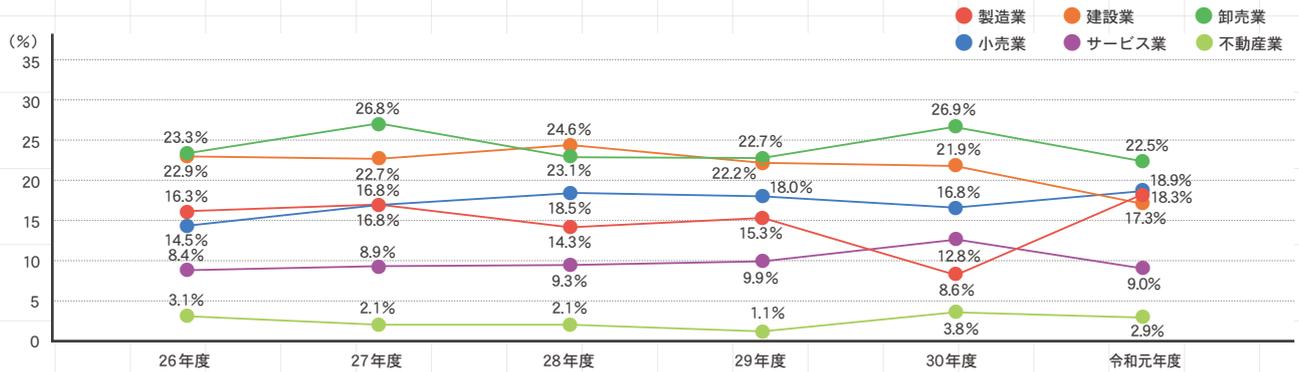
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
代位弁済	件数	1,974	1,545	1,524	1,505	1,634	1,643
	代弁元金	24,620	18,097	18,039	17,049	19,302	18,593
	前年比	92.4%	73.5%	99.7%	94.5%	113.2%	96.3%
金融安定化	代弁元金	238	92	26	78	48	131
	構成比	1.0%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.7%
震災関連	代弁元金	198	169	177	114	81	65
	構成比	0.8%	0.9%	1.0%	0.7%	0.4%	0.4%

## 代位弁済率の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
代位弁済率(全体)	兵庫	2.22%	1.68%	1.69%	1.58%	1.77%	1.71%
	全国	1.85%	1.68%	1.62%	1.54%	1.61%	1.64%
	近畿	2.13%	1.89%	1.72%	1.61%	1.63%	1.60%
代位弁済率(安定化・震災)	安定化	10.27%	10.27%	10.28%	10.28%	10.29%	10.30%
	震災	9.94%	9.97%	10.00%	10.02%	10.04%	10.05%

※代位弁済率は、全体分については「代弁元利/保証債務平均残高」、安定化分・震災分については「代弁元金(年度末累計)/保証承諾(平成14年3月末累計)」により算出しました。

## 業種別代位弁済の推移(構成比)

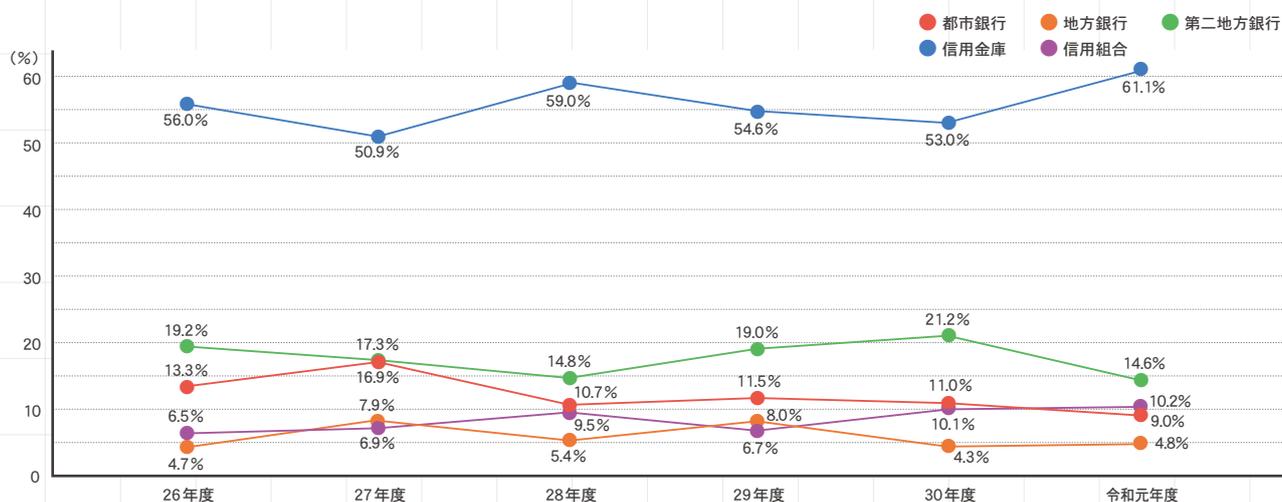


## 主要業種別代位弁済の構成比と金額の推移

(単位: 百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
● 製造業	構成比	16.3%	16.8%	14.3%	15.3%	8.6%	18.3%
	代弁元利	4,035	3,054	2,597	2,629	1,667	3,415
● 建設業	構成比	22.9%	22.7%	24.6%	22.2%	21.9%	17.3%
	代弁元利	5,688	4,133	4,471	3,811	4,258	3,229
● 卸売業	構成比	23.3%	26.8%	23.1%	22.7%	26.9%	22.5%
	代弁元利	5,780	4,887	4,192	3,901	5,226	4,212
● 小売業	構成比	14.5%	16.8%	18.5%	18.0%	16.8%	18.9%
	代弁元利	3,596	3,060	3,352	3,090	3,256	3,530
● サービス業	構成比	8.4%	8.9%	9.3%	9.9%	12.8%	9.0%
	代弁元利	2,087	1,616	1,697	1,692	2,480	1,678
● 不動産業	構成比	3.1%	2.1%	2.1%	1.1%	3.8%	2.9%
	代弁元利	781	380	389	194	744	542

## 金融機関群別代位弁済の推移(構成比)

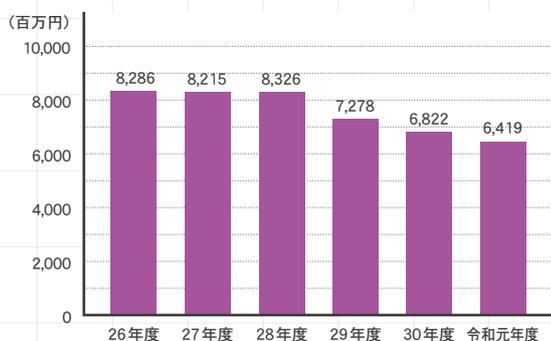


## 金融機関群別代位弁済の構成比と金額の推移

(単位：百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
● 都市銀行	構成比	13.3%	16.9%	10.7%	11.5%	11.0%	9.0%
	代弁元利	3,288	3,071	1,937	1,978	2,143	1,682
● 地方銀行	構成比	4.7%	7.9%	5.4%	8.0%	4.3%	4.8%
	代弁元利	1,169	1,438	979	1,379	840	890
● 第二地方銀行	構成比	19.2%	17.3%	14.8%	19.0%	21.2%	14.6%
	代弁元利	4,752	3,152	2,681	3,259	4,124	2,736
● 信用金庫	構成比	56.0%	50.9%	59.0%	54.6%	53.0%	61.1%
	代弁元利	13,871	9,268	10,712	9,373	10,283	11,439
● 信用組合	構成比	6.5%	6.9%	9.5%	6.7%	10.1%	10.2%
	代弁元利	1,608	1,248	1,725	1,146	1,954	1,905

## 求償権回収の推移(金額)



## 求償権債務者残高・求償権償却の推移



## 求償権回収の推移

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
求償権債務者残高	612,530	573,129	523,504	508,423	482,098	448,096
総回収	8,286	8,215	8,326	7,278	6,822	6,419
元損回収	8,083	8,011	8,152	7,154	6,714	6,326
元金回収	7,687	7,481	7,626	6,731	6,387	6,019
回収率	1.2%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%
回収率(全国)	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%
求償権償却	27,922	17,895	17,230	16,420	17,186	18,589

保証の状況

事故報告の状況

代位弁済の状況・回収の状況

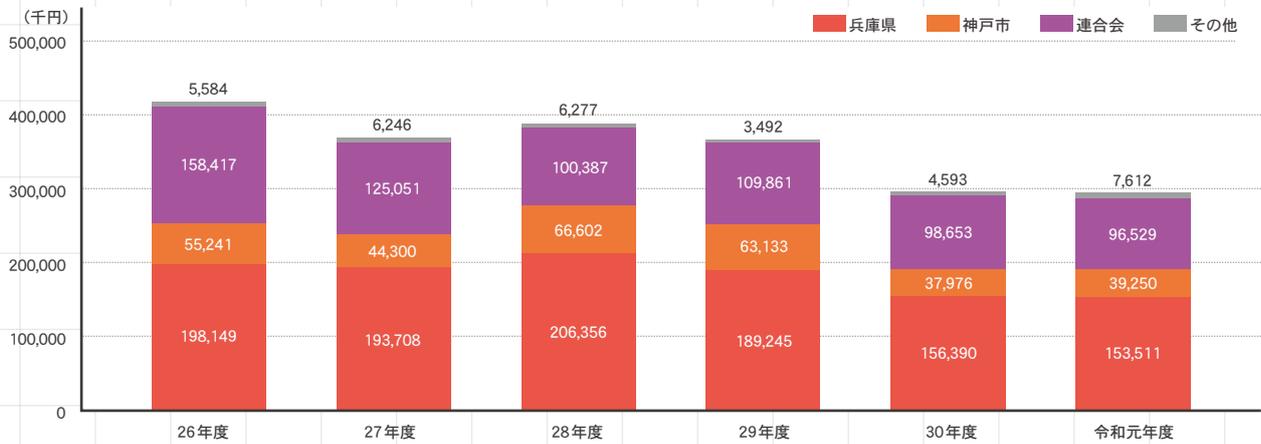
損失補償の状況等

# 損失補償の状況等

## 損失補償補填金の推移



## 損失補償納付金の推移



## 損失補償補填金・損失補償納付金の推移

(単位：千円)

	平成30年度				令和元年度			
	損失補填金	構成比	損補納付金	差額	損失補填金	構成比	損補納付金	差額
兵庫県	425,226	42.9%	156,390	-268,836	461,150	42.5%	153,511	-307,639
神戸市	32,307	3.3%	37,976	5,669	24,933	2.3%	39,250	14,317
連合会	517,042	52.2%	98,653	-418,389	576,347	53.1%	96,529	-479,818
その他	16,771	1.7%	4,593	-12,178	22,242	2.1%	7,612	-14,630
合計	991,346	100%	297,612	-693,734	1,084,672	100%	296,902	-787,770

※損失補填金の受領金と損補納付金は、代位弁済および求償権回収に係る年度が2ヵ年度にまたがります。

・地公体の損失補填金は、前年度11月～当年度10月の代位弁済に対するものです。

・地公体の損補納付金は、前年度1月～当年度12月の回収に対するものです。

・連合会の損失補填金は、前年度4月～前年度3月の代位弁済に対するものです。

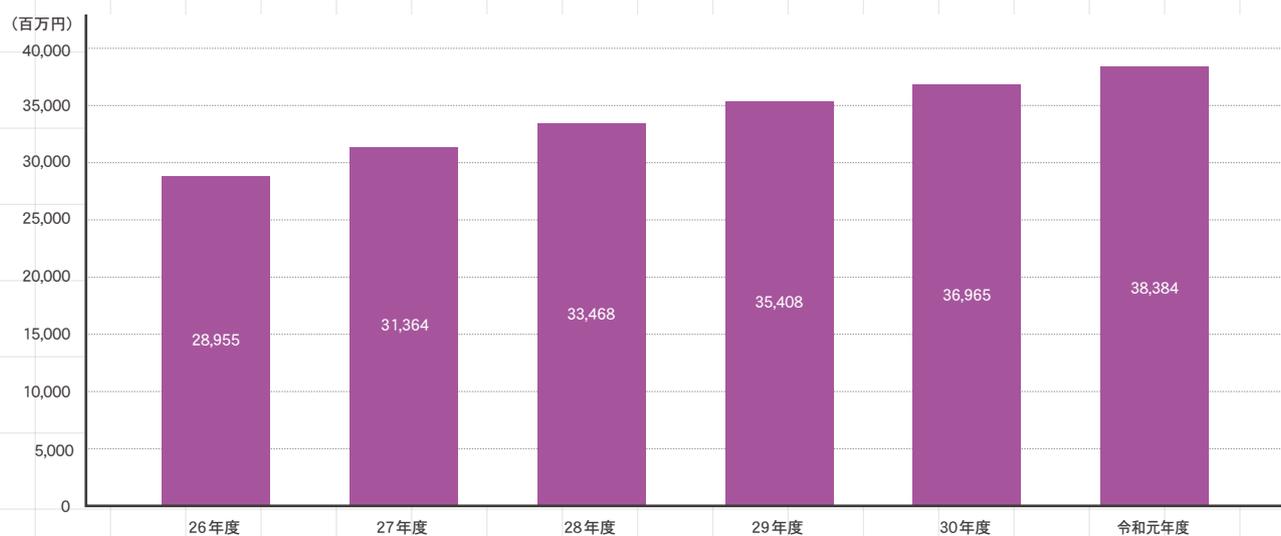
・連合会の損補納付金は、前年度2月～当年度1月の回収に対するものです。

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

## 支払準備資産の推移



## 収支差額変動準備金の推移



### ■ 支払準備資産・収支差額変動準備金の推移

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支払準備資産*	126,933	132,765	138,573	143,151	146,259	150,538
現金・預け金	29,438	30,686	31,470	31,986	31,640	34,263
有価証券	97,495	102,079	107,104	111,165	114,619	116,275
収支差額変動準備金	28,955	31,364	33,468	35,408	36,965	38,384

※借入金および関連会社株式を除きます。

保証の状況

事故報告の状況

代位弁済の状況・回収の状況

損失補償の状況等

# 広報活動

## LINEによる情報発信

ホームページアドレス：<http://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>

当協会では、時代に即したより効果的な広報活動を展開していくため、令和元年6月から、LINEによる情報発信を行っています。

LINEでは保証時報発刊のお知らせや保証制度のご案内、各種イベントの開催情報などを配信していますので、配信を希望する方は友だち登録をお願いいたします。

友だち登録の方法については、右のQRコードをお読み取りいただくか、LINEアプリ内で「@hyogo-cgc」を検索していただくと友だち登録をすることができます。詳しくは当協会のホームページをご参照ください。



## 広報誌「保証時報」の発行

毎月1回、広報誌「保証時報」を発行し、県内金融機関、県・市町、商工会・商工会議所等、約1,500機関に配布しています。協会情報や特集ページなど、充実した内容です。当協会ホームページではバックナンバーもご覧いただけます。



◀保証状況や保証制度などの協会情報を発信

▶特集コーナー



## 報道機関への情報提供

毎月1回、神戸経済記者クラブにおいて記者発表を行い、保証概況等のタイムリーな情報を提供しています。



令和元年7月20日付  
「神戸新聞(朝刊)」

「兵庫県金融100年史」を出版  
神戸で発表会  
地元産業との  
関わり振り返る  
兵庫県の金融100年史をまとめた「兵庫県金融100年史」が、20日(金)朝刊の神戸新聞(朝刊)に掲載された。この本は、兵庫県の金融100年史をまとめたもので、兵庫県の金融100年史をまとめたもので、兵庫県の金融100年史をまとめたものである。

起業目指す女性後押し  
神戸、先駆経営者が助言  
神戸市経済振興局(局長 藤田 隆)は、20日(金)朝刊の神戸新聞(朝刊)に掲載された。この本は、兵庫県の金融100年史をまとめたもので、兵庫県の金融100年史をまとめたものである。



令和元年7月24日付  
「神戸新聞(朝刊)」

広報活動

第三者介入・介入排除  
反社会的勢力等の排除

役員構成・機構図

お客様総合相談室・経営支援室

関連企業

ネットワーク

# 第三者介在・介入排除、反社会的勢力等の排除

広報活動

第三者介在・介入排除  
反社会的勢力等の排除

役員構成・機構図

お客様総合相談室、経営支援室

関連企業

ネットワーク

## 第三者介在・介入排除

当協会は、公平・公正・平等な信用調査・審査をするため、次のとおり取扱いをしています。

- 第三者が介在、介入する申込みはお断りします。
- 申込人以外の方の同席および交渉はお断りします。
- 申込人以外の方が持参または郵送した申込書は受付しません。
- 仲介手数料等の支払いが判明した申込みはお断りします。

## 反社会的勢力等の排除

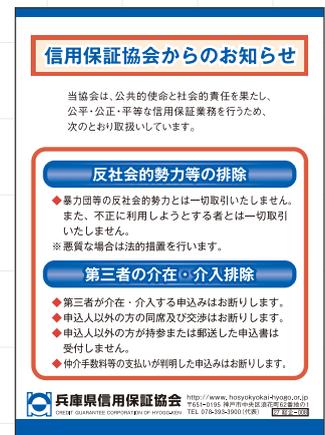
当協会は、反社会的勢力等とは取引いたしません。

当協会は、従前から暴力団、暴力団員等の反社会的勢力の排除に取り組んでまいりました。平成24年1月には信用保証委託契約書の暴力団排除条項を改正するなど、反社会的勢力排除の強化に努めています。

反社会的勢力等排除の取組みの一環として、リーフレットやポスターを作成し、中小企業・小規模事業者や関係機関等に対し周知徹底を図っています。

また、全職員を対象とした内部研修を行い、反社会的勢力等排除にかかる適切な対応等について徹底を図っています。

今後も反社会的勢力等排除に向けて、全職員一丸となり取り組んでまいります。



## 暴力団等排除対策会議の開催

当協会では、兵庫県警暴力団対策担当および(公財)暴力団追放兵庫県民センターの方々にご出席いただき、暴力団等排除対策会議を定期的開催しています。

同会議は、平成11年から開催しており、兵庫県警の方から最近の暴力団情勢について講話をいただくとともに、暴力団等反社会的勢力の排除に向けて連携強化を図るため、情報の共有と意見交換を行っています。

当協会は、今後も反社会的勢力等には毅然として立ち向かい、一切の排除に努めてまいります。



暴力団等排除対策会議

# 役員構成・機構図

## 兵庫県信用保証協会役員

(令和2年6月1日現在)

役員	氏名
理事長	杉本明文
専務理事	安部則行
常務理事	藤田博隆
常勤理事	本田好隆
常勤理事	井上裕之
理事	谷口賢行
理事	西尾秀樹
理事	佐野直人
理事	辻本ゆかり
理事	庵途典章
理事	平野裕一
理事	酒井康
理事	服部博明
理事	橋本博之
理事	土肥貴弘
理事	中林志郎
理事	瀬川里志
理事	幸田徹
理事	赤木正明
常勤監事	大下勝
監事	高見隆
監事	藤浪芳子

広報活動

第三者介入・介入排除  
反社会的勢力等の排除

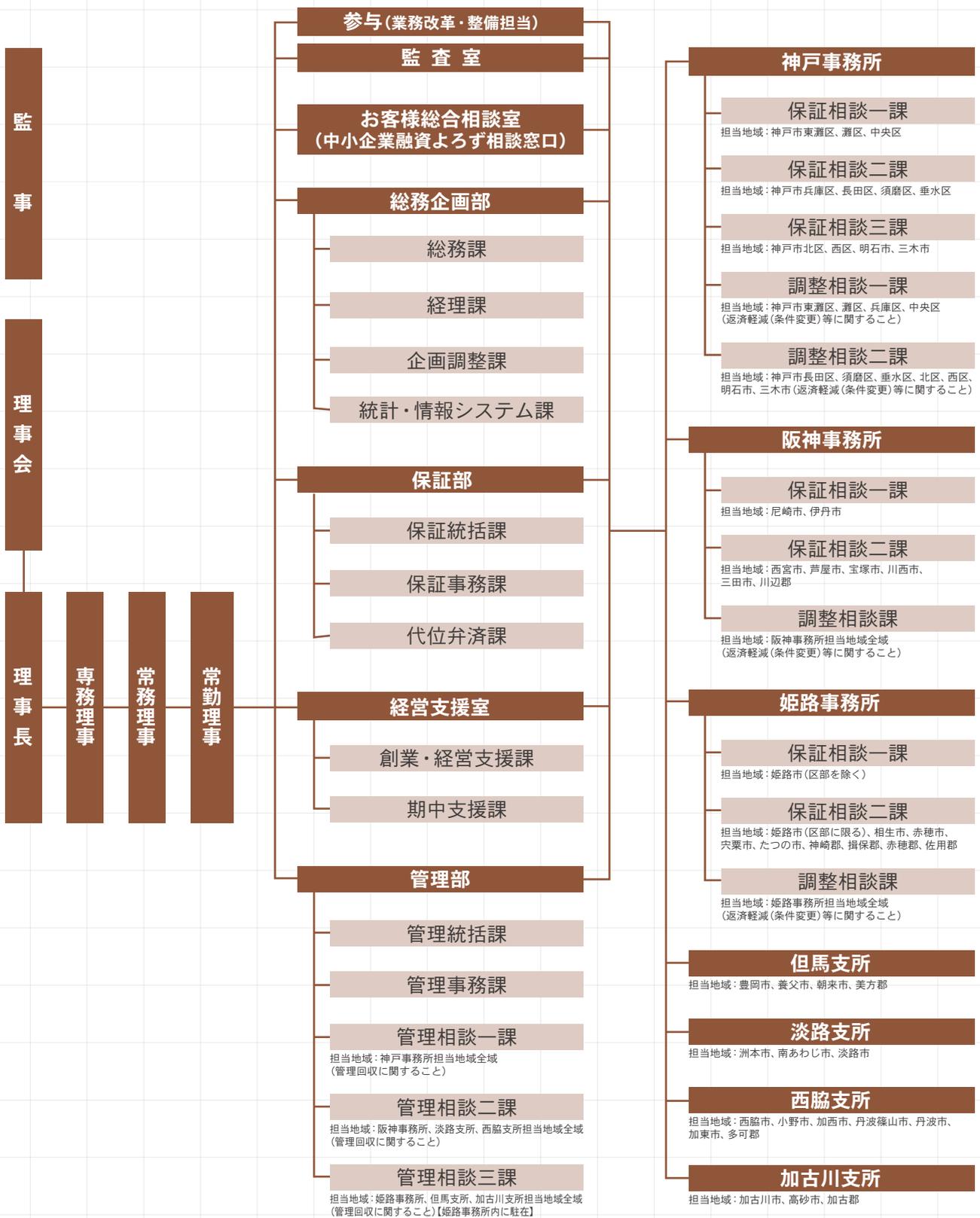
役員構成・機構図

お客様総合相談室、経営支援室

関連企業

ネットワーク

# 兵庫県信用保証協会機構図



広報活動

第三者介入・介入排除  
反社会的勢力等の排除

役員構成・機構図

お客様総合相談室、経営支援室

関連企業

ネットワーク

# お客様総合相談室、経営支援室

## お客様総合相談室（中小企業融資よろず相談窓口）

当協会は「お客様総合相談室」および「お客様総合相談窓口」を設置し、顧客満足度の向上に努めています。

当協会は、自主・中立の公的機関として、公平・公正・平等を保つため、ご本人主体の審査を行い、適正保証の推進に努め、信頼される保証協会を目指しています。

保証制度や業務に関するお問い合わせについて迅速に対応するとともに、ご提言または苦情・お気づきのことをお聞きし、至らないところを改善し、ご理解をいただくため、「お客様総合相談室」および「お客様総合相談窓口」を開設しています。

お客様総合相談室では、質の高いサービスを提供することを目的として、保証をご利用いただいたお客様ならびに金融機関に対し、「顧客満足度向上アンケート」を年1回実施し、ご意見等を業務改善につなげ適切な対策を講じており、加えて、内部研修の実施による職員の意識改革にも努めています。

また、信用保証の利用の有無にかかわらず事業経営に関する幅広い相談にお応えすることを目的として、お客様総合相談室に「中小企業融資よろず相談窓口」を設置しています。

### お客様総合相談室（中小企業融資よろず相談窓口）

TEL 078-393-3905

※お客様総合相談窓口は、本所・事務所・支所に設置しています。  
お問い合わせ先につきましては、77ページをご覧ください。

【お願い】当協会では、信用保証にあたり第三者の介入・介入（口利き）は、お断りしておりますので、ご依頼にならないようお願いいたします。

## 経営支援室

創業や新事業展開への支援ならびに事業継続のための支援を地域と一体となり、より積極的かつ継続的に推進するため「経営支援室」を設置しています。

経営支援室には、創業・新事業等の保証展開をサポートする「創業・経営支援課」および期中支援の専門部署となる「期中支援課」を設置しており、支援機関・金融機関の皆さまと連携してより一歩踏み込んだ経営支援を実施しています。

また、創業フェアをはじめとするイベントの開催に加え、「創業」や「事業承継」に関する制度や施策、イベント等を集約した情報誌を発行するほか、経営改善に取り組んでおられる方には職員が訪問しご相談にお応えすることにより経営改善計画の策定支援につなげるなど、きめ細かなサポートに努めています。

### 経営支援室

創業・経営支援課

TEL 078-393-3920

期中支援課

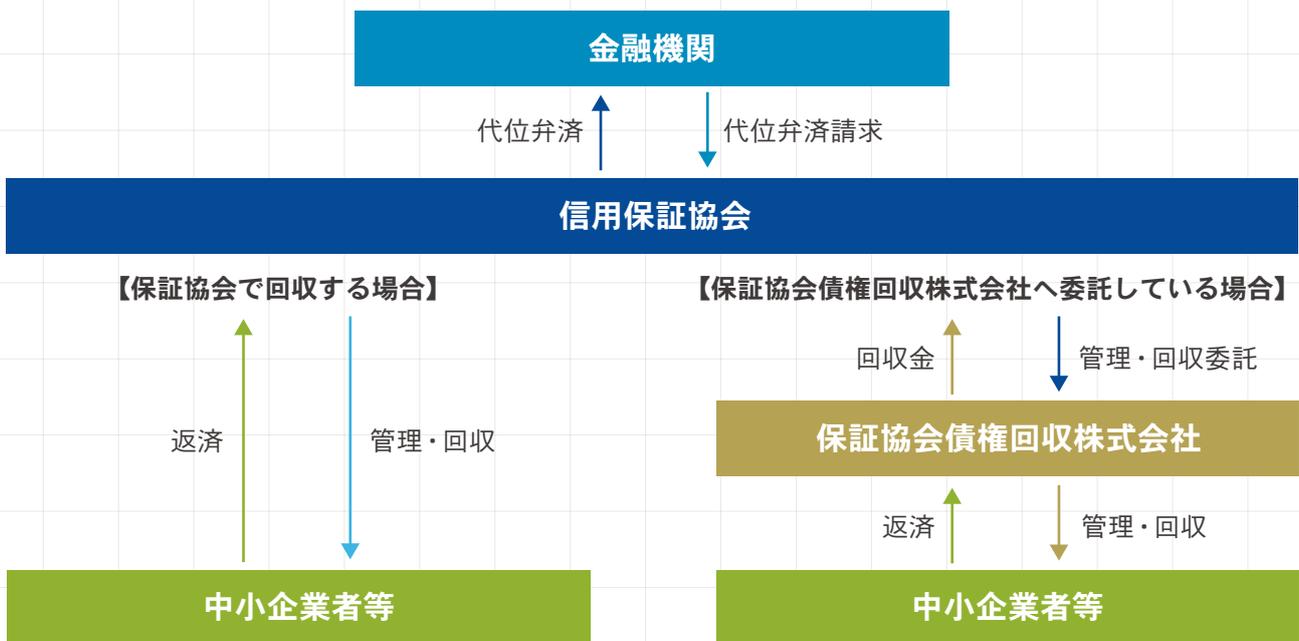
TEL 078-393-4024

# 関連企業

## 保証協会債権回収株式会社(サービサー)

平成13年4月1日に、全国の信用保証協会の共同出資によって、「保証協会債権回収株式会社」(本社：東京都)が設立され、これに伴い「保証協会債権回収株式会社兵庫営業所」が西宮市に開設されました。また、平成17年6月1日には、姫路市に姫路分室(当協会姫路事務所2F)が開設されました。同社では、信用保証協会から委託を受けた求償権の管理回収を主たる業務としています。

## 関係図



## ■保証協会債権回収株式会社の県内事業所一覧

兵庫営業所	〒662-0912	西宮市松原町 11-5	TEL 0798-36-5613
姫路分室	〒670-0965	姫路市東延末 3-27-2	TEL 079-289-3820



サービサー兵庫営業所



広報活動

第三者介入・介入排除  
反社会的勢力等の排除

役員構成・機構図

お客様総合相談室、経営支援室

関連企業

ネットワーク

# ネットワーク

## 県内ネットワーク

兵庫県は近畿地方において、最も広い面積を有しています(大阪府の約4.5倍)。この広い県域に対応するため、当協会は本所と3つの事務所、そして4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。

### 姫路事務所

〒670-0965  
姫路市東延末3-27-2  
TEL 079-289-3611

[担当地域]

姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡

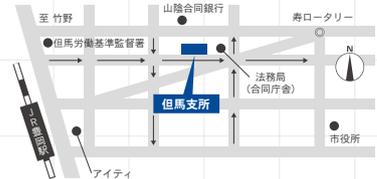


### 但馬支所

〒668-0024  
豊岡市寿町8-7  
TEL 0796-22-5171

[担当地域]

豊岡市、養父市、朝来市、美方郡



### 加古川支所

〒675-0064  
加古川市加古川町溝之口788  
TEL 079-424-1105

[担当地域]

加古川市、高砂市、加古郡

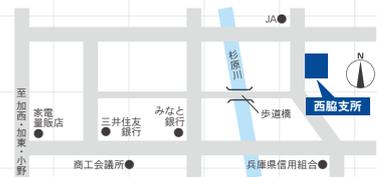


### 西脇支所

〒677-0015  
西脇市西脇885-27  
TEL 0795-22-6775

[担当地域]

西脇市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡

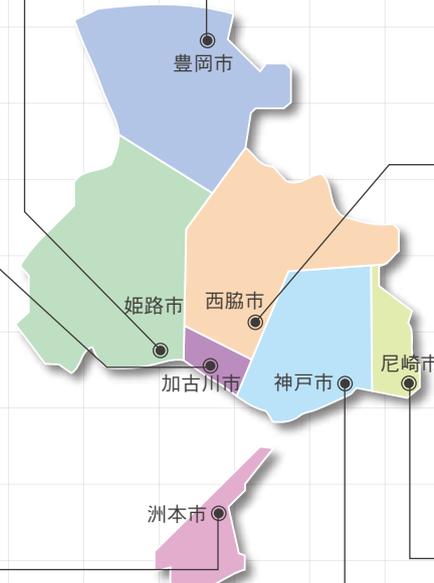
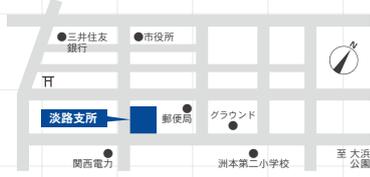


### 淡路支所

〒656-0025  
洲本市本町3-1-8  
TEL 0799-22-4493

[担当地域]

洲本市、南あわじ市、淡路市

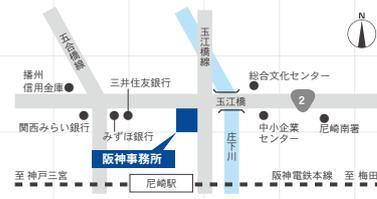


### 阪神事務所

〒660-0881  
尼崎市昭和通3-96  
尼崎商工会議所会館3F  
TEL 06-6411-4133(代)

[担当地域]

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



### 本所・神戸事務所

〒651-0195  
神戸市中央区浪花町62-1  
TEL 078-393-3900(代)

[担当地域] 神戸市、明石市、三木市



広報活動  
第三者介入・介入排除  
反社会的勢力等の排除  
役員構成・機構図  
お客様総合相談室、経営支援室  
関連企業  
ネットワーク

## お問い合わせ・ご相談窓口

お問い合わせ・ご相談窓口		電話番号	FAX番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)
お客様総合相談室 (中小企業融資よろず相談窓口)		078-393-3905	078-393-5156	兵庫県下全域 (融資全般の幅広い相談に関する事)
経営支援室	創業・経営支援課	078-393-3920	078-393-3980	兵庫県下全域 (創業および経営支援業務に関する事)
	期中支援課	078-393-4024	078-393-3980	兵庫県下全域 (期中支援および再生支援業務に関する事)
神戸事務所	保証相談一課	078-393-3909	078-393-3982	神戸市東灘区、灘区、中央区
	保証相談二課	078-393-3913	078-393-3982	神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区
	保証相談三課	078-393-3916	078-393-3982	神戸市北区、西区、明石市、三木市
	調整相談一課	078-393-3915	078-393-3981	神戸市東灘区、灘区、兵庫区、中央区 (返済軽減(条件変更)等に関する事)
	調整相談二課	078-393-3924	078-393-3981	神戸市長田区、須磨区、垂水区、北区、西区、明石市、三木市(返済軽減(条件変更)等に関する事)
	保証相談一課	06-6411-4146	06-6411-4144	尼崎市、伊丹市
阪神事務所	保証相談二課	06-6411-4147	06-6411-4144	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
	調整相談課	06-6411-4156	06-6411-4101	阪神事務所担当地域全域 (返済軽減(条件変更)等に関する事)
姫路事務所	保証相談一課	079-289-3611	079-281-6422	姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	079-289-3612	079-281-6422	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
	調整相談課	079-289-3613	079-281-6433	姫路事務所担当地域全域 (返済軽減(条件変更)等に関する事)
但馬支所	0796-22-5171	0796-22-1349	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡	
淡路支所	0799-22-4493	0799-22-4422	洲本市、南あわじ市、淡路市	
西脇支所	0795-22-6775	0795-23-0645	西脇市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡	
加古川支所	079-424-1105	079-425-5671	加古川市、高砂市、加古郡	
管理部	管理相談一課	078-393-3914	078-393-3985	神戸事務所担当地域全域 (管理回収に関する事)
	管理相談二課	078-393-3908	078-393-3985	阪神事務所、淡路支所、西脇支所担当地域全域 (管理回収に関する事)
	管理相談三課 (姫路事務所内に駐在)	079-289-3615	079-281-6433	姫路事務所、但馬支所、加古川支所担当地域全域 (管理回収に関する事)

※創業前で営業所がない方は、住所地または創業予定地を担当地域とする部署にご相談ください。

### 女性企業家支援チームについて

女性ならではのアイデア、感性、経験を活かした事業の相談を女性職員が承る「女性企業家支援チーム」を設置しています。ご相談のある方は、経営支援室 創業・経営支援課(TEL078-393-3920)までご連絡いただき、女性職員との相談をご希望の旨をお申し出ください。

### ホームページアドレス

<http://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>

## 全国ネットワーク

各都道府県および4市に計51の信用保証協会が設立されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約21兆円(令和元年度末)、信用保証協会を利用している中小企業・小規模事業者は約118万企業に及んでいます。

### 北海道・東北地方

北海道信用保証協会  
青森県信用保証協会  
岩手県信用保証協会  
宮城県信用保証協会  
秋田県信用保証協会  
山形県信用保証協会  
福島県信用保証協会

### 関東地方

茨城県信用保証協会  
栃木県信用保証協会  
群馬県信用保証協会  
埼玉県信用保証協会  
千葉県信用保証協会  
東京信用保証協会  
神奈川県信用保証協会  
横浜市信用保証協会  
川崎市信用保証協会

### 甲信越地方

新潟県信用保証協会  
山梨県信用保証協会  
長野県信用保証協会

### 東海地方

静岡県信用保証協会  
愛知県信用保証協会  
名古屋市信用保証協会  
岐阜県信用保証協会  
岐阜市信用保証協会  
三重県信用保証協会

### 北陸地方

富山県信用保証協会  
石川県信用保証協会  
福井県信用保証協会

### 近畿地方

滋賀県信用保証協会  
京都信用保証協会  
大阪信用保証協会  
**兵庫県信用保証協会**  
奈良県信用保証協会  
和歌山県信用保証協会

### 中国地方

鳥取県信用保証協会  
島根県信用保証協会  
岡山県信用保証協会  
広島県信用保証協会  
山口県信用保証協会

### 四国地方

香川県信用保証協会  
徳島県信用保証協会  
高知県信用保証協会  
愛媛県信用保証協会

### 九州・沖縄地方

福岡県信用保証協会  
佐賀県信用保証協会  
長崎県信用保証協会  
熊本県信用保証協会  
大分県信用保証協会  
宮崎県信用保証協会  
鹿児島県信用保証協会  
沖縄県信用保証協会

## 県内の中小企業支援ネットワーク

県内の中小企業・小規模事業者に金融と経営の一体的支援を実施するため、当協会を含めた36機関で兵庫県地域支援金融会議を構成しています。

### 兵庫県地域支援金融会議 構成機関

- |  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■(公財)ひょうご産業活性化センター</li> <li>■兵庫県商工会議所連合会(神戸商工会議所)</li> <li>■兵庫県商工会連合会</li> <li>■兵庫県中小企業団体中央会</li> <li>■兵庫県中小企業再生支援協議会</li> <li>■地域経済活性化支援機構</li> <li>■(一社)兵庫県中小企業診断士協会</li> <li>■兵庫県弁護士会</li> <li>■日本公認会計士協会兵庫会</li> <li>■近畿税理士会</li> <li>■商工組合中央金庫 神戸支店</li> <li>■日本政策金融公庫 神戸支店</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■三井住友銀行</li> <li>■但馬銀行</li> <li>■みなと銀行</li> <li>■神戸信用金庫</li> <li>■姫路信用金庫</li> <li>■播州信用金庫</li> <li>■兵庫信用金庫</li> <li>■尼崎信用金庫</li> <li>■日新信用金庫</li> <li>■淡路信用金庫</li> <li>■但馬信用金庫</li> <li>■西兵庫信用金庫</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■中兵庫信用金庫</li> <li>■但陽信用金庫</li> <li>■兵庫県信用組合</li> <li>■淡陽信用組合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■(一社)神戸銀行協会</li> <li>■(一社)兵庫県信用金庫協会</li> <li>■(一社)兵庫県信用組合協会</li> <li>■信金中央金庫 神戸支店</li> <li>■近畿経済産業局</li> <li>■近畿財務局 神戸財務事務所</li> <li>■兵庫県 産業労働部地域金融室</li> <li>■<b>兵庫県信用保証協会(事務局)</b></li> </ul> |
|--|--|--|--|

本誌の内容については、総務企画部企画調整課(TEL 078-393-3922)へお問い合わせください。

広報活動

第三者介入・介入排除  
反社会的勢力等の排除

役員構成・機構図

お客様総合相談室、経営支援室

関連企業

ネットワーク



Outline of  
Credit Guarantee Corporation of  
Hyogo-ken



Outline of  
Credit Guarantee Corporation  
of Hyogo-ken

